

第五部 近代關係史料

上村行徵日記

明治九年一月一日ヨリ

十年六月二十四日ニ至ル

日 曆

明治九年丙子一月一日曇 辰

六時過起、内掃除仕舞、通常禮服ニテ出庁、九時ナリ、十時
拝賀、御写真拝、引統判官以下拝賀、十一時過退出、支度替
ニテ御写真拝、十二時ヨリ上井谷村其外追々入来、酒宴、

一時過ヨリ有川同伴、瀬頭諸所散歩、五時過飯ニ有川エ寄、
平田・村田・近藤ナト、追々入来ニテ十時前飯ル、即休ム、
同二日曇晴交ル 巳

六時過起、内外掃除、追々来客、九時過ヨリ出足土井・新
納・谷村・長倉・有馬・宇宿・平田・上村・手塚・中山・
佐藤・大和田・郡司・祢寝・岩村・奈須・横尾・蒲原・竹
内・村田・安井・柴田ヲ訪ヒ、十二時過飯ル、詩作等二時
前神代勝彦入来、都城其外之者共ヨリ返金貳百円ノ証書ヲ
渡ス、福山酔後二入来、同伴ニテ高田旅宿工行、三時過飯

ル、高田并ニ林次郎・左工門入来、夜入、有川・村田之家
内中、并ニ新納入来、九時過飯、暫シテ休ム、

一月三日晴風立 午

六時過起、内外掃除、村田弟并ニ竹内・市来入来、改正米
価一条吟味ニ付、八時過福山工行ケトモ、他出故、即飯九
時ヨリ出庁、改正一条ニ付、園田行真白川県出張ノ儀ヲ
達ス、二時前退出、帳留等園田・近藤・糟谷・加藤・安井
・招置候處、四時前ヨリ入来、日入前ヨリ酒肴出シ野村ニ
モ入来、九時過飯リ、直ニ休ム、

同四日晴曇 未

六時過起、内外掃除、政始ニテ九時前出庁、諸課ヨリ昨年
中ノ事務披露、一時過退出、伊藤俊治東京ヨリ着ニテ同人
并山下・大和田・有馬・平田追々入来大禮服届ク、内務大
藏卿ヨリ内達ノ條有之、福山エ相談エ夜入本ヨリ行、九時
飯リ、暫シテ酒呑、十時過休ム、

同五日曇夜入元ヨリ雨 申

六時起仕舞、長倉ヲ喚、内務大藏エ上申書福山方ヨリ進達
十時過大禮服ニテ出庁、新年宴会、一時過退出、二時ヨリ
出、平田エ一刻寄、夫ヨリ吉村・瀬頭方歩行、市来・有馬
エ寄り、夜入本飯ル、夜入帳留等、又ハ詩作、八時ヨリ酒

給り、十時休ム、

一月六日雨曇 酉

六時過起仕舞、御書調方、九時前佐土原ノ田村・野村外一人入来、暫嘶、松元利中上井嫡子園田家内追々入来、東京貞固并祥三信書到来、即返書ヲ作り、本日郵便ニ出ス、夜入書見、八時ヨリ飲酒、十時前休ム、

同七日曇雨 戌

六時過起、内掃除、大禮服格護、中村親入来、九時前出勤、三時過退出、井上市兵エ加詩清書肴料添大井エ贈ル、福山ノ川畑、并ニ津野追々入来ス、夜入前ヨリ荘内副戸長等三人入来、後酒共出シ、八時過ギ皈ル、暫候テ休ム、

同八日間々雨曇 亥

六時過起仕舞、濱田等入来、九時出勤、三時過退出、宿元状認方等五時前桑田入来、后市来山下有隣有川伊藤夫婦入来馳走、十時前皈ル、暫候テ休ム、

同九日 雨 子

六時小雨起仕舞、七時過木幡并福山ノ平原外一人入来、病院開講ニ付、八時三十分ヨリ出席、十時過出勤、三時過退出、高田并飲肥ノ町田・山下・木幡追々入来、夜入帳留等汾陽中二殿ヨリ前田一件ニ付、書面達ス、八時過ヨリ酒給、

十時前休ム、

同十日曇晴 丑

六時過起、内外掃除三宅入来、九時前出勤、四時前退出桑田一刻入来、帳留等川畑便ヨリ八郎次様御状達、日入本山田清次并堤親一刻入来、夜入ヨリ上村・蒲原・徳永入来、酒肴出ス、十時前皈ル、直ニ休ム、

一月十一日晴曇 寅

六時過起、内外掃除、谷村・平田・川畑・市来連追々入来、仕部人数モ同断、園田ヲ頼ミ、髪摘ミ、大山令并祢寝・汾陽宿元エ書状認、中村親明日皈便ニ頼ム、夜入本白土佐伯入来、七時川越東京着ニテ入来、有川・大和田入来、酒共出シ、十時過皈リ、直ニ休ム、

同十二日晴霜 卯

六時過起、髪スリ、九時前出勤、三時過退出、大島一刻入来、五時比ヨリ野村四郎・肥田景正入来、夜入前ヨリ野村綱ニモ入来、夜入酒共出シ、九時過皈、暫候テ休ム、

同十三日晴霜 辰

六時過起仕舞、野村綱入来、暫咄、長倉・大和田・徳永・野村四郎・築崎追而入来、九時過出勤、四時前退出、市来・林追々入来、明日ヨリ旅行之仕舞方、夜入帳留等八時過

ヨリ飲酒、十時休ム、

同十四日晴曇 巳

五時起仕舞、八時村田・竹内・土屋等入来、九時前発車中
途ニテ暫休ミ、十二時前廣瀬・伊崎屋工着、一時前ヨリ川
南学校并女学工行、三時後飯ニ諸所巡廻、五時過飯入湯夜
入新納・森・池田入来、酒肴共出ス、十時過飯休ム、

同十五日曇間々微雨 午

七時前起仕舞、九時過廣瀬出発、馬行都於郡ニテ昼飯給上
三財村エ三時着、宿ハ副戸長所同所田畑量丈見分ニ廻村夜
入本飯り入湯七時過ヨリ塩其外戸長ナト呼出酒肴ヲ供ス、
十時過休ム、

一月十六日曇間々微雨 未

七時過起仕舞、十時ヨリ同村学校エ出席十二時過同村発馬
右松村川畑ニテ昼飯給夜入高鍋町大坂屋工着、武藤・神代
・秋月・堤・大和田追々入来、酒肴出ス、十二時前休ム、
同十七日曇晴 申

七時起仕舞、渡邊・大和田・堤・島田・三木・武藤・神代
等追々入来、九時過ヨリ島田学校并同女兒学工行、二時ヨ
リ橘瀬学工行、四時過飯り、入湯、秋月種節父子渡邊・神
代追々入来、酒肴出ス、十時過飯休ム、

同十八日晴曇夜雨 酉

曉五時過起、帳留、福山工之返書認、八時過ヨリ渡邊・大
和田・城・武東・神代追々入来、十時過ヨリ渡邊・武東同
行、菖池小学工行試験、一時過ヨリ蚊口小学工行、夫ヨリ
湊口諸所巡視、五時過飯、入湯、夜入過ヨリ城・武東・渡
邊入来、十一時前飯、休ム、

同十九日晴 戌

六時起仕舞、八時過ヨリ城・武東・神代等追々入来、十時
高鍋町発馬、都農ニテ昼飯、美々津町加賀屋工四時過着、
入湯、帳留等、夜入本ヨリ渡邊・大和田・石井副戸長兩人
入来、用談酒肴出シ、十時過飯、直ニ休ム、

一月廿日晴曇 亥

六時過起仕舞、九時過ヨリ渡邊・石井入来、暫シテ同行小
学工行試験、一時前飯り、昼飯給、幸木工行、飯二舟ニテ
川筋諸所巡視、五時前飯、石井・林入来、暫シテ飯ル、夜
入訓導灌澤外兩人呼、酒肴出ス、九時過飯、直ニ休ム、
同廿一日曇四時比微雨 子

六時過起仕舞、九時前美々津発馬、十二時前富高工着、一
時比ヨリ渡邊区长芳賀木村ナト入来、三時過飯ル、大和田
一刻入来、夫ヨリ帳留、夜入本ヨリ渡邊・大和田・水町・

芳賀・森戸長入来、酒肴共出シ、十時販リ休ム、

同廿二日晴曇

丑

六時過起仕舞、芳賀等入来、九時ヨリ新町小学工行試験十
二時前富高出馬、中途ニテ昼飯、四時過延岡町小田所工着
入湯、学区取締門馬等入来、夜入渡邊・大和田・加藤・柴
田入来、酒肴共出ス、十時過販リ、直ニ休ム、

同廿三日晴曇

寅

六時過起仕舞、八時過ヨリ加藤渡邊入来、同行ニテ祝子村
三里量地場工行、夜入販ル、暫候テ中川亨并大和田父子入
来、酒肴共出、十時販ル、暫シテ休ム、

同廿四日晴曇

卯

六時過起仕舞、八時過門馬・渡邊入来、近藤小曾戸其外暫
入来、九時ヨリ中町小学工行試験、十一時過本小路小学工
行同断、一時過ヨリ亮天社学同断、四時後旧城跡ヨリ諸所
遊歩、夜入本販ル、門馬一刻入来、夜入渡邊入来、明日賞
与品手當後酒肴共出シ、十時過販リ、休ム、

一月廿五日曇午後雨 辰

六時起仕舞、八時前赤坂某入来、八時ヨリ北小路小学工行、
下等小学卒業生七人試験、一人落第、五時過販ル、門馬并
右生徒追々入来、夜入東前田・高橋・加藤・柴田入来、酒

肴共出、十二時前販、直ニ休ム、

同廿六日朝雨曇間々雨 巳

七時過起仕舞、中川北小路小学訓導渡辺追々入来、帳留等
三宅如雪・近藤千賀良追々入来、旧曆ノ正月元日ナリ、二
時比ヨリ毛利・東入来、四時比ヨリ加藤・柴田三小区戸長
入来、夜入本ヨリ渡邊ニモ入来、酒肴出ス、十時前販直ニ
休ム、

同廿七日晴風立

午

七時起仕舞、鈴木才藏・渡邊・加藤等追々入来、帳留等午
後一時比ヨリ渡邊同行、新小路邊ヨリ東海港諸方散步四時
過販ル、夜入本ヨリ門馬・渡邊等入来、酒肴出、十一時前
販ル、直ニ休ム、

同廿八日晴

未

六時過起仕舞、加藤・柴田等入来、渡邊・門馬同行、九時
延岡出立、七小区工行、浦尻ニテ昼飯給リ、中途諸所休ミ
夜入前古江村戸長所江着ス、夜入、正副戸長・学校教員等
呼、酒肴出ス、十時過休ム、

同廿九日晴

申

七時過起仕舞、戸長等追々入来、十時比ヨリ学校工出、生
徒試験、十二時過販リ、一時過ヨリ大分県境宇土崎見分ニ

行、日入本坂ル、夜入、戸長并僧三河内副戸長等呼酒肴出ス、十一時前休ム、

同三十日晴 酉

七時過起仕舞、九時比古江出船、島之浦エ渡海、学校生徒試験、二時前同所出船、浦尻江着、同所ヨリ陸行、夜七時過延岡エ飯着、酒肴給リ、九時比休ム、長倉出張ニ付、渡邊入來、

同三十一日晴 戌

七時過起仕舞、加藤・門馬・渡邊追々入來、十時比ヨリ渡邊同行、新小路小学工行試験、一時過ヨリ恒富小学工同断四時過飯ル、長倉中属御用有之差越、御用濟六時過出立加藤・柴田・渡邊入來ニテ、酒肴出ス、十一時比休ム、

二月一日晴 亥

七時半起仕舞、追々客來、一時前延岡出発、柴田・門馬・渡邊同行、北方村酒屋エ夜入前着、夜入、右人数并、戸長等呼、酒肴出ス、十時過休ム、

同二日晴 子

七時前起仕舞、九時過北方村小学工行生徒試験、十二時前同所出立、田之下ニテ昼飯給リ、宮水村酒屋エ夜入着、正副戸長等呼、前全断、十時比休ム、

一月三日晴曇

丑

八時前仕舞、十一時過宮水出発、中途諸所休ミ、四時過三田井田崎耕藏所エ着、副区長小牧根・戸長今村等入來、夜入、酒肴出ス、十時比休ム、

同四日晴曇 寅

七時過起仕舞、追々客來、十時過ヨリ同村小学工行生徒試験、十二時飯リ、一時ヨリ渡邊・今村同行、押方村小学工行同断、五時過飯リ、夜入、今村并戸長教員後藤入來、馳走ス、十時過休ム、

同五日晴 卯

七時起仕舞、相木・小牧根等追々入來、十時過ヨリ区长所エ出、夫ヨリ田島検査方工行、四時前飯ル、夜入過ヨリ後藤・相木・小牧根呼ヒ、酒肴共出ス、十時過休ム、

同六日曇午後二時比ヨリ雨 辰

六時過起仕舞、九時過三田井出発、中途ヨリ雨、宮水ニテ昼飯、夜入、本新町酒屋着、亭主共呼、酒給リ、十時前休ム、

同七日曇晴 巳

七時前起仕舞、九時新町出発、北方村戸長所エ寄昼飯、東出迎、暫休ム、着掛泉神社エ参詣、夜入、延岡町小田所エ

投宿、加藤・柴田・門馬追々入来、酒肴出ス、十時前飯
ル、

二月八日晴 午

七時前起仕舞、十五大区戸長尾崎ヲ呼、区长松元等エ之慰
勞金拾円宛相渡ス、加藤・柴田・羽生等追々入来、十一時
ヨリ同所商社工行、塚本エ面会、十二時後飯リ、午後一時
延岡町出発シ馬行、夜入、細島エ着、日高所旅宿戸長教員
鈴木ヲ呼、酒肴ヲ給ス、十時過休ム、

同九日晴 未

七時前起仕舞、十時ヨリ細島小学工行試験、十二時過飯ニ
港内見分、一時過飯リ、昼飯、学区取締森戸長同行、二時
過細島出立步行、富高新町佐藤所エ着、水町入来、暫晰、
夫ヨリ日誌留方、夜入、改正局出張加藤・渡辺外一人入来
酒肴出ス、十時比飯、直ニ休ム、

同十日晴 申

六時起仕舞、水町・森入来、九時新町出立掛、加藤旅宿ニ
一刻寄、夫ヨリ馬行、美々津町加賀屋ニテ昼飯給リ、戸長
石井出迎、夫ヨリ馬行、四時前都農町緒方エ着、戸長等追
々入来、夜入、本ヨリ正副戸長并ニ神官等入来、酒肴出ス
十時過皆引取、休ム、

同十一日晴 酉

七時起仕舞、戸長等追々入来、紀元節ニ付、九時前都農神
社參詣遙拝、飯ニ学校工行試験、十二時飯リ一時過ヨリ福
良港見分ニ行キ、諸方巡視、四時過飯リ、紀元節祝ニ付、
戸長・神官・教員等拾余名呼、酒肴ヲ出ス、十時比休ム、
二月十二日曇午後雨 戌

六時過起仕舞、追々戸長等入来、九時三十分都農町出馬、
午前高鍋馬場原学校エ着、生徒試験、四時過同町大坂屋エ
着追々区戸長等入来、夜入、本ヨリ秋月・種節・黒水・武
藤・神代・田村訓導・小池等入来、酒肴出ス、十時休ム、
夜入、本ヨリ大雨、

同十三日晴曇 亥

六時過起仕舞、追々区戸長等入来、九時前高鍋町発馬、二
里塚近辺高松ニテ昼飯、三時前飯着、四時過ヨリ權令所工
行、夜入、本飯ル、入湯、夜入、長倉入来、九時過飯ル、
直ニ休ム、

同十四日晴 子

六時過起仕舞、村田・土屋其外追々客来出掛、有馬エ寄り
九時出勤、三時過退出、山下兼彦其外追々入来、夜入、本
ヨリ太田久三郎・島太郎入来、酒肴出シ、八時過飯ル、

暫シテ休ム、

同十五日晴

丑

六時起仕舞、追々客来、九時前出勤、三時過退出、石上曉了・佐藤・黒田入来、宿元并汾陽エ之書状認、柳田直太郎明日販リニ托ス、夜入、帳留等、八時ヨリ飲酒、九時過休ム、

二月十六日曇

寅

六時起仕舞、九時過ヨリ大島景保・有馬・島崎・佐伯・白土・伊藤・隈元・堤・園田等追々入来、旅行中巡視ノ学校生徒書類、并ニ名書取調等、夜八時過迄飲酒、十時前休ム、

同十七日曇、午後三時比ヨリ雨 卯

六時起仕舞、追々客来、九時前出勤、三時過退出、帳留方等、東京横山ヨリ書信達ス、夜入、横山貞固祥三徳尾エノ書状認メ、明日郵便ヨリ出ス、十時前休ム、

同十八日曇晴

辰

六時起仕舞、追々客来、九時前出勤、三時過退出、谷村堤父入来、五時過販ル、夜入、仕丁ノ中村・濱田入来、九時過販ル、暫シテ休ム、

巳

六時前起仕舞、追々客来、九時前出勤、三時過退出ヨリ西洋農具試験場エ行、四時過販、近藤妻入来、夜入、本販ル夜入帳留、七時過ヨリ渡辺入来、十時前販ル、暫シテ休ム、

同廿日曇

午

六時起、内夜掃除、市来政常・徳永追々入来、九時出勤、四時前退出、飢肥ノ鬼束一刻入来、夫ヨリ帳留等、夜入本ヨリ龍岡并都城町ノ安楽富太郎・大峯益次、中村町ノ加藤豊蔵入来、十時前販ル、

同廿一日曇三時過ヨリ雨 未

六時起、内掃除、九時前龍岡并都城間須吾大峯入来、十時過ヨリ松山精一郎・上井・都城龍岡新二・安楽去川之二見昌賢追々入来、府県職制事務章程写方、夜入帳留等九時過休ム、

二月廿二日曇雨

申

六時起、追々客来、九時前出勤、四時前退出、新聞見等夜入、本ヨリ有川・村田入来、九時過販ラル、

同廿三日微雨後曇 酉

六時過起、上村行清入来、九時出勤、三時過退出、鮫島元入来、暫談話、五時前門馬勇入来、暫噺、明日高田利平販

リニ付、宿元并中二卜ノエ書状認頼ム、夜入帳留等九時過
休ム、

同廿四日曇晴 戌

六時起、内外掃除、追々客来、九時前出勤、四時前退出
々客来、鹿兒島ヨリ上村行英・宮之原正藏来着、夜入、本
ヨリ有馬・園田共二人来、寛咄十時過飯ル、暫シテ休ム、

同廿五日曇雨 亥

六時過起、内外掃除、九時前出勤、三時過退出、暫シテ行
英入来、夜マテ緩話、五時前門馬入来、暫話風呂ニ入、九
時前休ム、

同廿六日曇 子

六時起、内外掃除、新聞見、佐伯・白土・大和田・佐藤・
井上権宮司・長倉南村追々入来、二時ヨリ上井・有馬エ見
舞、諸所步行四時前飯ル、高岡之清水并ニ鳥原入来、帳留等
夜入、本ヨリ有馬工行、上村・宮之原入来ニテ十時飯ル、

二月廿七日曇 丑

六時起、内外掃除、九時前出勤、三時過退出、新聞見、四
時過龍岡一刻入来、夜入、帳留等、九時過休ム、

同廿八日晴 寅

六時前起仕舞、学校試験ニ付、八時ヨリ出席、十二時出勤

四時過退出、飢肥ノ鬼束・平田追々入来、夜入書見、十時
前休ム、

同廿九日曇晴 卯

六時前起、内外掃除、八時過出勤、三時過退出、書見、安
井妻一刻入来、夜入帳留等、十時休ム、

三月一日曇間々雨 辰

六時前起仕舞、松元尚左エ門并靴師ノ竹下等追々入来、十
時ヨリ有馬・園田・平田入来、同行ニテ福山工行、十二時
過ヨリ環二并ニ宮之原同携舟行、川尻ニテ網打、七時過飯
ル暫シテ野村綱入来、八時前飯ル、休ム、

同二日晴 巳

六時前起、内外掃除、八時過福山并ニ飢肥ノ者入来、九時
前出勤、三時過退出、五時堤長発入来、暫咄、夜入書見帳
留等、十時前休ム、

同三日晴 午

六時前起仕舞、九時前出勤、三時過退出、暫シテ上村行英
・島崎・和田・木幡等追々入来、六時前ヨリ上井・大島・
村田并懲役掛人数相招、十時過飯、暫シテ休ム、先月廿二
日祥三ヨリ来書達ス、

三月四日晴 未

六時前起、汾陽エノ書狀認ム、大島・三宅等入来、九時前
出勤、三時過退出、野村并二園田・土屋・木幡追々入来、
明日ヨリ旅行仕舞、夜入宿元狀認、明日行英阪ニ托ス、十
一時前休ム、

同五日晴夜雨 申

五時起、旅行仕舞、七時過蒲原入来、田原・三宅追々入来
八時発馬折生 迫エ休ミ、昼飯給リ、同所ヲ十二時過発 船
四時過鶴戸下エ着船、事務所エ一同着、夜入本ヨリ雨酒肴
出、九時過休ム、

同六日雨 酉

七時前起仕舞、二時過雨歇、
御祭典四時過済、夜入酒肴出、十時前休ム、
同七日雨間々曇 戌

七時過起仕舞、十時前雨歇、境界見分ニ廻リ、坂ニ高橋所
エ寄り、十時過阪販リ、四時比槽谷・原田入来、夜入昨夜同
断、十時過休ム、

三月八日晴 亥

六時起仕舞、社地境界評議相決ス、十二時鶴戸発足、諸所
休ミ、内海宿エ夜入前着、松元モ同宿ニテ、夜入過ヨリ酒
飲ミ、十時過休ム、

同九日晴 子

六時前起仕舞、九時内海出足諸所休ミ、本郷ニテ昼飯、五
時過飯着、山本庄助船明後日出航ニ付、鮎二百五十、蠟燭箱
入付ニテ頼ム、夜入都城ノ長二郎入来、風呂ニ入、帳留、
九時過休ム、

同十日曇晴 丑

六時起仕舞、三宅・田原追々入来、八時過出勤、三時過退
出、竹内実行便ヨリ宿元狀達ス、四時過高木一刻入来、帳
留等、夜入新開見、九時過休ム、

同十一日晴 寅

六時前起、内外掃除、新開見、伊藤権兵エ・日置十兵エ・
白土・佐伯・園田追々入来、四時前竹内東京ヨリ着ニテ入
来、暫嘶、祥三エ書狀認、郵便ニ出ス、夜入飲酒、八時過
休ム、

同十二日曇午後四時微雨 卯

六時起仕舞、八時前福山エ行、暫嘶、直ニ出勤、有馬七等
出仕判事兼任、并兩人兼任解免ヲ本日申立、四時退出土屋
・長倉入来、暫嘶ス、夜入前ヨリ福山司行近藤所エ行、十
時過飯ル、
同十三日雨 辰

六時起仕舞、松元尚左工門・清水喜助追々入来、九時前出勤、三時過退出、書見、夜入蒲原入来、十時前飯ル、直ニ休ム、

三月十四日晴曇風立 巳

六時起仕舞、上村還ニヨリ書状達ス、八時過出勤、三時過退出、暫シテ蒲原所工行、五時飯ル、夜入前ヨリ有馬・宇宿入来、七時過ヨリ野村・堤・田尻入来、九時過飯ル、暫シテ休ム、

三月十五日晴 午

六時前起、内外掃除、帳留等、八時過出勤、三時過退出宿元并ニ上村行英工書状認、福山下人明日出立飯郷ニ付頼ム夜入書見等、九時過休ム、

同十六日晴 未

六時前起、内夜掃除、上井・桑田・宇宿・有馬追々入来、十一時前ヨリ有馬工行、飯ニ平田へ寄、二時前飯ル、六時前伊木七之助入来、暫嘶、夜入前ヨリ近藤妻外一人入来、九時過飯ル、直ニ休ム、

同十七日晴曇 申

六時起、内外掃除、追々客来、八時過出勤、三時過退出、書見等、伊藤権兵工入来、暫嘶、夜入前ヨリ伊木七之助入

来酒肴ヲ出シ、八時過飯ル、暫シテ休ム、
同十八日曇雨 酉

六時前起、内外掃除、駒木根入来、八時過出勤、三時過退出、帳留等、佐土原ノ松下并飢肥ノ郡司外一人追々入来、夜入本松、夜入帳留等、九時過休ム、

三月十九日晴曇 戌

六時前起、内外掃除、八時過出勤、三時過退出、朝ノ内昨日ノ松下并伊木入来、五時前渡邊・宇宿入来、暫嘶、風呂ニ入、夜入書見、九時休ム、

同廿日晴曇 亥

六時前起仕舞、八時大和田・谷村追々入来、九時出勤、三時過退出、四時過ヨリ篠崎入来、五時過飯ル、夫ヨリ帳留等、夜入宿元工書状認、明日福山飯便ニ頼ム、十時休ム、

同廿一日晴曇 子

六時前内外掃除、八時過ヨリ福山久世・志々目稻用・高橋・上井・平田・土屋・長倉・大和田養父追々入来、十二時前迄一時過ヨリ福山飯省ニ付見舞、飯ニ竹内・有馬工寄、四時飯飯ル、習字等、夜入新聞見、九時過休ム、

同廿二日晴 丑

六時前起、内外掃除、八時過出勤、三時過退出、三田井田

崎工送ル、詩清書、西洋草花種子蒔方等、夜入新聞見、九時過休ム、

同廿三日晴風立 寅

六時前起、内外掃除、帳留等、八時過出勤、三時退出、書見等、田原并神宮伊牟田・新納・坂田・前田招キ、六時過ヨリ入来、九時過飯、暫シテ休ム、

同廿四日晴同断 卯

五時過起仕舞、高鍋之大坂屋并松元尚左エ門・竹内・市来追々入来、九時前出勤、三時過退出、帳留等又ハ書見、夜九時過休ム、

三月廿五日晴曇 辰

五時過起、内外掃除、市来并柴田敬塩追々入来、九時前出勤、三時過退出、長野祐之入来、書見、夜入本ヨリ大島・柴田・駒木根入来、九時過飯ル、

同廿六日曇雨 巳

五時過起、内外掃除、十時前長倉入来、書見等、伊集院周助昨夜着ニテ入来、暫晰、家信達ス、二時前ヨリ近藤入来三時比飯ル、園田ヲ頼ミ、髪摘ミ方イタス、宿元并中二エノ書状認方、夜入本迄、市来下人明日飯便ニ頼ム、夜入書見等、九時過休ム、

同廿七日晴曇 午

五時過起、内外掃除、飢肥ノ岡善市外一人入来、九時前出勤、四時前退出、伊集院周助入来、新聞見等、夜入、長倉入来、七時過飯ル、十時休ム、

同廿八日晴 未

五時過起、内外掃除、帳留等、八時過出勤、四時前退出、堤一刻入来、島太郎来ル、書見等、六時前ヨリ出有馬工寄同行ニテ瀬頭方步行、島崎聖行久光工餞別、九時過飯リ、直ニ休ム、

同廿九日晴曇 申

五時過起仕舞、八時過出勤、三時過退出、掛廣島方諸散步、四時過飯ル、新納美庫入来、夜入前風呂ニ入、夜帳留等、九時過休ム、

同三十日晴 酉

五時起、内外掃、八時過出勤、三時過退出ニ、久光軍太明日帰白京ニ付、旅宿工暇乞ニ行、五時過キ長倉一刻入来、夜入本ヨリ市来・川畑・伊集院周助・伊東新八入来、十時前飯ル、直ニ休ム、

三月三十一日晴曇 戌

五時起、内外掃除、学校生徒試験ニ付、七時前ヨリ出勤、

十一時前ヨリ出廳、四時前退出ヨリ瓦焼方工行、飯ニ有馬
エ一刻寄り、五時前飯り、帳留等、夜入本佐土原田代入来
暫嘶、夜入新聞見、十時前休ム、

四月一日曇 亥

五時起、内外掃除、八時出勤、当日ヨリ一六人休暇相替リ
土曜日ニ付、一時前退出、有馬・長倉入来、第一大区々長
金子西吉田学区取締大島招用談、三時飯ル、夫ヨリ帳留等、
鈴木豊治一刻入来、夜入新聞見、九時過休ム、

同二日暁ヨリ雨後曇 子

五時過起仕舞、日曜休暇、貞幹殿詳三エノ書伏認、郵便出
ス、川澄・長倉・白土・佐伯追々入来、池内東京ヨリ着ニ
テ入来、暫嘶、夜入帳留等、九時過休ム、

同三日曇 丑

五時内外掃除、書見、十時前須田英吾入来、暫嘶、十一時
過ヨリ村田エ寄、長倉・有川同伴、宮崎神社参詣、五時過
飯ル、夜入近藤妻ナト入来、八時前飯ル、十時前休ム、

四月四日晴 寅

五時内外掃除、祥三学費金三十拾円郵便換ワセニイタシ、請
取証書書留郵便ヲ以、貞幹殿方エ向出ス、八時過出勤、三
時過退出、長野祐之・松田方規追々入来、帳留等、夜入新

聞見、十時前休ム、
同五日晴 卯

五時起、内外掃除、八時前靴師竹下入来、八時過出勤、三
時過退出、白土・佐伯・相木追々入来、太田時計取繕ヒ、
新聞見等、夜九時過休ム、

同六日晴曇 辰

五時起、内外掃除、八時過出勤、三時退出、中村小学生徒
用書籍包方等、夜入書見、九時過休ム、

同七日雨 巳

五時起仕舞、七時前長倉入来、同行ニテ、中村小学工行試
験、十一時過出勤、三時過退出、書見、五時比石井卓見入
来、暫嘶、夜入書見、九時過休ム、

同八日晴 午

五時起、内外掃除、八時出勤、一時退出、岩切与兵エ入来
二時前ヨリ有馬工行、同伴城ヶ崎展覽会工行、五時飯、夜
入村田・大和田入来、九時過飯ル、

同九日晴 未

五時起、内外掃除、休日九時比ヨリ津野・黒田・大井・市
来下人長次郎追々入来、帳留等、十二時ヨリ有馬所エ鮎喰
二行、二時比ヨリ同伴、諸所散歩、五時比飯ル、夜入書見

九時過休ム、

四月十日晴 申

五時起、内外掃除、八時過出勤、三時過退出、平田・土屋
入来、暫晰、八時過休ム、

同十一日晴 酉

五時過起、八時過出勤、三時過退出、書見等、五時比高岡
・田原入来・晰夜入前飯ル、八時過休ム。

同十二日晴 戌

五時過起仕舞、八時前篠崎一刻入来、八時過出勤、三時過
退出、川畑・長倉等追々入来、夜入帳留等、九時前休ム、

同十三日晴 亥

五時起、内外掃除、八時過出勤、高田利平飯リ便ヨリ家信
達ス。三時過退出、宿元并二中二行英・有川宗八エ書状認
明日郵便ヨリ出ス、夜入県庁帳面取寄セ、山林守給伺取調
十時前休ム、

同十四日晴 子

五時起、内外掃除、七時出勤、三時過退出、新聞又ハ書見
夜入堤親一刻入来、八時過休ム、

同十五日晴 丑

五時起仕舞、松元直左工門入来、管波惟貞入来、八時過出

勤、土曜日ニテ一時前退出、帳留等、三時前桂家来ノ波江
野入来、暫晰、四時過野村綱入来、同断、夜入前ヨリ長倉
并蒲原追々入来、十時前飯ル、

同十六日曇間々雨 寅

五時起仕舞、米良ノ小川・白土・佐伯・佐土原ノ松山・上
井追々入来、新聞見又ハ帳留等、夜入詩作、九時過休ム、

四月十七日晴 卯

五時起、内外掃除、庄内山田ノ者兩人竹内追々入来、七時
過出掛、学校エ寄り、八時過出勤、四時前退出、相木并西
長英追々入来、書面取調等、夜入同断、九時過休ム、

同十八日曇 辰

五時起内掃除、学校開業祝詞取調等、伊木七之助入来、八
時過出勤、三時過退出、五時過美々津学教員滝澤入来、暫
晰、六時過ヨリ池内・渡辺・相木・三宅・松田・龍岡入来
七時前飯ル、

同十九日曇三時后微雨 巳

五時起仕舞、美々津学校告示書取調、日置十兵エ・三宅・
松田追々入来、八時過出勤、三時退出ヨリ学校下見分二行
四時比飯ル、上井明日出立、飯省二付金三百五十円桂家エ
返済二付、中二エ書状相副、五時過持越頼ム、大和田入来

暫嘶、夜入宿元エ書状認、上井へ是又頼ム、九時過休ム、

同廿日曇 午

五時起仕舞、鮫島元入来、暫嘶、八時前ヨリ学校エ出席、

開業式コレアル、四時前皈ル、山下有隣入来、五時前ヨリ

出庁貢金掛屋納金取調、夜入本ヨリ有馬其外入来、十一時

皈ラル、休ム、

同廿一日曇雨 未

五時起、内外掃除、都農学師員内田并奈須・佐藤・有川・

園田追々入来、九時前出勤、四時過退出、帳留等、夜入新

聞見、九時前休ム、

四月廿二日雨風 申

五時過起仕舞、帳留等、八時過出勤、三時過退出、新聞見

又ハ帳留等、夜九時過休ム、

同廿三日晴曇 酉

五時起仕舞、肥田景正十四大区々長阿多飫肥ノ深見蒲原等

追々入来、休日ニ候ヘトモ、九時過ヨリ出勤、四時過皈

ニ、廣島辺諸所歩行、五時過皈ル、書見等、夜十時前休

ム、

同廿四日晴 戌

五時起仕舞、蒲原字ノ字調、八時達出勤ス、四時過退出、

飫肥ノ深見入来、宿元并行英エ之書状認、明日出立濱田兄

エ頼ム、風呂ニ入、夜入、本中野東京ヨリ着ニテ入来、暫

嘶、夜入過ヨリ野村綱入来、九時過皈ル、

同廿五日晴 亥

五時前起仕舞、美々津学教員滝沢大井靴師ノ竹下等入来、

八時過出勤、四時過退出、川畑・中山・津曲廻勤先ヨリ皈

着ニテ入来、暫嘶、夫ヨリ帳留等、夜入写物等、九時過休

ム、

同廿六日曇間々雨 子

五時前起仕舞、城ヶ崎・太田双方、并昇三方等エ贈物包方

等、八時過出勤、四時退出、明日試験生徒江遣シ書物包方

有川并蒲原追々入来、夜入本ヨリ有馬・有川入来、九時前

皈暫シテ休ム、

同月廿七日曇雨 丑

五時前起仕舞、村田・小牧入来、七時ヨリ同行、大島村小

学へ臨席、十一時江田村小学へモ同断、各校試験、生徒エ

賞与ス、三時過皈、長倉入来、暫嘶、夫ヨリ福山上井エノ

書状認、夜九時過休ム、

同廿八日雨終日 寅

六時前起仕舞、書見等、八時過出勤、三時過退出、新聞見

又ハ帳留等、夜入帳面調方等、九時過休ム、

同廿九日雨 卯

六時前起仕舞、書見等、八時過出勤、土曜日ニテ一時前退出、三好ヘノ書状認、福山ヘノ状モ、堤ヘ頼ム、書見、夜九時過休ム、

同三十日曇晴 辰

五時起、内外掃除、八時過ヨリ飢肥ノ郡司松山精一郎追々入来、福山并祥三ヨリ郵報達ス、書見、宗一祖父蕎麦特參横山貞固并祥三ヘ書状認メ、郵便ニ出ス、夜入書見、九時休ム、

五月一日曇夜入前ヨリ雨 巳

五時起、内外掃除、八時過出勤、四時前退出、佐土町副戸長斎藤入来、官金取扱人規則調査、夜入前、白土・佐伯一刻入来、夜入新聞見等、九時過休ム、

同二日雨風立 午

五時起、新聞見等、八時過出勤、三時過退出、民事方調書等見聞、九大区副区长深見・七大区次長相木追々入来、帳留等、夜入書見、九時過休ム、

五月三日雨 未

五時起仕舞、新聞見等、八時過出勤、三時過退出、五時前

ヨリ長倉入来、七時前皈ル、二課会議案調査、十時前休ム、

同四日微雨 申

五時起仕舞、八時過出勤、三時過退、帳留書見、夜入断九時過休ム、

同五日曇夜入前ヨリ雨 酉

五時起仕舞、書見、八時前十五大区々長杉本敬蔵入来、暫嘶、八時過出勤、四時過退出、八大区戸長南條等入来、新聞見、風呂ニ入、夜入本懲役掛和田并副区长西入来、八時前夫ヨリ帳留等、九時過休ム、

同六日雨 戌

五時起仕舞、書見、八時過出勤、土曜日ニ候ヘトモ、御用談ニテ、三時退出、新聞見等、五時原善八入来、七時藁谷着ニテ入来、八時後皈ル、帳留等、十時前休ム、

同七日曇晴 亥

五時前起、内外掃除、八時出、有馬工寄、藁谷所工行、暫嘶、十時前又有馬工寄、長倉等入来、学事会同一件、大分県等ヘ掛合ヲ出ス、十一時皈ル、土屋一刻入来、宿元ヘ書状認、園田龍右衛門ヘ頼ム、五時ヨリ出、有馬ヘ寄、同行ニテ島崎宅ヘ行、藁谷待付諸課長所会、九時後、皈二園田

旅宿へ寄、暫シテ飯ル、

五月八日曇 子

六時前起、内外掃除、都城ノ安樂等入来、八時過出勤、四

時前退出、新聞見等、夜入本ヨリ有馬へ行、十時前飯り、

直ニ休ム、

同九日曇雨 丑

五時起仕舞、書見等、八時過出勤、三時後退出ヨリ学校へ

明日ヨリ議会開ニ付出席、五時前飯ル、堤・田尻・山田着

ニテ追々入来、會議書類見ル、九時過休ム、

同十日曇 寅

五時起、會議案認ム、八時前藁谷入来、暫晰、同行ニ出勤

三時過退出ヨリ学校議事ニ出席、六時飯ル、南村新三入来

暫晰、安樂富太郎入来、夜入酒肴ヲ出シ、九時過飯り、直

ニ休ム、

同十一日晴 卯

五時起、帳留等、八時出勤、三時過退出ヨリ学校會議エ出

席、六時過飯ル、太田家内共入来、七時前飯ル、夜入、三

宅一刻入来、帳留等、九時過休息ス、

同十二日晴 辰

五時前起仕舞、新聞見等、上村一刻入来、八時過出勤、三

時過退出ヨリ学校會議へ出席、五時飯ル、谷仲吉入来、大
和田上坂ニ付、頼物ヲ托ス、帳留等、新聞等、九時過休

ム、

同十三日晴 巳

五時前仕舞、津江・市来追々入来、八時前出勤、土曜日ニ

テ一時退出、松元・黒田追々入来、新聞見等、六時過有馬

へ寄り、同行ニテ、藁谷所へ行、夜九時過飯り、直ニ休

ム、

五月十四日晴曇 午

五時前起仕舞、六時ヨリ有馬所へ行、第二課人数同行、折

生迫へ海岸見分ニ行、夜入八時前飯り、九時過休ム、

同十五日晴 未

五時起仕舞、長倉・土屋・宇宿・児玉等追々入来、九時前

出勤、三時過退出ヨリ議院エ出席、人少ニ付、休議、四時

前飯ル、黒田入来、夫ヨリ太田久三郎入来、暫晰、山下并

甲州屋へ書状等、明日黒田上京使ニ頼ム、帳留等、九時過

休ム、

同十六日晴 申

五時前起仕舞、新聞見等、八時出勤、三時過退出ヨリ會議

ニ出、六時過飯ル、帳留等、夜入都城ノ与次郎来ル、宿元

ヨリ拾一枚単物一燈籠等持參ス、九時過休ム、

同十七日晴 西

五時前起仕舞、諸書付調方等、八時前西村入来、八時出勤

三時退出ヨリ議會工出、六時退出、帳留等、夜入宿元へノ

書狀認メ、谷村母明日飯り便ニ頼ム、九時過休ム、

同十八日晴曇夜雨 戌

五時前起仕舞、都城ノ山下才助・佐藤等入来、八時出勤、

三時退出ヨリ学校議會へ出、六時過飯ル、新聞等見、九時

過休ム、

五月十九日雨後晴 亥

五時前起仕舞、新聞見等、高岡ノ清水入来、志々目入来、

八時過出勤、三時過退出、六大区々長加藤一刻入来、四時

過市来旅宿へ行、昨夜徳尾等ヨリ入来ニ付、暫咄、五時過

飯ル、都城ヨリ市助来ル、夜新聞見等、九時過休ム、

同廿日晴 土曜 子

五時前起仕舞、都城之与次并市助飯ル、松元尚・長倉等追

々入来、八時出勤、一時退出、額掛方等又ハ書見、大和田

養父入来、六時過ヨリ藁谷・有馬・園田・山下・有川・村

田・山田・長倉・中野入来、十時飯ル、暫シテ休ム、

同廿一日晴 丑

五時前起仕舞、七時過加藤淳并ニ菊池辺追々入来、貞固并
ニ祥三へノ書狀認、本日郵便ニ出ス、二時後、南村昇三外

一人入来、暫晰、書見等、六時比近藤妻入来、暫晰、夜入

本ヨリ市来家内徳尾タミ入来、十時前飯り、暫シテ休ム、

同廿二日曇微雨 月 寅

五時前起、内外掃除、八時前出勤、三時過退出、新聞見、

六時過藁谷・山田入来、暫晰、夜入帳留等、九時過休ム、

(以下五月廿三日ヨリ十二月三十一日迄ノ記事略)

明治十年丑一月一日晴曇 月 戌

六時過起庭掃除、神前餅献供方等、十時前ヨリ島津忠寛殿

旅宿へ行暫晰、飯ニ松原神社并ニ御墓徳尾城并本家御參詣

一時前飯ル、子共素読、八代規川畑篤雄入来、日入本哲平

入来、暫晰、夜九時前休ム、

同二日曇雨風立 火 亥

六時過起、子共素読、山下兼彦一刻入来、夜九時休ム、

朧月三日晴曇 水 子

六時過起、庭掃除、八時過大和田傳藏・田原篤棠追々入来

子共素読、障子切張方等、夜九時前休ム、

同四日晴 木 丑

六時過起庭掃除、子共素読、大和田傳藏・島津久明殿・平

田宗高城ヶ崎ノ大田久平外一人追々入来、夜九時過休ム、

同五日晴曇 金 寅

六時過起、庭掃除方等、十時ヨリ出有馬へ行、福山等同行

大山へ行、十二時前飯ル、横山母桜島ヨリ中戻ニテ入来、

風呂立四時過ヨリ有川一平・村田不二・佐藤・大和田入来

夜入本ヨリ酒肴ヲ出シ九時前飯ル、暫シテ休ム、

同六日晴曇 土 卯

六時過起、庭掃除、子共素読、田尻逆・島津多右エ門・大

和田・田原追々入来、横山貞幹ヨリ郵書達シ即返書ヲ出ス

夜入本ヨリ八郎次様御入来、八時過飯リ、暫シテ休ム、

同七日晴曇風立 日 辰

六時過起、庭掃除、子共素読、十時過大田久兵衛入来、夜

九時休ム、

同八日昼曇 月 巳

六時過起、庭掃除、子共素読、一時前ヨリ横山母トノ入来

四時ヨリ飯卒禮へ行、八時過飯、暫シテ休ム、

同九日晴 火 午

六時過起、庭掃除、大峯益太郎并横山母トノ入来、池へ水

入、三時前ヨリ島津久明殿所へ行暫嘶、飯リ、四時過ヨリ

出前ノ染川へ一刻寄り夫ヨリ哲平所へ内祝祭二行、夜九時

飯暫シニ休ム、

一月十日晴 水 未

六時過起庭掃除有川一平・汾陽中二入来、夫ヨリ書見、城

ヶ崎ノ者伊藤俊治、大工ノ武右エ門追々入来、祥三ヨリ書

状達ス、平田宗高入来、暫嘶、子共素読、夜八時過迄、十

時前休ム、

同十一日晴 木 申

六時過起庭掃除、新聞見等、十一時八郎次様并ニ徳尾へ行

御墓参詣、一時前飯ル、飢肥ノ佐土原藤吾・阿万南八郎入

来、子共素読、夜八時前迄十時休ム、本日は市学校へ転宅

ス、

同十二日晴 金 酉

六時過起、庭掃除、山田海三東京ヨリ着ニテ入来、直幹祥

三へノ書状認郵送ス、長谷場泰蔵一刻入来、四時過ヨリ山

田へ内神祭二行、十時過飯ル、

同十三日曇夜微雨 土 戌

六時過起、庭掃除、都城ノ肥田景正、財部外一人、倉岡ノ

佐竹昌保追々入来、一時後ヨリ子共素読、夜九時過休ム、

同十四日曇風雪 日 亥

六時過起、庭掃除、九時前谷村純孝入来、暫嘶伊集九郎入

来、子共素読、十二時後上村行英入来、暫噺、子共素読、夜迄九時休ム、

一月十五日晴嚴霜 月 子

六時過起、庭掃除、九時後長谷場泰藏・長野六郎等追々入来、三時ヨリ出、吹田正藏所、汾陽中二所へ行、暫噺、四時過飯り高島ヨリ入来、夜入本庭掃除、九時前休ム、

同十六日曇夜雨 火 丑

六時過起、庭掃除、八時過藁谷英孝入来、暫噺、十時過ヨリ上内之丸方へ勇藏宅地尋二行、帰二竹内慶介所へ寄、一時二飯ル、野村四郎・肥田景正・上村行英・高原戸長田口弥一郎追々入来、池二水入、夜九時前休ム、祥三七日出シノ書状達ス、

同十七日曇晴 水 寅

六時過起、庭掃除、汾陽中二入来、子共素読、高直願書認方等二時前森真兵エ入来、川畑篤雄入来、焼酎煎方風呂立夜九時前休ム、

同十八日晴曇 木 卯

六時過起、庭掃除、屋敷後取拒方、子共素読、二時後、谷村・藁谷・園田追々入来、三時後飯ル、風呂立、四時前有馬・松元入来、暫シテ同行ニテ川畑所へ行、九時前飯、暫

シテ休ム、

同十九日晴曇 金 辰

六時過起、庭掃除、七時ヨリ出、二ノ丸へ出、飯二島津隼人・田尻務所へ寄り、十二時過飯ル、飢肥ノ小村寛・川添吾平等追々入来、子共素読、夜九時休ム、

同二十日曇雨 土 巳

六時過起、庭掃除、高直シ書面認方等一時後子共素読、三時比ヨリ高知縣ノ者并新納源左エ門追々入来、四時比ヨリ長倉入来、夜入本ヨリ酒肴出、八時過飯、暫シテ休ム、

一月廿一日晴 日 午

六時起、庭掃除、子共素読、十時過ヨリ藁谷・園田入来、十二時過飯ル、二時過ヨリ八郎次様所へ行、夫ヨリ中二所へ行、四時前飯り子共素読ス夜九時前休ム、

同廿二日晴 月 未

六時起、庭掃除、新聞見、又ハ旧県家祿事件上申案等添削哲平都城ノ土持等追々入来、三時後子共素読、五時過ヨリ藁谷・園田・長倉入来、夜十時飯ル、暫シテ休ム、

同廿三日曇間々微雨 火 申

六時起、庭掃除、大工武右エ門八郎次様・田原篤棠・徳尾母追々入来、新聞見等、桜島へ書状ヲ致ス、三時後ヨリ子

共素読、夜八時迄九時過休ム、

同廿四日曇雨 水 酉

六時過起、庭掃除、中二返金持参、右取調林へ返済ス、徳尾ヨリ入来、十一時徳尾へ行、暫シテ帰リ帳留等、二時後園田行真、飫肥ノ小村良輔・安井耕七追々入来、長倉・山下元次ニモ入来、四時ヨリ子共素読、夜迄九時休ム、

同廿五日曇間々雨 木 戌

六時起、庭掃除、高直願書認方等、三時後子共素読、夜九時前休ム、

同廿六日曇 金 亥

六時起、庭掃除山田海三入来、十時比ヨリ戸長詰所へ行、高直證土印ヲ取ル、坂ニ徳尾へ行、算面等十二時前坂ル、新聞見等、三時後ヨリ子共素読、園田一刻入来、夜九時休ム、

一月廿七日曇間々雨 土 子

六時過起、庭掃除等、新聞見等、二時過ヨリ子共素読、夜九時過休ム、

同廿八日晴 日 丑

六時起、庭掃除、長倉入来、新聞見、子共素読、二時過汾湯中二方へ行、高直書類頼ム、坂ニ徳尾へ行、市来連入来

ニテ取替金算面等夜八時過帰、暫シテ休ム、

同廿九日曇雨風立 月 寅

六時過起、庭掃除、追々風雨、市来連入来、東京表横山祥三野村・蒲原・山下鳥玄へノ書状認、三時後子共素読、藁谷入来、暫晰、四時後徳尾へ一刻行、夜入過長倉一刻入来、九時前休ム、

同三十日晴 火 卯

六時起、庭掃除、山田海三入来、暫晰、市来連入来、子共素読、十一時後ヨリ徳尾へ行、市来返金、其他首尾、四時前帰ル、子共素読、肝付尚太郎一刻入来、有川宗八ニモ朝入来、夜新聞見、九時過休ム。

同卅一日曇間々雨 水 辰

六時起、庭掃除、八時前ヨリ山田海三所へ行、祥三等へ金子入書状ヲ頼ム、九時過坂リ野村四郎・市来連右工門追々入来、帳留又ハ新聞見、実家ノ夕子入来、町ノ瀬戸口喜左工門一刻入来、二時ヨリ徳尾へ行、坂ニ八郎次様所へ寄り四時過坂ル、桂家入来、暫晰、夜子共素読八時迄、十時休ム、

二月一日曇間々雨 木 巳

六時起、庭掃除、新聞見、又ハ帳留、障子切張等四時後ヨ

（読脱カ）
り子共素、夜八時迄九時過休ム、

同二日晴夜雨 金 午

六時起、庭掃除、帳留、徳尾ヨリ来、肝付伊兵エ来、暫

晰十二時比横山勇藏桜島ヨリ来、一時前又渡海、夫ヨリ

帳留等八郎次様一刻来、田原篤棠来、夜子共素読、八

時迄十時前休ム、

同三日晴曇 土 未

六時起、庭掃除、有馬方界垣普請二付竹引切方十時過戸長

所へ出、高直免許書付等請取飯ル、十二時ヨリ谷村純孝・

高島一次日向区長水町・相木・柴田・武藤・駒木根・郡司

・上村環ニ追々来、四時前ヨリ八郎次様方へ行、汾陽へ

行、五時過飯ル、庭取集方等夜新聞見、九時過休ム、

同四日雨 日 申

六時起、内掃除、帳留等子共素読、新聞見、読書等、夜九

時過休ム、

同五日晴 月 酉

六時起、庭掃除鳥草取、十時後久保田又八、田原来、十

二時口明飯り、三時後子共素読、市来連徳尾ヨリ追々来

夜子共素読、十時前休ム、

二月六日曇雨 火 戌

六時起、庭掃除帳留等時計取繕方等哲平所ヨリサト使ニ来
ル三時後ヨリ子共素読、夜九時比哲平来、十時比飯ル、
暫シテ休ム、

同七日雨曇 水 亥

六時起、庭諸所掃除、汾陽中二、田尻逆、渋谷佐八郎追々

来、書見等都城ノ佐藤来、二時後子共素読、徳尾ヨリ

来、夜十時前休ム、

同八日曇間々雨 木 子

六時起、庭掃除、書見等、都城ノ財部・肥田・森真兵エ、

川畑・清武ノ高橋・樺山瀬吉・田原追々来、帳留等、夜

入本ヨリ稲留左十郎来、出軍衣服等當与ス、七時過飯ル

九時過休ム、

同九日曇間々雨 金 丑

六時起、庭掃除、高島一次・久保田・川畑・高橋元安二都
城ノ龍岡外両人、飢肥ノ高山傳藏・森八郎次様追々来、

三時比軍艦到来、川村海軍大輔林小丞等乗組、大山令応接

アリ、桜島ヨリキサトノ飯来、其外追々客来、夜入過清武

ノ戸長来、暫晰、九時過休ム、

同十日曇雨 土 寅

六時過起、庭掃除、七時前ヨリ桂家へ行暫晰、九時前飯ル

隈元棟貫入来、十時過ヨリ八郎次様徳尾へ行、十二時飯ル
帳留等飮肥ノ和田勇外両名一刻入来、県庁ヨリ至急御用申
来出頭之処、此節変動ニ付、上京ノ達承知ス、一時過飯ル
夫ヨリ子共素読等、追々客来、夜十時休ム、

二月十一日曇晴 日 卯

六時起、庭掃除、市来連、上村環二・龍岡佐八郎追々入来
十一時ヨリ出鹿、飯ニ御墓参詣、徳尾・肝付へ寄り一時前
帰り帳留等哲平入来、三時後岩元基、種子島中輔入来、夜
入過肝付左右外二人入来、暫晰、十時前休ム、十一時後大
山令ヨリ掛合書出示シ返書ス、

同十二日曇雪 月 辰

六時起、庭掃除、肝付伊兵エ、龍岡入来、九時出庁、飯ニ
有馬へ寄、十一時前ニ帰ル、帳留又ハ子共素読、瀬戸口喜
左エ門入来、金百円借シ渡ス、夜入本川畑・肝付一刻入来
夜九時過休ム、十二時比上村環二入来、此節上京取消之達
書持参、請取、

同十三日雪曇 火 巳

六時起、暫□而木幡・龍岡入来、七時過上村環二所へ行預
リノ旅費金返納ス、高田利平川畑追々入来、四時後徳尾ヨ
リ入来、上村環二・上井□多聞追々入来、夜九時過休ム、

同十四日雪 水 午

六時起、庭諸所掃除、七時ヨリ哲平所へ行、九時前飯ル、
上村直兵エ入来、暫晰、三時比上村環二吉見所へ行、飯ニ
八郎次様所へ行、五時比飯ル、終日雪九時休ム、

二月十五日大雪終日 木 未

六時起、大雪上京人数本日ヨリ出発ス、終日書見、又ハ子
共素読、夜八時過休ム、

同十六日曇晴 金 申

六時過起、家内共ニハ皆上京人数見物ニ行、九時前夕子入
来、十二時比延岡ノ大島正武・森六郎入来書見、子共素読
夜八時過休ム、

同十七日曇晴間々雪 土 酉

六時起、書見等子共素読、五時後ヨリ庭掃除、夜八時過休
ム、

同十八日雨間々雪 日 戌

六時起・書見子共素読・木幡栄周・祢寝重邦・森真四郎・
近藤七追々入来、夜八時過休ム、

同十九日大雪終日 月 亥

六時起、諸木雪落ス、新聞書見等、十二時前都城ノ大崎入
来、暫晰、軍艦前之浜へ到来、四時後高島一次入来、暫晰

夜九時過体ム、

同廿日晴 火 子

六時起、庭掃除、八時過汾陽中二入来、暫晰、十時前ヨリ島津多右衛門所へ行、十一時過飯ル、一時後八郎次様入来子共素読、マス桜島へ湯治見舞二行、夜九時休ム、

同廿一日晴 水 丑

六時起、庭掃除書見等、加市来リ内庭垣普請イタス、久保田入来、暫晰、横山家内并ニタネ入来、夜九時過休ム、

二月廿二日晴 木 寅

六時起、庭掃除、新聞見、岩元基・有馬・飯牟禮等追々入来、三時後子共素読、五時前ヨリ風呂立方、夜九時過休ム、

二月廿三日晴曇夜雨 金 卯

六時前起、庭掃除、髪摘方等、表庭垣普請、上村直兵工、安樂富太郎・瀬戸口喜左衛門追々入来、三時比ヨリ子共素読、夜九時前休ム、

同廿四日曇風立 土 辰

六時前起、庭掃除、菓樹許茶技切摘方、加市来リ島ノ手入十二時前平田宗高入来、暫晰、新聞見等、四時ヨリ西田ノ上村へ行、夜九時前飯、暫シテ休、

同廿五日晴 日 巳

六時前起、庭掃除、書見等、吉見胖造、森真四郎追々入来子共素読、夜九時前休ム、

同廿六日晴風立 日 午

六時起、庭掃除、書見等、大峯益太郎、森真兵工追々入来細工等イタス、三時後子共素読、夜九時前休ム、

同廿七日晴風立 火 未

六時起、庭掃除、書見、三時後子共素読、夜入本庭掃除、夜九時前休ム、

同廿八日晴風立 水 申

六時前起、庭掃除、書見、又ハ障子切張、二時前マス桜島ヨリ帰り来ル、子共ハ素読、夜入本庭掃除、九時過休ム、

三月一日晴曇 木 酉

六時前起、庭掃除、十時過ヨリ御墓參詣、帰二八郎次様徳尾へ寄り十二時前飯ル、書見等又ハ子共素読、夜入本庭掃除、九時前休ム、

同二日曇間々雨 金 戌

六時前起、庭掃除、七時過、汾陽へ行、飯二八郎次様所へ行、名寄帳等返済、九時比飯ル、書見等、二時比肝付伊兵工入来、暫晰、三時後高島ヨリ入来、夜入前飯ラル、夜九

時前休ム、

同三日晴 土 亥

六時前起、庭掃除、書見等、十一時前上井多聞入来、暫晰
庭草採等、夜入本掃除、九時休ム、

同四日曇雨風立 日 子

六時前起、庭掃除、四本彦、園田行真追々入来、子共素読
夜九時前休ム、

同五日晴風立 月 丑

六時前起、庭掃除、草取方等、三時後子共素読、夜九時休
ム、

同六日晴 火 寅

六時前起、庭掃除、板藏脇薪積直シ方等、横山母桜島ヨリ
飯り一時前入来、帳留等、三時后肝付伊兵エ并徳尾ヨリ入
来、子共素読、夜九時過休ム、

同七日晴 水 卯

六時起、庭掃除方等、八郎次様入来、畠草取、夜入過勘四
郎入来、九時過休ム、

同八日晴曇 木 辰

六時前起、庭掃除、畠草採、隣ノ有馬母一刻入来、昨日春
日艦入津之處、今朝出艦、午後二時過ヨリ軍艦三艘外二附

属船四艘到来、勅使乗組ノ由ナレトモ本日上陸ナシ、八郎
次様并徳尾ヨリ追々入来、夜貸屋ノ助市来リ九時過休ム、

三月九日雨 金 巳

六時前起、徳尾子共素読、軍艦渡来ニ付、巷説紛々ナレト
モ確乎不動、八郎次様入来、其外追々来客、皆論スニ動揺
スヘカラサルヲ以テス、子共素読、又ハ書見、夜九時休
ム、

同十日晴曇間々雨 土 午

六時前起、庭掃除、書見、九時過八郎次様御入来、其後友
野長祥・岩元基・八郎次様・タネ追々入来、四時過徳尾へ
一刻行、本日勅使柳原前光二ノ丸へ出兵隊巡查等モ同断、
勅書写等別ニアリ、夜九時過休ム、

同十一日晴 日 未

六時前起、庭掃除、八時過ヨリ横構ハ山上村徳尾有馬へ行
十一時過飯り、子共読等、夜九時休ム、

同十二日晴曇 月 申

六時前起、庭掃除、書見等、本日三時後勅使出発、軍艦等
三艘出、家内皆見物等ニ行、高島ヨリ入来、加市来ル、夜
九時過休ム、
同十三日微雨曇 火 酉

六時前起、仕舞、子共素読等、有馬新一刻入来、横山母入来、五時前横山勇藏夫婦桜島ヨリ飯来、夜入前ヨリ母ニモ入来、一泊、十時前休ム、

三月十四日晴風 水 戌

六時前起、庭掃除、八時過中二入来、暫晰、横山母子宿泊ニテ三時過帰ル、夜九時過休ム、

同十五日晴 木 亥

六時前起、掃除、九時過八郎次様徳尾(ママ)へ行、御墓参詣、濱辺順廻、十二時過飯ル、出張ノ兵隊、順查等二艦ヨリ飯ル、子共素読、四時比友野長祥入来、暫晰、風呂立、夜九時過休ム、

同十六日晴 金子

六時前起、掃除、九時過ヨリ哲平所へ行、十一時帰、畠草採方等、横山母并ニ肝付伊兵エ・都城ノ肥田等入来、夜入本ヨリ肝付へ行、十時前飯リ暫シテ休ム、

同十七日晴曇間々微雨 土 丑

六時前起、庭掃除、畠草取、三時前高島一次入来、暫晰、夕ネ入来、夜入前庭掃除方等、九時休ム、

同十八日晴 日 寅

六時前起、庭掃除、子共素読、畠草採、二時後上村友畦・

横山勇追々、夜入本庭掃除、夜九時休ム、

同十九日晴曇 月 卯

六時前起、庭掃除、畠草採、十一時前八郎次様入来、三時後子共素読、夜入前庭掃除、九時休ム、

同廿日雨午後曇 火 辰

六時前起、内掃除、古書状類取調方等、庭草採、四時後子共素読、夜九時休ム、

三月廿一日朝雨後曇風立 水 巳

六時前起、庭諸所掃除、ゴミ払、作方等、十一時比ヨリ中村ノ三来リ、夏野菜種子蒔方、二時過ヨリ於ソミ様入来、四時比ヨリ子共素読、夜九時過休ム、

同廿二日晴曇 木 午

六時前起、庭掃除、九時ヨリ畠草採、十時過ヨリ、家内共ニハ御墓参詣ス、四時後子共素読、夜九時過休ム、

同廿三日曇微雨 金 未

六時前起、庭掃除、畠草取方等、十一時過ヨリ都城ノ与次入来、二時前飯ル、子共素読、九時休ム、

同廿四日曇間々微雨 土 申

六時前起、庭掃除、畠草採、書見等、三時後中村ノ三来リ帽子金子等貸渡ス、三時後子共素読、夜九時前休ム、

同廿五日晴曇 日 酉

六時前起、庭掃除、畠草採、十時後卷木嘉次郎入来、暫晰中村ノ三来ル、夜横山ヨリ入来、九時後休ム、

同廿六日曇間々雨 月 戌

六時前起、庭掃除、畠塵捨場取拒方等、家内共二ハ高島へ行、書見等、夜九時休ム、

同廿七日曇風立 火 亥

六時前起、庭掃除、終日書見、三時過上村友哇入来、夜九時前汾陽中二入来、暫晰、暫シテ休ム、

同廿八日晴曇 水 子

六時前起、庭掃除、家内共二ハ八時前ヨリ歳久神社へ参詣ス、屋敷両隅へ土持入方等十一時八郎次様入来、風呂立方等、夜入過津野常入来、暫晰、十時前休ム、

三月廿九日晴 木 丑

六時前起、庭掃除、東京貞幹祥三へ書状認、津野常へ頼、畠草採、夜九時前休ム、

同三十日曇風立間々雨 金 寅

六時前起、庭掃除、終日書見、三時後子共素読、横山母并二サト入来、夜九時過休ム、

同三十一日朝霰雨後曇晴 土 卯

六時前起庭掃除、畠草採、十一時後友野長祥入来、二時後

岩元基入来、四時後飯ル、庭掃除、夜九時休ム、

四月一日晴 日 辰

六時前庭掃除、子共素読書見等、畠草取、有馬新一刻入来、夜九時休ム、

同二日曇間々雨 月 巳

六時前起、庭掃除、畠草採、十二時前ヨリ山田ノトク入来、三時後飯ル、五時前汾陽并二八郎次様方へ行、夜入前飯ル、夜九時休ム、

同三日晴 火 午

六時前起、庭掃除、庭草採方等桜島ヨリ薪運入ス、四時後高島一次入来、徳尾ヨリモ入来、皆夜入前飯ル、九時後休ム、

同四日曇 水 未

六時前起、庭掃除、畠草採、薪積方等、三時過肝付伊一刻入来、子共素読、九時休ム、

四月五日 晴 木 申

六時前起、庭掃除九時前ヨリ山田宗三郎所へ行、十一時過飯ル、畠草採、四時後子共素読、庭掃除、九時過休ム、

同六日曇 金 酉

五時過起、庭掃除、畠草採、四時後子共素読、夜入前庭掃除、九時後休ム、

同七日曇晴 土 戌

五時過起、庭掃除、畠草採、十一時過島津多右エ門入来、
暫時五時比兒玉源入来、後庭掃除方等、夜九時休ム、

同八日曇間々微雨 日 亥

五時過起、庭掃除、草取、八郎次様、山田宗一郎・森真追
々入来、四時後子共素読、横山母入来、夜九時過休ム、

同九日曇晴 月 子

五時過起、庭掃除、九時過ヨリ上村友畦所へ行、飯二尾畔
辺散歩、横山家墓へ詣リ十一時前飯ル、横山母入来、庭草
取方等、四時子共素読、夜九時休ム、

同十日曇三時後ヨリ雨 火 丑

五時過起、庭掃除、草取方等、十時後徳尾母入来、三時後
子共素読、夜九時休ム、

同十一日曇晴 水 寅

五時過起、庭掃除、八時松元利中所へ行、十時後八郎次様
徳尾禰寝へ行、御墓参詣、一時前飯ル、庭草取、四時後勇
蔵桜島ヨリ帰来ニテ入来、夜入本ヨリ母ニモ入来、夜九時
過帰ル、直ニ休ム、

四月十二日晴 木 卯

五時過起、庭掃除、庭草採、三時後八郎次様入来、子共素
読、夜九時後休ム、

同十三日晴 金 辰

庭掃除、草採、箒作り方、平田入来、金貨渡ス、
四時後子共素読、夜九時休ム、

同十四日曇雨 土 巳

五時起、庭掃除、九時前ヨリ八郎次様・有馬・平田追々
来、十時過ヨリ細工等、夜九時休ム、

同十五日晴 日 午

五時起、庭掃除方等細工等、三時後勇蔵入来、五時前帰ル
夜九時後休ム、

同十六日晴 月 未

五時起、庭掃除、畠草取方等、四時後子共素読、夜入本ヨ
リ横山家内入来、九時後飯リ暫シテ休ム、

同十七日雨風立 火 申

五時起、終日書見、三時後子共素読、夜九時過休ム、
同十八日晴 水 酉

同十九日晴 木 戌

五時起、庭掃除、髪摘、徳尾ヨリ入来、八郎次様ハ湯治所
ニ付朝一刻行、茶ノ實蒔方、三時後タネ入来、五時比子共
素読、上村友畦一刻入来、夜九時休ム、

同廿一日晴 土 子

五時起、庭掃除、高島一次入来、九時過ヨリ桂家へ行、留主ニテ直ニ飯掛、飯牟禮へ寄十一時過飯ル、横山母入来、庭草採、茶ノ実植方等、夜九時休、

同廿二日晴 日 丑

五時前起、庭草除、草採、鮪漬方イタシ、十二時比ヨリ横山兩人入来、茶ノ実植方等、伊藤一刻入来、九時過横山二ハ飯ル、暫シテ休ム、

同廿三日晴 月 寅

五時前起、庭掃除、書見等、畠草採、四時後子共素読、夜九時休ム、

同廿四日曇後雨 火 卯

五時前起、庭掃除、七時比ヨリ雨、鋸ノ刃磨、書見等、二時比三官橋姉入来、夜九時休ム、

四月廿五日雨 水 辰

五時前起、書見又ハ細工等三時後徳尾ヨリ入来、四時後子共素読、九時後休ム、

同廿六日雪雲 木 巳

五時前起、庭諸所掃除、九時比勇藏入来、暫晰、細工三時後子共素読、夜九時休ム、

同廿七日雨風立 金 午

五時前起、庭諸所掃除、今晚ヨリ朝ニ至リ軍艦附属舩共十

三艘到来、兵隊等上陸征討総督ヨリ人民保護方ノ達シアリ有馬・横山追々入来、細工等夜九時過休ム、

同廿八日晴 土 未

五時前起、庭掃除、十時過ヨリ八郎次様所へ行、伊作へ使ヲ出ス、徳尾へ行、十二時後飯ル、三時后有馬へ行、五時後飯ル、勇藏入来、夜入飯ル、九時比岩元勇助入来、暫シテ休ム、

同廿九日晴 日 申

五時前起、庭掃除、七時前上村直所へ行、暫シテ飯ル、飯牟禮・肝付入来、十時前ヨリ山田宗一郎所へ行、十二時飯ル、横山ヨリ入来、夜九時後休ム、

同三十日晴曇 月 酉

五時前起、庭掃除、九時後出、上村環二、徳尾肝付八郎次様所、汾陽へ行、十二時前飯ル、横山上村追追々入来、夜九時休ム、

五月一日雨曇 火 戌

五時起仕舞、汾陽・有川・横山追々入来、一時後哲平所へ行、三時後飯り草採等、

同二日晴 水 亥

五時起、庭掃除、動揺一件ニ付、諸道具片付方八郎次様所

德尾有馬へ行、夜入中二入来、九時休ム、

同三日晴夜微雨 木 子

五時起、庭掃除、諸道具片付方、高島入来、九時有馬・汾陽・築瀬・德尾・肝付等へ再度行、諸道具取片付、夜九時過休ム、

同四日晴 金 丑

五時起、庭掃除、諸道具片付方、德尾八郎次様・汾陽等へ行、中村ノ新兄弟召呼諸道具運方、夜九時休ム、

同五日晴曇間々雨 土 寅

五時起、庭掃除、諸道具取集運方、四時前出宅、飯牟禮・種子田へ寄、中村之三所へ行、於ソ三様其外出会、横山・高島基外家内人数郡元別荘へ行一泊、

同六日曇雨 日 卯

曉四時前戦争砲声追々相聞得、朝八時比ニ至リ動揺不少、中ノ塩屋ノ勘四郎所へ転宿、同人弟宅へ分宿、夜九時比休ム、

五月七日曇 月 辰

午後十時比ヨリ、戦争ノ砲声聞へ朝ニ至リ止ム、桜島へ渡海之舟都合中ニ高島一次迎船仕立到来、十一時比中ノ塩屋出船、午後三時比桜島小池村へ着、傳左衛門所へ投宿、須田英吾・高島等追々入来、十時比休ム、

同八日晴 火 巳

曉三時比ヨリ荒田ノ方ニ当リ砲声聞ユ、朝ニ至リ止ム、都城ノ高野其外追々入来、十時比ヨリ横山両公御伺ニ行、飯ニタネ宿へ島津多エ入来ニテ寄り、十二時飯ル、五時過ヨリ大峯益太郎入来、夜入本ヨリ高島ニモ入来、九時過飯リ暫シテ休ム。

同九日晴風立 水 午

曉砲声間々聞ユ、九時過ヨリ濱辺へ歩、上下荒田又ハ上方後迫方へ火煙見ユ、須田・北郷入来、十二時前飯ル、三時過ヨリ吉水・高島・上村源・河野元中追々入来、夜九時比休ム、

同十日晴曇 木 未

曉上方ニ当リ砲声達ス、高島・横山家内鹿地へ渡海、八時過ヨリ海辺諸所步行、十二時前飯ル、一次杯入来、夜九時休ム、

五月十一日晴曇 金 申

曉ヨリ上方ニ当リ砲声少々聞ユ、高島家内并妻鹿地へ渡海長持箆箭持飯ル、四時後海辺步行、須田入来、夜入過高島宿へ行、九時飯リ暫シテ休ム、

同十二日晴曇 土 酉

夜中比ヨリ後迫方ニ砲声聞ユ、高島宿等へ行隈元・山下入来、暫晰、十二時前海辺歩行、一次ニハ本日ヨリ二丸へ詰トシテ渡海、風呂立、卷木嘉次郎隣家へ来宿、夜入前入来、夜九時休ム、

同十三日晴曇夜雨雷鳴 日 戌

朝ヨリ夜入前迄磯辺ニ当リ砲声不絶、九時比ヨリ城山へ登リ坂ニ海辺歩行、十一時後坂ル、須田・入来、暫晰、書見等、夜入本海辺歩行、八時休ム、

同十四日雨曇後雨 月 亥

雨天ノ故力砲声不聞、書見等追々客来、十時過ヨリ磯辺台場ニ砲発ス、夜九時休ム、

同十五日曇雨 火 子

磯辺諸所ニ間々砲声聞ユ、山田下人鹿地へ迎ニ行、海辺歩行、須田其外追々客来書見等、夜九時過休ム、

同十六日曇間々雨 水 丑

上方諸所ノ砲台ニ砲声聞ユ、吉水・須田追々入来、書見、四時過山田トク到来、夜横山ヨリ入来、九時過休ム、

五月十七日晴 木 寅

上方ヨリ磯辺砲台終日砲声、卷木・須田トク等追々入来、書見、海辺歩行、夜九時休ム、

同十八日曇雨 金 卯

磯辺砲台砲声ス、八時比ヨリ海辺歩行、軍艦一、運漕艦一、荷方船ヲ引福山へ向ケ行、九時比ヨリ雨、追々客来、書見等、夜九時前休ム、

同十九日曇 土 辰

朝都城ノ山下并瀬戸山等入来、九時前上方台砲声ヲ発ス、私学隊武岡へ砲三門ヲ揚ケ間々打合アリ、三時比キサ坂リ来、横山家内并マス同行、鹿土地へ坂ル、四時後肥田入来、五時過浜へ歩行、一次二丸ヨリ坂リ来、夜入過入来、暫晰九時比休ム、

同廿日晴曇 日 巳

朝ヨリ上方へ向ケ軍艦砲台ヨリ間々発砲、時計取繕、九時比須田・山下入来、同行ニテ出海辺ニ散歩、十一時后坂ル追々客来、夕刻浜へ行坂、後一次一刻入来、八時過休ム、

同廿一日晴 月 午

朝間々砲声達ス、九時前ヨリ家内皆松浦へ行トクセイ入来、十二時後坂ル、時計取繕、タネ杯ニハ本日転宅ス、六時海辺歩行、間々軍艦等ヨリ発砲、夜上方ニ火アリ、九時前休ム、

五月廿二日晴 火 未

朝之内砲声二三發ヲ聞、時計取繕、書見等、九時比吉水入
來、暫斷、二時後肥田・高野等入來、夕刻海辺歩行、夜入
過大峯來ル、十時前休ム、

同廿三日晴 水 申

朝ヨリ磯ヨリノ上方諸所砲戰、十時比下方西田辺モ同斷、

十二時比ニ至リ止ム、九時比ヨリ浜辺へ行、十二時帰ル、
追々客來、夕刻海辺へ歩行、九時前休ム、

同廿四日晴 木 酉

朝七時比ヨリ上方ニ間々砲發、軍艦三艘ヨリ發砲、海辺へ
出、十二時前皈ル、午後蒸艦福山方へ向出ツ、四時後赤尾
原へ散歩、有川喜左エ門所へ行、林甚方へモ同行、日入本
皈、夜八時後休ム、

同廿五日晴夕微雨 金 戌

朝ヨリ戰爭ノ音ナク上陸、台場ニ間々發砲ノ声アリ、一次
并ニトク追々入來、終日書見等、五時過ヨリ浜へ出、夜入
本皈リ九時休ム、

同廿六日晴 土 亥

朝ヨリ砲声全ク聞ヘス、七時比ヨリ島津久明、上村源旅宿
へ行、九時過皈ル、書見等、本日哲平方下女鹿兒地へ皈シ
居宅焼失ノ報アリ、柿本寺上又ハ上方台場ヨリ間々砲發、

六時前ヨリ海辺歩行、夜磯辺砲戰ノ声アリ、
五月廿七日晴 日 子

朝ヨリ間々砲声達ス、昨日ヨリ赤水へ県官出張アリ、書見
等、十時比ヨリ浜へ歩行、十二時過皈ル、高島新介入來、
書見等夜九時休ム、

同廿八日晴 日 丑

朝ヨリ砲声全ク絶、書見等肥田、須田、大門口ノ木屋追々
入來、六時過ヨリ浜へ歩行、夜入本帰ル、九時休ム、夕ヨ
リ砲声ス、

同廿九日晴 火 寅

曉三時比ヨリ官軍花倉上へ進撃、七社村民家ヲ燒ク、砲声
轟、十二時比ニ至リ、全ク止ム、朝浜へ歩行、書見等、日
入本ヨリ歩行、夜高島入來、九時休ム、

同三十日晴 水 卯

朝ヨリ間々砲声スルノミ、書見等、十二時前山下才介入來
日入本歩行、九時休ム、
同三十一日晴曇 木 辰

朝ヨリ間々砲声ヲ聞クノミ、下女共鹿兒地へ遣ス、書見等
十一時前ヨリ吉水入來、日入本ヨリ歩行、夜九時休ム、
六月一日晴 金 巳

谷山中村辺へ官兵進撃スト聞ク、故ニ郡元唐湊辺ニ火焰見
ユ、終日書見等、夕刻散歩、九時休ム、

六月二日晴 土 午

軍艦一隻重富辺へ進回発砲ノ声アリ、終日書見、追々客来
日入本ヨリ散歩、加市ヲ黒神へ遣ス、九時休ム、

同三日曇 日 未

官兵砲台二間々声アリ、二時比ヨリ散歩、四時後帰ル、肥
田・木幡・山下入来・暫嘶、加市黒神ヨリ薪買入帰ル、夜
九時休ム、

同四日晴 月 申

朝ヨリ砲声全ク絶ユ、九時比ヨリ吉水入来、書見、加市本
日ヨリ鹿兒地へ返ス、三時後一次入来、求摩表私学兵敗走
ノ報アリ、六時後步行、九時後休ム、

同五日暁ヨリ雨曇 火 酉

下方台場二間々砲声アリ、書見九時後豎山八郎并タネ入来
二時比横山之内豎山宿へ行、暫シテ飯ル、本新橋台場ヨリ
モ発砲、六時過ヨリ步行、

同六日雨曇 水 戌

朝ヨリ官兵砲台二間々声アリ、書見、二時比ヨリ肥田・木
幡入来、四時前飯ル、六時比ヨリ步行、夜入飯ル、九時後

休ム、

同七日曇晴 木 亥

朝六時比ヨリ官賊砲戦、武、砲三門、本千眼寺上へ一門、
後追へ一門位ノ砲声、十二時比ニ至リ止ム、七時比ヨリ見
物二出、十時前飯ル、肥田休入来、十二時帰ル、書見、ト
ク吉水追々入来、暮步行、間々砲声ス、九時休ム、

六月八日雨 金 子

朝之内間々砲声アリ、一次入来、暫嘶、書見等昼間ヨリ上
下官台場ヨリ大砲ヲ打ツ、三時比ヨリ步行、肥田・木幡・
高島・須田追々入来、夜入前飯ル、九時過休ム、

同九日朝雨後晴 土 丑

曉間々砲声、書見、隈元・高野等追々入来、四時比ヨリ下
方砲台二間々声ヲ発ス、夕刻步行、夜九時後休ム、

同十日曇間々雨 日 寅

龍驤・春日之両艦暁ヨリ福山・加治木へ廻リ発砲、後ニ谷
山下向ケ同断、二時後飯ル、十時後横山へ行、中途ニテ蒲
ヶ原敬路へ会、同行ニテ飯リ、十二時前迄嘶、二時比ヨリ
出横山ノ豎山・上村之旅宿へ行、五時後飯ル、夜入本ヨリ
製鉄所火アリ、九時後休ム、

同十一日雨 月 卯

朝ヨリ雨故二間々砲声スルノミ、庁入用ニ付家禄賞典取扱
原田等取調、三時比ヨリ肥田・木幡入来、五時前皈ル、終
日雨ニシテ夜九時過休ム、

六月十二日曇晴 火 辰

朝ヨリ間々大砲ノ声アリ、都城ノ山下等入来、袖時計取締
加市等鹿兒地ヨリ来リ、三時後皈ル、夕刻海辺歩行、夜一
次入来、十時後休ム、

同十三日曇晴夕微雨 水 巳

朝ヨリ軍艦台場ニ砲声アリ、九時後大山助左エ門入来、暫
嘶、書見等、十二時前宿ノ娘急病起リ一時混雜、一時前ヨ
リ志和池堯行外兩人入来、三時前皈ル、三時過ヨリ上村源
所へ行夕帰ル、九時過休ム、

同十四日晴 木 午

朝之内谷山冲軍艦間々発砲、高島へ一刻行、十時前ヨリ吉
水・肥田・木幡追々入来、書見等、六時前ヨリ上ノ島地又
ハ海辺へ歩行、夕帰リ九時後休ム、

同十五日曇間々雨 金 未

上下台場ヨリ間々発砲、八時比ヨリ歩行、十一時後帰ル、
書見等、夕刻歩行、九時後休ム、

同十六日曇晴 土 申

上下台場ヨリ間々発砲、須田・高島・山下等追々入来、湯
之村鉄介米薪等携来、五時後小池へ歩行、蒲原旅宿へ寄り
夕刻皈ル、九時後休ム、

同十七日曇間々雨 日 酉

朝ヨリ砲声絶テナシ、志々目外一人、高島入来、書見等、
五時前木幡入来、暫嘶、昨日山田出産ニ付妻ニハ夜入本ヨ
リ行一泊、九時後休ム、

六月十八日曇間々雨 月 戌

朝ヨリ間々大砲ノ声ノミ、吉水入来、暫嘶、居宅ヨリ物品
取寄之、書面等認、四時後赤水村出張所へ行、六時前皈ル
加市来ル、夜九時過休ム、

同十九日微雨曇 火 亥

間々大砲ノ声ヲ聞ノミ、家禄請取残与届出ノ草稿取調、木
場・須田・肥田等追々入来、六時後歩行、九時後休ム、
同二十日曇間々雨 水 子

朝ヨリ全ク砲声ナシ、下女兩人鹿兒地へ遣ス、吉水・肥田
・山下等追々入来、夕刻ヨリ海辺歩行、夜九時過休ム、一
時過出張所へ行、

同二十一日晴間々微雨 木 丑

朝ヨリ砲声ナシ、胞田宿へ一刻行、九時比ヨリ吉水・肥田

・山下入来、同行ニテ古里へ行、軍艦二艘、運漕船二、谷山へ運回、谷村宿へ寄り入浴、飯二蒲原宿へ寄り八時過飯ル、

同二十二日曇晴 金 寅

曉ヨリ官軍総進撃、諸所放火、夜入前ヨリ上方兵火、朝九時前ヨリ大蔵大祿・金田清風入来、一時過飯ル、海辺歩行上村源・高島謙蔵追々入来、夜入前ヨリ歩行、九時過休ム、

六月二十三日雲晴 土 卯

朝九時前ヨリ後追上辺ニ戦争アリ、十二時比止ム、十時前ヨリ吉水入来、暫シテ同行歩行、十二時飯ル、四時前肥田入来、暫嘶、書見等、夜入本歩行、九時後休ム、

同二十四日曇後風立雨 日 辰

曉ヨリ谷山方へ官兵進撃、同所町、脇田・郡元・武田上方追々火焰起、夜ニ至武・西田辺甚シ、九時比八代規入来、暫嘶、十一時後海辺へ歩行、四時比木幡入来、書見等、夜入本歩行、九時過休ム、

十年六月二十五日ヨリ

十二年七月三日ニ至ル

日記

六月二十五日曇 月 巳

五時過海へ出武方進撃之官軍砲発之声アリ八時比ニ至リ全ク止ム、吉水入来十時過飯ル、書見等十一時比海へ出、常盤方伊敷上方諸所放火、十二時過飯ル、夜入本歩行、九時休ム、

六月二十六日曇 火 午

朝之内磯方ニ少々砲声アリ、十時比ヨリ赤水出張所へ行、横山并ニ祥三へ郵書ヲ出ス、十二時後飯ル、二時後木幡入来暫嘶書見等、十時前休ム、

同二十七日曇間々雨 水 未

賊兵ハ総テ退散、官軍哨兵線ヲ廣メ伊集院谷山方等へ進撃ノ報アリ、十二時比有川喜左衛門・林甚左エ門入来、暫嘶三時後肥田・高島・吉水・北郷次郎・黒岡某入来、夜入本飯ル、夜高島入来十一時飯ル、

六月廿八日曇間々雨 木 申

朝五時前海辺歩行、鹿兒地全ク静定、九時過ヨリトク・夕
ネ并ニ木幡・高島・吉見追々入来、十二時帰ル、後書見等
夕刻吉水同行、九時休ム、

同廿九日曇晴 金 酉

朝軍艦小舟ヲ引加治木辺へ出軍、八時吉水同行、赤水出張
所へ行、飯ニ上村源宿へ寄り、飯家願書ヲ出ス、十二時飯
ル、書見等、夕刻吉水同行武へ歩行、夜入飯ル、下町火災
翌朝ニ至リ鎮火、

同三十日曇晴 土 戌

暁四時過海辺歩行、木幡・肥田追々入来、下町火災賊ノ附
火之旨追々報アリ、昨日下午二人タネ方下人ヲ鹿兒地へ遣
シ候処、本日下午飯ル、書見等五時過ヨリ須田・吉水追々
入来、夕刻歩行、夜高島入来、十二時前休ム、

七月朔日晴 日 亥

朝四時過起直・美津ナト飯、家ニ付、仕舞方七時前、高島
家内同行出船、帳留等、肥田入来、軍艦加治木方へ廻行、
帖佐又ハ横川方ニ當リ火焰見ユ、夕吉水、入来同行散歩、
夜入過飯ル、十時前休ム、

同二日晴 月 子

五時前起海辺歩行、八時過夕ネ所へ寄り津島多衛、同隼人
寓居へ行、飯ニ山田所へ寄り十二時飯ル、一時後肥田入来
四時後名越彦兵エ入来、夕刻吉水・木幡・肥田同行、武村
へ歩行、夜高島入来、九時後飯ル、

七月三日晴夜微雨 火 丑

五時前起、豊隣飯家ニ付仕舞方、七時前出帆ニ付濱へ出帳
留等、十一時後五代競太、吉水追々入来、書見等、昨日帖
佐ノ賊兵敗レ加治木町辺兵火、五時吉水同行、田中七方へ
行夕飯リ九時休ム、

同四日晴 水 寅

五時前起歩行、高島へ行飯リ仕舞、吉水・肥田・木幡等追
々入来、上村源都城ノ須田・山下等追々入来、六時前ヨリ
旧知事公執事方へ伺二行、飯ニ島津又吉所へ行、夜入飯リ
九時過休ム、

同五日晴 木 卯

五時前起、飯リ仕舞、高島・須田・志和池入来、從二位公
執事方へ伺二行、飯ニ肥田旅宿へ一刻寄り十一時比出船、
十二時着岸、高島家内并ニ佐左工門・虎助入来、後家内取
拒方夜助市来リ、十時前休ム、

同六日曇間々雨 金 辰

五時前起、庭掃除、家内并ニ庭取拒方、二時比森母并ニ徳尾ヨリ入来、四時飯ル、染川へ行、暫晰、夜十時前休ム、

七月七日曇雨 土 巳

五時前起、庭掃除、上村彦四郎所へ行、暫晰、庭并屋内取拒方、夜九時過休ム、

同八日晴曇 日 午

四時過起、庭掃除、庭草採、十時前ヨリ鮫島健三并金田清風入来、十二時前飯ル、三時比ヨリ庭取拒方、夜十時前休ム、

同九日曇間々雨 月 未

四時過起、庭掃除、泉水掃除、水入方徳尾ヨリ入来、夜九時過休ム、

同十日曇晴 火 申

四時過起、庭掃除、草採、屋内取拒、畳敷付、夜九時過休ム、

同十一日晴曇間々雨 水 酉

四時過起、庭掃除、襖障子立付方等、二時比肝付伊兵工入来、暫晰、夜十時前休ム、

同十二日曇間々雨 木 戌

四時過起、庭掃除、草採、蔵内書物等取拒方、高島ヨリ入来、三時後八郎次様宅取拒方二行、夜入前飯ル、九時過休ム、

同十三日曇間々雨 金 亥

四時過起庭掃除、草採蔵内取拒方高島一次・佐々木真追々入来、東京横山へ書状認日入本徳尾へ行、九時過休ム、

同十四日曇間々微雨 土 子

四時過起、庭掃除、草採、東京へ書信ヲ出ス、十一時後大峯益太郎入来、一時後飯ル、四時後隈元棟貫入来、暫晰、水打方夜九時後休ム、

七月十五日晴 曇 日 丑

四時過起、掃除方又ハ草採等十時後平方兵火跡見ニ廻リ十一時後飯ル、五時前志和地堯行入来、暫晰水打、九時過休ム、

同十六日晴曇間々微雨 月 寅

四時起、庭掃除草取、八時後四本・彦入来、十時前ヨリ出横山・上村行英・徳尾・肝付へ行、十二時前飯ル、夕草採

水打、九時後休ム、

同十七日曇間々雨風立 火 卯

四時過起、庭掃除、草採、肝付伊高島新種子田ヨリ追々入来、四時後吉見胖造、友野長祥追々入来、六時比飯ル、庭草採、時々雨、夜九時過休ム、

同十八日曇晴 水 辰

四時過起、庭掃除、草採、肝付伊入来、暫晰、宮里新一刻入来、八時後御墓參詣、時計取繕、四時後児玉源入来、夕

水打九時休ム、

同十九日雨曇 木 巳

四時後起、内掃除、板縁洗方等、十時前横山勇東京ヨリ着
ニテ入来、徳尾并ニ長崎県ノ徳永入来、帳留等、夕草取、
七月廿日晴 金 午

四時過起、庭掃除、草採、高島一次入来、吉水生一一条ニ付警
視出張所へ十時比出、暫シテ飯リ右一件書面ヲ認、友野長祥
入来清書ヲ頼、林二等警部へ出ス、山口助八・卷木嘉次郎・
同茂平追々入来、徳尾所務米一件書面認、五時比徳尾へ行飯
ニ益山所へ寄日入本肝付伊入来、水打、草採、九時過休ム、
同廿一日晴 土 未

四時過起、庭掃除、草採、七時后吹田秀太郎、吉見・川畑
篤雄追々入来、十時前飯ル、伊作滞在、横山勇ヨリ書状到
来返書ス、四時後上村直入来、県令ヨリ傳達之趣アリ、暫
晰、森六郎死去ニ付、五時後ヨリ行、夜九時飯リ暫シテ休ム、
同廿二日晴曇 日 申

四時後起、庭掃除、七時前有馬へ行、飯リニ上野直所へ寄
リ八郎次様昨日伊作ヨリ飯リニ付、九時後行、十一時前飯
ル、帳留方等上村直・児玉源追々入来、五時ヨリ岩村県令
官宅へ行、夕飯ニ児玉へ一刻寄九時後休ム、

同廿三日曇 月 酉

四時後起、庭掃除、草採方、四本彦一刻入来、帳留等十二
時前上村直入来、暫晰、草採、水打等、夜九時過休ム、
同廿四日晴 火 戌

四時過起、庭掃除、草採、県廳ヨリ御用ニ付出頭之処、当
県御用掛ノ命ヲ請、上局へ出席セリ、朝八郎次様并ニ中村
ノ三米麦各二俵ヲ携来ス、五時退出、草採、水打等、九時
過休ム、

七月廿五日晴曇風立 水 亥

四時過起、庭掃除、七時過出勤、五時退出、西討総督有栖
川宮御着船追々客来、水打夜九時過休ム、夕松元利中、瀬
戸口入来、

同廿六日晴曇 木 子

四時過起、庭掃除、有川喜左工門其外追々入来、八時過出
勤、五時退出ニ有馬へ寄リ夕飯ル、徳尾并ニソ三入来、水
打、夜高島一次・鮫島入来、高島ニ八十一時過飯ル、

同廿七日晴夕雨 金 丑

四時過起、庭掃除、東郷直其外追々入来、八時出勤、五時
退出、友野・岩切・肝付等追々入来、夕草取、夜九時休ム
同廿八日晴曇夜雨 土 寅

四時過起、庭掃除追々客来、八時出勤、三時退出、追々客来、夕草取水打、十時前休ム、

同廿九日雨後曇 日 卯

四時過起草採等、七時出勤、宿直ニテ庁へ泊ス、十二時令同伴、黒田旅宿ヲ訪、

同三十日晴 月 辰

宿直ヨリ出勤、三時過退出、追々客来、四時過八郎次様并ニ徳尾へ行、夕飯ル、鮫島健蔵入来、夜入過飯ル、十時前休ム、

七月三十一日晴 火 巳

四時過起、掃除、草採、追々客来、七時出勤、三時退出之处、勇蔵伊作ヨリ飯来、追々客来、夜高島ヨリモ入来十時前飯ル、

八月一日晴 水 午

五時前起、庭掃除追々客来、七時出勤二時過退出、櫻島ノ乙松并ニ中村ノ三来ル、帳留等追々客来、勇蔵来ル、水打夜十時前休ム、

同二日晴 未 木

暁四時前起、仕舞、勇蔵伊作へ行、追々客七時出勤来、三時退出ニ有馬徳尾三官橋へ寄、五時過飯ル、夕水打追々客来、夜九時過休ム、

同三日晴 金 申

四時過起、庭掃除追々客来、七時過出勤、三時退出、帳留等、追々客来、夕水打、草採、九時過休ム、

同四日曇間々雨 土 酉

四時過起、庭掃除、追々客来、七時過出勤、四時前退出、横山伊作ヨリ引取入来、上村友畦入来、六時前肝付へ行飯

ニ八郎次様方へ寄夕刻飯ル、九時過休ム、

同五日晴曇間々雨 日 戌

四時過起庭掃除追々客来、七時過出勤三時退出、貞幹祥三ヨリ郵書達ス、追々客来、夜十時前休ム、十一時比松永某入来、暫晰、

同六日晴曇 月 亥

四時過起、庭掃除追々客来、八時前出勤、四時退出暫シテ橋本喜左門并ニ汾陽へ行日入本飯リ水打等、夜十時前休ム、

八月七日曇間々雨 火 子

五時前起、庭掃除追々客来、七時過出勤、三時過退出、追々客来夜入本ヨリ江夏喜蔵入来、暫晰、十時過休ム、

同八日雨風立 水 丑

五時起、追々客来、八時出勤、二時過退出ニ、西田橋へ廻ル、追々客来、帳留等、夕草取、夜入本上村源外一人入来

九時前飯ル、十時休ム、

同九日雨 曇 木 寅

五時前起、庭掃除、追々客来、八時過出勤、五時退出、追々客来、帳留、夜入本ヨリ児王源入来酒肴ヲ出シ十二時前飯ル、暫シテ休ム、

同十日曇間々雨 金 卯

五時前起、庭掃除、追客々来、七時退出勤、四時過退出、追々客来、夜九時過休ム、

同十一日曇間々雨 土 辰

五時前起、庭掃除、追々客来、七時過出勤、五時前退出、追々客来、九時過休ム、

同十三日曇間々雨 月 午

五時前起、庭掃除、追々客来、八時出勤、四時過退出、桜島へ残置候諸道具届ク、追々客来、夜九時過退出、

八月十四日曇間々雨 火 未

五時前起、庭掃除追々客来、八時過出勤、宿直ニテ庁へ泊ス、同十五日曇 水 申

五時過起、其儘出勤、二時過退出、追々客来、徳尾昨日東京ヨリ着ニテ日入本ヨリ入来、十一時過飯ル、夜入過吉田之川内彦左エ門入来、暫晰、

同十六日曇間々微雨 木 酉

五時起、庭掃除、追々客来、四時前退出、追々客、夜入高島一次入来、十一時後飯ル、

同十七日晴曇 金 戌

五時前起、庭掃除、追々客来、七時過出勤、三時過退出ニ有馬徳尾へ寄り、四時過飯ル、追々客来、夜十時前休ム、

同十八日曇間々雨 土 亥

五時起、庭掃除、追々客来、八時出勤、四時後退出、追々客来、夜九時過休ム、

同十九日晴 日 子

五時前起、庭掃除、追々客来、八時過出勤、四時退出、追々客来夜十時休ム、

同廿日晴 月 丑

五時前起、庭掃除、追々客来、八時出勤、三時過退出、追々客来夜十時前休ム、

八月廿一日晴 火 寅

五時前起、庭掃除、追々客来七時過出勤、三時退出シ、安樂富太郎所へ福山宿頼二行、飯ニ福山寓居へ寄、夕水打方等九時過休ム、
同廿二日晴 水 卯

五時前起、庭掃除追々客来、八時出勤、県令本日延岡ヨリ
帰着、四時過退出、追々客来、夕水打等夜十時前休ム、

同廿三日晴 木 辰

五時前起、庭掃除追々客来、八時前出勤、本日更二本県御用
掛月俸八十円准奏任官之令ヲ拝ス、四時退出、追々客来六時
前上村行英方并二八郎次様方へ行、夕飯水打、九時過休ム、

同廿四日晴間々雨 金 巳

五時前起、庭掃除、追々客来、八時出勤、三時前退出、帳
留等、四時過雨、追々客来、夜入本ヨリ八郎次様等御入来
十時前飯暫シテ休ム、

同廿五日晴曇風立夜雨風 土 午

五時前起庭掃除、追々客来八時出勤、三時退出、追々客来
五時前有馬へ行、飯二徳尾へ行、篠原壮介入来ニテ夜九時
過飯ル、追々大風雨、

同廿六日昨夜ヨ大風雨 日 未

五時過起、昨夜ヨリ東風大二雨ヲ帯ヒ暴動甚シ、八時出勤
九時比ヨリ坂本秋彦同伴、上祇園洲上町其他巡視、海岸ノ
破損其外木屋等之倒破見ニ忍ヒス、十二時出庁、四時過退
出、夜九時過休ム、

八月廿七日曇間々雨 月 申

五時前起、庭掃除、追々客来、八時過出勤、四時過退出、
飯掛岩村県令宅へ渡辺卜行、夜九時過飯暫シテ休ム、

同廿八日晴曇 火 酉

五時前起、庭掃除、福山其外追々客来、八時前出勤、四時
過退出、追々客来、夜入本徳尾入来、九時比休ム、

同廿九日晴曇 水 戌

五時前起、庭掃除、追々客来、八時過出勤、五時退出二坂
元同伴渡辺所へ行、同行岩村所へ行、八時過飯、高島一次
入来、十一時飯ル、

同三十日晴曇 木 亥

五時前起、庭掃除、追々客来、八時過出勤、三時退出、追
々客来、帳留等、

同三十一日晴 金

朝来客八時出勤、残賊来襲之聞へアリ、追々探偵方等ノ手
配致ス、五時前退出、夜入本渡辺ヨリ書面来リ出庁之处、
弥賊徒襲来ノ旨相知レ庁内取纏メ、且乗船手當等ノ事アリ
テ徹夜、

九月一日晴 土

新撰旅団軍人三百五十人余巡查凡七百名位元吉野橋辺ヨリ
米蔵又ハ城山新上橋辺ヲ防禦ス、昨夜小使ヲ以家内人数ノ

乗船ノコトヲ達ス、午前十一時私学校下へ賊俄ニ襲来、砲戦ス、故ニ県令初課長等一同難ヲ高千穂丸へ避ク、追々砲戦、上下町築地等兵火盛ニ起ル、石炭払底ニ付積入ノタメ長崎へ向、夜入前抜錨ス、同艦へ家内其外乗入、海上平和航海ス、九月二日晴 日

海上平和、午後三時過長崎港へ投錨、宿手當托シ置、油屋町二百二番地大浦屋へ夜十一時比着、

同三日晴 月

朝同宿橋口兼三ヲ訪、坂本清彦入来、十時比人力車ニテ県令宿へ行、本日飯鹿兒ノ議決ス、三時前飯リ諸品取入、追々来客、五時前高千穂丸へ乗込、県令初追々乗組ム、

同四日晴 火

朝六時前長崎出艦、海上平和、同夜午前三時比喜入沖へ着ス
同五日晴間々雨 水

朝鹿兒島沖へ廻船県令上陸、川村参軍へ面会ノ上飯船、山田其外田之浦詰ヲ命ス、后加治木へ廻艦、夕上陸、出張所へ一泊ス、

同六日曇間々雨風立 木

出張所ニアリテ假庁設立ノ見分後同所士族日野宅ニ転シ、午后運輸局へ行、夕刻高千穂艦へ乗り、鹿兒島行之旨ヲ達ス

同七日曇風立 金

朝五時過加治木抜錨、七時比坂本同行上陸、田之浦出張所へ行、后川村参軍へ面会、米倉手當其他ノ事ヲ談シ県庁存在ノ旨ヲ内務卿へ上申シ、磯製油所見分、五時前ヨリ庁内焼亡、田之浦へ一泊、夜県令ヨリ電報来、即返報ス、

九月八日晴曇 土

朝川村へ面語ス、桑原外一人ヲ県庁跡へ遣シ、焼失跡ヲ検査シ、悉皆焼失ノ旨ヲ内務卿へ電報シ、后飯船シ、夕刻加治木用宿へ帰ル、

同九日晴 日

令快順丸へ乗り鹿兒地へ行加治木用宿ニ在テ諸務ヲ施行ス
同十日晴 月

此日モ加治木ニ在リ、令綿貫同船夕刻飯ル、
同十一日曇雨交ル 火

都城又ハ加治木之間ニ假庁設立ノ議アリ終ニ加治木ニ決ス
同十二日晴 水

田辺一等属ト共ニ小蒸気船ニ乗り谷山出張所へ行、横山貞固ニ面会、午後四時出船、田之浦へ上陸、東福寺城へ行、戦地ヲ遠視ス、

同十三日晴 木

川村山形参軍ノ本営へ田辺同行面談ス、坂ニ東福寺城ニ廻リ戦地ヲ視ル、日夜砲撃、

同十四日晴後雨 金

田之浦滞在、戸長松元加治木ヨリ来リ同人遭難ノ次第ヲ聞桑原加治木ヨリ坂ル、戦地ノ景況前日ニ同シ、病院雇医壹名、賊地ヲ遁出、旅団ヨリ引渡相成候付、前後ノ次第ヲ細聞ス、

九月十五日晴 土

砲戦前日ニ異ナラス、當県雇細井濟ナル者小林出張之処、賊ニ捕縛セラレ終ニ城山へ随行、坂田諸潔ノ依頼ヲ受、川村参軍へ来訴、取調済引渡相成候付、事故細聞、県令へ傳報ス、三時過山田へ一刻行、

同十六日晴 日

米蔵胸壁ノ米引渡ノ旨参軍ヨリ達シアリ、當日百六十俵礮製油所へ運ブ、渡辺加治木ヨリ来リ後田辺細井共ニ加治木へ坂ル、朝川村へ行、細井ノ事ヲ談ス、田上村廣木へ假病院設立ニ付山科医員来、コレヲ病豫防法山形ヨリ達シアリ己野忠孝長崎ヨリ神奈川丸ニテ坂ル、

同十七日晴 月

砲撃前日ノ如シ、午前十時比官軍発射スル焼玉ノ為私学校

又ハ岩崎内焼失ス、檻倉見分ノタメ齋藤桜島へ行、伊東金八加治木ヨリ来リ同夜己野同伴ニテ坂ル、

同十八日曇 火

朝川村参軍ヲ訪、且コレヲ病豫防法ヲ布達ス、山口十等属松元利中ヲ武村在陣樺山大佐方へ払下米一件ニ遣ス、町区长宮里等ヲ以豫防法事件ヲ廻説ス、米倉ノ米取下シ方ニ付旅団ノ人足五十人ヲ借ル、伊藤二等属加治木ヨリ来、三浦・山科ノ両医ヲ仮病院ヨリ呼ヒ治法ヲ林軍医ニ議シ伊藤同行、小蒸気ニテ坂ル、

加治木ヨリ五反帆五艘丸木一艘来、安藤我舟ヲ借り加治木へ行、等外四等植村出頭ス、

九月十九日曇雨 水

去ル十一日総督本営ヨリ達書并坂順願ノ者ハ谷山加治木出張警視へ可願出旨戸長へ達ス、垂水ヨリ傭入ノ舟四艘本日ヨリ警視方へ廻ス、加治木ヨリ遠藤来ル、近藤外二名東京坂省ニテ夕刻乗船ス、

同廿日曇 木

曉ヨリ大小砲声盛ナリ、新撰旅団ノ兵私学校跡ノ賊ヲ攻撃、二名打取、一名捕縛、官軍一名死ス、朝川村参軍仁禮ヲ訪桜島出張、西久保・山根来ル、遠藤加治木へ坂ル、柴太一

郎同行、令へ書面ヲ頼ム、當地郵便開設ノタメ外島八等属来ル、知覽出張官員二人来ル、東郷九左エ門・松元利中脇田へ払下米場所見分二行、昼ヨリ夜二至リ砲声稍緩ナリ、醫師本田玄安来ル、

同廿一日曇雨 金

朝歩行本日ヨリ靄江崎ニ於テ濡米払下ヲ施ス、本日砲撃稍緩ナリ、五時比二ノ丸ニ火起ル、是官軍焼玉ヲ以放火ス、夜八時比二至リ鎮火ス、

同廿二日曇 土

朝歩行、賊山野田一輔・河野主一郎、昨日高島少將ノ持場ニ来リ、本日川村糺弾、脇田へ米払下トシテ東郷・松元出張ス、十時過県令来リ川村へ面会、四時前飯ル、監護掛肝付村山戸長伊地知出勤、コレヲ病豫防法布達、本日砲声稀也、

同廿三日晴 日

朝散歩、山野田一輔へ川村參軍ヨリ下命、本日午后五時限降伏スへキ旨ヲ諭シ、城山へ返ス、明曉大進撃ノ内定アリ加治木へ迎船ヲ廻ス、

同廿四日曇後雨 月

曉四時相囂砲声ス、夫ヨリ砲声盛ナリ、出張人数皆見物ニ出、早朝永安橋辺へ行候処、賊敗滅ノ報知アリ、故二飯ル

県令来ル、十二時後令同行、元浄光明寺へ行、死骸埋方、雨甚シ、夜入本飯ル、

十一年一月一日曇間々雨 火

六時前起仕舞、追々客来、九時過出勤、十一時過ヨリ松原神社・靄ヶ嶺神社并ニ御墓參詣、三時過飯ル、追々客来、夜九時過休ム、

同二日曇間々雨 水

六時前起仕舞、追々客来、障子切張、新島加治木ヨリ飯り入来森真兵工夜入本ヨリ入来八時飯ル、

同三日曇 木

六時前起仕舞、追々客来、帳留等、伊藤新島其外拾二名相招キ夜入前ヨリ入来十一時過飯ル、

同四日曇晴 金

六時起、追々客来、政始ニテ九時出勤、四時退出、追々客来、森母入来、豊山口へ引越、

一月五日晴 土

六時起、追々客来、十時前出勤、十二時飯二田辺旅宿へ暇乞ニ寄り県庁へ行、八郎次様井徳尾へ行、四時前飯、追々客来、夜入前ヨリ田中守治所へ所、十時比飯ル、

同六日微雨風立 日

六時過起追々客来、休日ニテ出勤セズ、九月一日以来之日誌留等、

同七日晴 月

六時過起、追々客来九時出勤、四時退出、追々客来、

同八日晴間々雪降 火

六時起、追々客来、九時出勤、加治木ヨリ長山来ル、四時後退出、夜入前ヨリ八郎次様井山口等ヨリ入来、九時後飯ル、

同九日晴 水

六時起追々客来、九時過出勤、長山加治木へ飯ル、四時退出、追々客来、夜入過岡部父子入来、九時前飯ル、

同十日晴 木

六時起、追々客来、九時出勤、四時過退出、追々客来、風

呂立、

同十一日晴 金

六時起追々客来、九時過出勤、四時過退出、追々客来、

同十二日晴 土

六時前起、追々客来、九時出勤、三時退出ヨリ新築庁へ行日入本飯ル、

一月十三日晴曇 日

上村行微日記

六時起、追々客来、九時過出張所へ寄り本日新県庁移転ニ付頭、十一時前ヨリ銀行又ハ藤安所へ行、一時過飯リ二時此ヨリ上方諸所歩行、日入本飯ル、夜入高島入来、九時比飯ル、

同十四日晴曇 月

六時起、追々客来、今日ヨリ新庁へ出勤、四時退出ニ上町へ廻リ五時過飯ル、追々客来、八郎次様入来、風呂二入、同十五日雪雨 火

六時起、追々客来、九時分ニテ出、五時前人力ニテ退出、

本日加治木公債掛金ヲ護送ス、

同十六日晴 水

六時起、追々客来、九時出勤、龍驤艦ヨリ船手當ノ依頼アリ、四時過退出追々客来、

同十七日晴曇 木

六時前起、追々客来、九時出勤、加治木ヨリ官員追々来着ス、四時退出ヨリ八郎次様方并ニ行英所へ行、夜入本飯リ風呂二入、

同十八日晴 金

定刻起、追々客来出張所へ寄り、夫ヨリ出勤、県令初加治木ヨリ着、四時退出、追々客来、

同十九日晴 土

朝之内追々客来、九時出勤、加治木ヨリ運搬之諸品持入、
半休ニ付一時過ヨリ丹羽友野同行、上下学校地見分ニ行、

四時前皈ル、客来夜武右エ門入来、

同廿日晴 日

朝之内追々客来、九時出勤、庁内諸課立付、一時過退出ニ
居宅地へ行、小唐竹イラサ代ニ金三円助市へ渡置、夫ヨリ
上村哲平、横山・山口・汾陽所へ行、御墓参詣、夜入本皈
リ風呂ニ入、

同廿一日晴 月

朝之内追々客来、九時出勤、本日ヨリ開庁、四時過退出、
追々客来、追々客来、御用書見、九時前休ム、夜入本ヨリ
高島入来、

同廿二日晴 火

朝之内追々客来、九時出勤、四時退出、御用書見、追々客
来、夜入過山田ヨリ入来、九時前休ム、

同廿三日晴 水

追々客来、九時出勤、四時過退出之処、青山良啓入来、夜
入本皈ル、御用書檢按ス、

同廿四日晴雲 木

追々客来、九時出勤、四時退出ヨリ岩村旅宿へ同行ニテ行
追々諸課長等入来、八時過皈ル、

同廿五日曇夕間々雨 金

追々客来、九時出勤、四時退出ヨリ岩村令同行、旧浄光明
寺跡へ見分ニ行、風呂ニ入、福島入来、夜御用書見聞、

同廿六日朝微雨後曇 土

客来、九時出勤、半休ニテ一時退出ニ活版方へ一刻寄り、
追々客来、御用調方、トヨ入来、

一月廿七日曇風立 日

追々客来、東京表渡辺并ニ祥三へ書状認ム、午後五時比ヨ
リ岩山敬義入来、夜九時過皈ル、

同廿八日曇 月

追々客来、九時出勤、四時過退出、追々客来、高島ヨリ入
来、夜入本皈ル、御用書調方、

同廿九日曇風立夜雨 火

追々客来、九時出勤、四時過退出、北風起ル、夜入福崎柳
并哲平入来、九時過皈ル、

同三十日曇微雨 水

追々客来、十時比出勤、御祭日ニ付暫シテ退出、御用書調
方等、追々来客、川村純義・和田五郎へ書状調、明日郵便

ヨリ出ス、

同三十一日曇風立 木

追々客来、九時前出勤、四時退出ニ土木方へ寄り暫シテ皈ル、追々客来、千年丸ヨリ高知県巡查ヲ乗セ長崎大坂へ向拔錨、

二月一日曇 金

追々客来、時計師齋藤東京ヨリ着、入来寄宿、九時前出勤四時過退出、稻留左十郎入来

同二日曇 土

追々客来、九時前出勤、半休ニテ一時退出、山口唯一岡部入来、追々客来、

同三日雨 日

追々客来、勇藏并長崎渡瀬へ書状認メ郵送ス、御用書調方等、

二月四日晴 月

追々客来九時前出勤、四時退出、追々客来、

同五日曇晴 火

追々客来九時前出勤、四後退出、

同六日曇雪 水

追々客来、九時前出勤、午后ヨリ雪、四時過退出、中村ノ

三入来、本日ヨリ齋藤宅ニテ細工ヲ初ム、

同七日間々雪曇 木

追々客来、八時出掛、材木払場へ寄り宅地へ板類ヲ運フ、出勤午後二時ヨリ各島議事ニテ夜入前皈ル、島津久明其外来、夜内野入来、

同八日晴 金

追々客来、九時過出勤、午後三時ヨリ各島議事ニテ夜入前皈ル、

同九日曇 土

追々客来、九時前出勤、半休ニテ一時後退出、山口唯一其外追々入来、

同十日曇間々雨 日

朝ヨリ追々客来、帳留等宅地へ中村ノ三父子傭入垣普請イタス、一時過ヨリ行、三時比ヨリ岩村旅宿へ行、官員中宴会、夜入過皈ル、

二月十一日朝微雨後曇 月

客来、紀元節ニテ休暇、九時比ヨリ出、徳尾八郎次様所へ行、宅地へ寄り平方へ廻リ、十一時過皈ル、追々客来、二時過五代一郎所へ子共書物読頼ニ行、夫ヨリ福山所へ行、日入本皈ル、

同十二日晴 火

客来出掛三ツチカ召列、五代へ寄り夫ヨリ出勤、四時退出

二宅地へ行、日入本飯ル、

同十三日曇 水

追々客来、九時前出勤、四時過退出、五時過ヨリ本田奎兵

エ入来、八時前飯ル、

同十四日曇 木

追々客来九時前出勤、四時退出之処、新納武宮等引続客来

八郎次様一刻入来、

同十五日晴 金

客来、九時前出勤、四時退出ニ二之丸へ行、夫ヨリ宅地へ

行、日入本飯ル、タネ入来本田へ寄ル、

同十六日晴 土

追々客来、九時前出勤、半休ニテ一時前退出ニ木材松下所

へ寄ル、居宅絵図仕立、追々客来、出張所官員へ酒樽ヲ遣

ス、

同十七日雨風立 日

汾陽中二其外追々来客、帳留等、五時過ヨリ上村哲平并伊

藤清五郎入来、夜九時前飯ル、

同十八日朝雨後曇 月

追々客来、九時前出勤、四時退出之処、大野・安藤其外追
々客来、夜帳留等、

同十九日晴 火

追々客来、八時過出勤、四時過退出ニ重信彦八所へ横山金

請取ニ行、日入本飯ル、風呂立、

同二十日晴 水

追々客来、出掛柿原旅宿へ一刻寄、九時前出勤、四時退出

ヨリ伊地知正治所へ行、飯二宅地へ寄り夜入本飯ル、

同二十一日曇微雨 木

追々客来、九時前出勤、五時退出、追々客来、夜入本ヨリ

隈元棟貫入来、九時比飯ル、

同廿二日曇 金

追々客来、九時出勤、四時過退出、岡部勘入来、東京横山

へ書状認ム、明日郵便ヨリ出ス、

同廿三日曇微雨 土

追々客来、八時過出勤、半休ニテ一時前ヨリ令同行、宅地

へ行、三時前飯ル、大工武右工門一刻入来、五時ヨリ山口

唯一入来、八時過飯ル、

同廿四日曇 日

追々客来、大工鱒坂来リ、材木松下、十一時前八郎次様所

へ行、飯ニ材木払場へ寄り、二時前飯ル、追々客来、

同廿五日曇晴 月

追々客来、八時過出勤、四時退出ヨリ宅地江行、中村等ヨ

リ馬雇入、材木運方、夜入本飯ル、

二月廿六日晴 火

追々客来、八時過出勤、四時退出ヨリ宅地へ行、牛車等ニ

テ材木運、夜入本飯ル、

同廿七日曇 水

追々客来、九時前出勤、三時過退出ヨリ岩村宅へ御用談ニ

付行、夜九時過飯ル、

同廿八日曇微雨 木

追々客来、八時出掛、柿原旅宿へ一刻寄出勤、四時退出ニ

宅地へ行、夜入飯ル、

(以下三月一日以降ノ記事略ス)

上村慶吉履歴

慶吉

幼名安太郎 改正之丞 後嘉兵衛 行治

天保十一年庚子六月十日上荒田町生母称寝甚左衛門二女

妻有川怒一郎貞利長女名章子

上荒田町

嘉永四年亥八月十五日献中紙、始見斉彬公於御書院、肝付左衛門贊之。

一 明治九年四月二十二日父告老也、命從為父後。

一 安政三年七月十五日御用人座書役助トナル、俸禄四石

一 文久三年二月十二日中小姓ニテ、江戸詰ヲ命セラル。

一 文久三年六月二十七日英人軍艦ヲ師ヒ、我鹿兒島港ニ

来泊シ、生麦ノ事件ヨリ同港ニテ戦端ヲ開キ、七月一日

ヨリ全三日ニ至ル。激戦止テ、同七日横濱ニ着艦シ、英

艦敗戦ノ事ヲ公布ス。此時、江戸藩邸ニアリ。同九日英

艦ヨリ公布ノ事ヲ京師ノ藩邸ニ報告シ、然シテ帰国、藩

主ヘモ申告ス可キノ命ヲ受ケ、即日、同藩士関太郎・田

中清之進・養田耕造・池田安清等ト共ニ、江戸ヲ発シ、同

十二日京師へ着、藩邸ノ晋守居役ニ報ス。此事早クモ御聽ニ達シ、叡感不斜、當座慰勞トシテ金拾円宛ヲ各拝領ス。同十三日京師ヲ發シ、二十四日鹿兒島ニ着キ、英艦敗戦公布ノ事ヲ告グ。此ノ時、始メテ勝利タルヲ知り、上下大ニ愉快ヲ表セリ。

一 同八月八日鹿兒島ヲ發シ、全十六日京師ニ着、錦小路ノ藩邸へ寓ス。同十八日大和行幸ノ事ニ付キ、長藩ハ嫌疑アリテ、堺町御門ノ警衛ヲ免サレ、薩会ノ兩藩ヲシテ是レニ代ラシメ、長藩ノ九門内へ入ルヲ禁セラル。此時堺町御門警衛ヲ命セラル。既ニシテ、長藩ハ一千余人ヲ大隊ニ組立テ、禁内變アリトシ、鷹司家ノ小門ヨリ兵ヲ繰出シ、薩会ノ警衛シタル堺町御門内ニ突出シ、禁内ニ入ラント進行スル勢、正二……………

激烈ナリシモ、猛威長藩ノ進行ヲ繰止タリ。中ニモ、我藩士中村半次郎・伊集院金次郎・肝付十郎拔群ノ働キニ依リ、戦端ヲ開カスシテ、長藩ハ退キタリ。其時、味方ハ僅カ九十余名也。

同年十月十日関太郎・鎌田宗五郎等ト京師ヲ發シ、全十六日江戸着、元治二年丑七月迄、江府藩邸ニ在勤、全年

八月二十五日鹿兒島へ帰ル。

一 元治元年子六月十四日御用人座書役トナル。

一 應応二年寅七月十二日金百貳拾兩拝領ス。

一 同三年七月鹿兒島ヲ發シ、京師ニ至リ、相国寺ニ宿營シ、乾御門ヲ警衛ス。同年十一月鹿兒島ニ帰ル。

一 同四年二月五日陸軍小頭トナル。俸給六石。

一 明治元年辰閏四月二十日分隊長ニ任セラレ、拾八番隊ヲ指揮ス。全年七月七日半隊長ニ進ム。躬列新番。全年九月奥羽應援トシテ、一大隊ヲ京師ニ繰出ス。我十八番隊此内ナリ。全十五日鹿兒島ヲ發シ、京師ニ至リ、二本松藩邸ニ宿陣ス。全年九月奥村ノ賊降伏鎮定ス。依テ翌明治二年一月十五日鹿兒島ニ歸ル。

一 全年二月二十三日藩治職制御治定ニ付、官職ハ廢滅トナル。

一 全年九月鹿兒島ヲ發シ、東京神田目附内酒井邸ニ宿營シ、禁闕ヲ警衛ス。全三年四月鹿兒島ニ帰ル。

一 全年五月二十二日糺明奉行見習ニ擢セラル。

一 全年閏十月十三日民事奉行見習ニ転ス。

一 全四年三月十五日地頭管轄福山・敷根・財部・末吉・

岩川五ヶ郷庶務取扱ヲ命セラル。

- 一 全五年二月四日美々津県庶務取扱ヲ命セラル。
- 一 全五年二月二十八日美々津県管轄高岡・綾・倉岡・穆佐四ヶ郷ノ庶務取扱ヲ委任セラル。
- 一 全年三月二十六日美々津県権少属ニ任セラレ、聴訟課勤務ヲ命セラル。
- 一 全年九月二十五日高鍋・佐土原ノ農壹萬五千人余蜂起暴働ニ付、鎮撫トシテ佐土原地方ニ出張ヲ命セラル。
- 一 全年十一月十四日全県小属ニ任セラル。
- 一 全六年二月十二日美々津県・都城県ヲ廢セラレ、宮崎県ヲ置カレ、更ニ宮崎県権小属ニ任セラル。
- 一 全年全月延岡支庁詰ヲ命セラル。
- 一 全年九月八日全県小属ニ任セラル。
- 一 全七年一月二十二日諸県郡各村士農暴働ニ付、鎮撫方トシテ都城地方へ出張ヲ命セラル。
- 一 全年三月十四日佐賀県下賊徒脱走者為搜索、飢肥地方へ出張ヲ命セラル。
- 一 全年六月十七日司法省へ人殺事件伺ニ付、上京命セラル
- 一 全年拾二月学校資金トシテ式拾五円差出候。奇特ノ賞トシテ、木盃壹個下賜セラル。
- 一 全八年九月依頼本官ヲ免セラル。

上村慶吉履歴

- 一 全年四月十五日鹿児島県拾五等出仕ニ補セラレ、聴訟課詰申付ラル。
- 一 全年十月二十八日全県権少属ニ任セラル。
- 一 全九年三月二十五日学務課へ転課申付ラル。
- 一 全年五月二十三日文部省へ学務事件伺ニ付、上京命セラル。
- 一 全年十一月二十一日宮崎学校引継濟、日洲地方巡回命セラル。
- 一 全十年二月十日依頼本官ヲ免セラル。
- 一 全年全月十五日故陸軍大將西郷隆盛ノ上京ニ随行シ、我鹿児島ヲ發シ、全月二十一日肥後国川尻駅へ着シ。全十二日全国熊本城下ニ於テ戦争始マル。我兵呐喊城ニ薄リ、死傷相当、翌二十三日我隊ハ田原ヲ扼シ、熊本城ノ援路ヲ絶ツ。团兵奮攻、我兵逆撃風熱シ、血湧ク、旋テ植木ニ抛ル。血戦七拾有余日、利カ肉ヲ刻キ、鉄九骨ヲ碎ク。官軍死者萬有余人、我兵三千人、天下ノ大事、實ニ此ニ決ス。戦正ニ酣ニ孤城將ニ陥ラントス。時運ハ不識、衆寡無論、我川尻ノ壘、遂ニ敗岨ス。孤城大ニ振フ。我兵ヲ収メテ、同国本山へ転戦、旋テ馬見原ヨリ球摩ニ出ツ。是ニ於テ、兵ヲ分チ、奇兵ハ豊後ニ、我振武

五五九

ハ鹿兒島ニ衝突シ、城山ニ逼ル。壁固フシテ抜ケス。退テ田上村ニ抛ル。接戦死闘五十有余日、死傷道ニ横ハル。大挙未タ成ラス、官軍入来ノ墨ヲ抜ク、我兵服背敵ヲ受ケ、故山猶不能保、敗軍ノ行旅風声鶴唳、腸ヲ断ツノミ。蒲生・山田ノ転戦、百引ノ虚ヲ擣キ、第一旅団高島少將ノ本営ヲ推キ、次テ大崎ノ墨ヲ抜キ、斬護算ナシ。高原・都城・宮崎ノ連戦不利、終ニ全年八月十三日向国臼杵郡永井村ニ遙巡ス。豊後ノ奇兵又会ス。決戦五日、銃丸既ニ竭キ、白刃又折レ、官軍困ム三層、我兵網魚死士、相見テ慨然、唯仰テ彼蒼ヲ睥ム而已。全十八日西郷等暁霧ニ乗シ、短兵急ニ呵噉ノ重圍ヲ晚ス。時天明後軍不能繼、大二狼狽官軍之ヲ窺ヒ、四襲我兵紛潰、挙テ因虜トナル。

九里山ノ悲傷可想矣。全十九日全郡宝財島へ適セラル。

五日終ニ全郡島ノ浦ニ移サル。此時、囚虜取締ノ命ヲ受ケ、辞スト雖モ許サス。勉テ之ニ関スルノミ宜ナル哉、敗軍ノ將ハ喪家ノ狗既ニシテ宮崎ハ護送サレ、全年十月十七日全所臨時裁判所ニ於テ、職務ノ功劳ヲ以テ、其罪ヲ免セラル。嗟呼。

一 明治十一年九月七日鹿兒島県御用係、月給拾五円、取

扱判任ニ準セラル。

一 全年十一月一日同県九等警部ニ任セラル。

一 全年全月全日延岡警察署長申付ラル。

一 全十二年七月十四日同県八時警部ニ任セラル。

一 全年十二月十九日鹿兒島警察署詰申付ラル。

一 全年全月二十七日日本年中事務格別勉勵候ニ付、其實トシテ、一ケ月俸三分一下賜セラル。

一 明治十三年一月三日山之口町三十六番戸へ移転ス。

一 全十三年三月九日全県八等属ニ兼任、並ニ兼衛生課。

一 全年八月十三日、明治十二年中虎列刺病流行ノ際、該

事務ニ付、日夜勉勵候、其實トシテ、金拾円下賜セラル

一 全十四年一月四日、明治十三年中事務格別勉勵候慰勞

トシテ、金拾円下賜セラル。

一 全年三月八日全県七等警部兼七等属ニ任セラル。

一 全年十二月二十八日、明治十四年中事務格別勉勵候其實

トシテ、金六円参拾錢下賜セラル。

一 全十五年一月七日警視庁召集、巡查赴任ニ付、途中取締トシテ上京命セラル。

一 全年全月十四日鹿兒島県警部ニ任セラレ、兼七等属如

故、月給式拾五円下賜セラル。

- 一 全年三月二日月給參拾円下賜セラル。
- 一 全年六月二十四日、明治十四年虎列刺病流行ノ際、該事務ニ付、日夜勉勵候為メ、手當金拾貳円下賜セラル。
- 一 全年八月四日兼官ヲ免セラル。
- 一 全年十二月二十六日事務格別勉勵候為、手當金貳拾円下賜セラル。
- 一 全十六年一月十九日月給金三十五円下賜セラル。
- 一 全年二月二十日石油検査方法傳習ノ為メ、長崎へ出張ヲ命セラル。
- 一 全年四月二十五日沖繩県警部ニ任セラル。
- 一 全年五月二十一日沖繩県警部長心得代理命セラル。
- 一 全年八月十三日沖繩県ヨリ特別勤勞候ニ付、慰勞金參拾五圓下賜セラル。
- 一 全年全月全日依頼兼官ヲ免セラル。
- 一 明治十六年二代上村安右エ門行時ヨリ上村正右エ門行直マデ、五代間ノ墓所、七ヶ所ニ散在シ居リシヲ一緒ニ松原山ノ内洲崎道西手ノ方へ改葬シ、高尙丈余ノ墓石ヲ創立ス。
- 一 明治十七年十月十三日加治木警察署長申付ラル。
- 一 明治十八年七月二十日自今月俸四拾円下賜セラル。
- 一 明治十八年十月三十日、明治十七年暴風ノ際、管内罹災者へ賑恤費トシテ、金三円五拾錢施与候段、奇特ノ旨賞詞アリ。
- 一 明治十八年十一月十七日、明治十八年虎列刺病流行ノ際、県下窮民へ予防消毒薬費トシテ、金壹円參拾錢施与候段、奇特ノ旨賞詞アリ。
- 一 明治十八年十二月十六日兼任鹿児島副典獄命セラル。
- 一 全年全月全日監獄本署詰申付ラル。
- 一 全年全月二十五日事務格別勉勵ニ付、爲慰勞、手當金貳拾円下賜セラル。
- 一 明治十九年一月十四日加治木警察署所屬横川分署新築費トシテ、金貳円寄附候段、奇特ノ旨賞詞アリ。
- 一 明治十九年四月二十六日自今月俸四拾五円ヲ給セラル
- 一 明治十九年八月二日鹿児島警部ニ任ス。
- 一 全年全月全日叙判任官一等。
- 一 全年全月全日兼任鹿児島副典獄。
- 一 全年全月全日叙判任官三等。
- 一 全年全月全日第二部獄務課長ニ命ス。
- 一 明治十九年二月二十七日事務格別勉勵候ニ付、慰勞手當トシテ、金拾貳円下賜セラル。

- 一 全年全月ヨリ松崎正彦ヲ養育ス。其時年齢十三年六ヶ月ナリ、従弟エイ女ノ二男ニシテ家貧ナリ、屢救助ヲ仰ク、家モ資モナク、衣食ヲ供スルニ道ナシ。兼テ性質正道、無教育ニテ其儘捨置クモ、誠ニ遺憾ニシテ、慈愛ノ情止ム能ハス。母エイニ乞フテ、養育スルニ至ル。始メテ小学初等科二年級ニ入学セシメタリ。
- 一 明治二十年八月十七日監獄事務視察ノ為、東京・京都・大坂ノ三府ニ出張命セラル。
- 一 全年十二月二十八日事務格別勲励ニ付、金貳拾貳円賞与セラル。
- 一 全年十月七日鹿児島市東千石馬場町・中町・金生町出火ノ節、罹災窮民救助トシテ、金三円施与候段、奇特ノ旨賞詞アリ。
- 一 明治二十一年五月一日免本官、専任鹿児島県副典獄セラル。全年全月全日叙判任官三等セラル。
- 一 明治二十一年十一月廿七日獄務改良上、格別勲励候ニ付、金貳拾五円ヲ賞与セラル。
- 一 明治二十一年八月称寢久ハ叔父称寢甚蔵ノ三女ニシテ両親ヲ失ヒタルニ依リ、引取り養育ス。其時旧年ハ拾五歳ナリ。
- 一 明治二十二年十二月貳拾五日事務勲励ニ付、金拾五円ヲ賞与セラル。
- 一 全二十三年三月七日、明治二十二年度県監獄費支弁上会計規程第七條ノ手續ヲ履行セザリシハ不注意ニ付、例ニ照シ、譴責セラル。
- 一 全年全月全日獄務練習ノ為、上京命セラル。
- 一 明治二十三年五月二十一日獄務取調ノ為、栃木外貳県へ出張命セラル。
- 一 全年七月一日典獄ニ任セラル。
- 一 全年全月全日叙判任官、二等下給俸ヲ給セラル。
- 一 全年八月保管金取扱主任ヲ命セラル。
- 一 全年全月十九日臨時県会説明委員ヲ命セラル。
- 一 明治二十三年十一月十四日叙奏任官六等セラル、年俸六百円。
- 一 明治二十四年三月二十八日臨時市会ヲ開キ、議員二十五名ノ出席ニテ、市長上村行徴辞職ニ付、後任候補者撰挙ノ結果、二十二点上村慶吉、十九点肝付兼弘、十三点中村兼志ナリ。
- 一 明治二十四年四月十三日非職ヲ命セラル。
- 一 全年全月全日鹿児島県鹿児島市長就任ノ儀、本日裁可

ヲ経タリト、内務大臣伯爵西郷従道ヨリ達シアリタリ、
年俸七百円。

一 明治二十五年一月拾六日谷山郡谷山村山田畑地六畝六
歩買収ス。

一 全年全月廿日同地用地壹反五畝十三歩買収ス。

一 明治二十五年一月十六日、明治二十三年九月中鹿児島
県下暴風ノ節、罹災者救助費トシテ、金五円寄附候段、
奇特ノ旨、賞勳局總裁正三位勲二等侯爵西園寺公望・同
局總裁従三位勲一等子爵大給恒ヨリノ褒状到来ス。

一 明治二十五年六月二十八日鹿児島県鹿児島警察署改築
費ノタメ、金一円寄附候段、奇特ノ旨、賞勳局總裁正
三位勲二等侯爵西園寺公望・全局總裁従三位勲一等子爵
大給恒ヨリノ褒状到来ス。

一 鉄道委員互撰ニテ、鉄道請願委員ノ撰ニ當リ、明治二
十五年十二月十五日当地出發、上京、全二十六年三月
三日帰県ス。

一 明治二十五年十二月養育シタル祢寝久、家庭教育モ充
分ニ受ケ、既二十九歳トナリタルヲ以テ、一切ノ嫁装ヲ
調へ、指宿郡土族師範学校卒業生前田彦五郎へ嫁セシム
一 明治二十四年十月愛知県下震災被害者救恤トシテ、金

壹円惠与候段、奇特ノ旨、全県知事従四位勲三等時任為
基ヨリ賞状到来ス。

一 明治二十四年五月六日露國皇太子ニコラス殿下御來甕
名山小学校ニ於テ御饗應申上タリ。其際、市長並市參事
會員ニ謁ヲ賜ヒタリ。

一 明治二十六年七月一日北白川宮能久親王殿下御來甕、
市民ハ市役所楼上ニ於テ、御饗應申上タリ。其際、市民
ノ代表者トシテ兩殿下ヨリ御盃ヲ賜ヒタリ。

一 明治二十六年十一月八日依頼免本官セラル。
一 妻章子事、明治二十六年十月十九日発病、肺結核ニテ
全二十七年四月七日死去ス。行年四拾參歳。

一 全年全月九日南林寺墓地三坪半、金拾八円ニ買入、全
地へ埋葬ス。

一 全年六月九日種子島信一ノ叔母重子ヲ娶リ、後妻トス
安政五年四月十三日生。

一 明治二十七年六月一日恩給年額金百五拾円、官吏恩給
法ニヨリ下賜セラル。

一 明治二十七年六月二十七日鹿児島県知事従四位勲六等
子爵加納久宜ヨリ県下六大路線道路開鑿費トシテ、金五
拾五円寄附候段、奇特ニ付キ、為其賞、五號木杯壹個下

賜セラル。

- 一 明治二十七年七月曩キニ養育ヲ為シタル松崎正彦ハ、高等小学校モ卒業シ、既ニ青年トナリタルヲ以テ、當県看守ヲ拜命サセ、宿元へ帰シ、母ノ奉養ヲ為サシム。
- 一 明治二十七年九月二十九日征清役ノ際、報国恤兵ノ主旨ヲ以テ、繙常用綿紗百五十拾反ヲ寄附セシニ、陸軍騎兵中佐正六位勲四等大藏半三ヨリ、右寄贈ニ對スル承認狀到来ス。
- 一 明治貳拾七年九月十一日日本赤十字社ヨリ、爰ニ上村慶吉氏本社忠愛ノ主旨ニ協同セラル、ヲ以テ、社則ヲ照ラシ、縮盟シテ正社員ニ列スル旨ノ縮盟狀、並ニ社員章略綬同社總裁大勲位彰仁親王殿下・同社長正三位勲一等子爵佐野常民ヨリ来着ス。
- 一 明治二十七年十二月鹿兒島市軍人家族保護會長ニ属選セラル。
- 一 明治二十七年八月平安遷都千百年記念祭協賛会々長從三位公爵近衛篤磨ヨリ、全協賛会委員ニ撰定スルノ囑託状来着ス。
- 一 明治二十八年一月第四回内国勸業博覧会鎮西出品協会總裁子爵佐野常民ヨリ、全会名誉會員ニ推薦狀、並ニ徽章ヲ送呈セラレタリ。
- 一 全年全日鎮西出品協会總裁子爵佐野常民氏ヨリ、全会ノ主旨目的ヲ貫徹セシメ、将来我九州産業ノ發達ヲ基セン為メ、特別委員ニ推薦シ、地方勸誘ノ囑託状来着ス。
- 一 明治二十七年十一月鹿兒島市民ヲ代表シ、天機伺ヒトシテ廣島大本營へ出張セリ。
- 一 全年十二月鹿兒島県知事從四位勲六等子爵加納久宜ヨリ、二十六年三月鹿兒島市山下町外一町出火ノ節、罹災者へ金五円施与候、奇特ノ旨賞狀ヲ受領ス。
- 一 明治二十八年三月二十日、前條加納久宜ヨリ明治二十六年三月鹿兒島市東千石馬場町出火ノ節、以下同所ニ付賞狀ヲ受領ス。
- 一 明治二十八年七月二十三日檢疫官ヲ命ス。鹿兒島県庁
- 一 全年十月商業會議所特別會員ニ選舉セラル。
- 一 明治二十八年十二月十日大日本武徳会地方幹事ヲ囑託ス。大日本武徳会總裁彰仁親王。
- 一 明治二十八年十月九日傳染病流行ニ際シ、豫病救治ニ從事候ニ付、月手當トシテ三ヶ月分金五円ヲ給与ス。鹿兒島県庁。

一 明治二十八年一月第四回内国勸業博覧会鎮西出品協会

一 鹿兒島県庁。

一 明治二十九年一月十五日檢疫事務格別勲励ニ付、金七
円ヲ給与ス。鹿兒島県。

一 明治二十九年三月廿一日、明治二十七八年事件ノ功ニ
依リ、金百弍拾円ヲ賜フ。賞勲局總裁正三位勲一等子爵
大給恒。

一 明治二十九年四月二十九日、鹿兒島市高等小学校機械
買入費トシテ、金百五十円寄附候段、奇特ニ付、為其賞
大杯壹組下賜ス。鹿兒島県知事從四位勲四等子爵加納久
宜。

一 明治二十九年七月九日、日本赤十字社鹿兒島支部鹿兒
島委員長ヲ囑託ス。日本赤十字社々々長佐野常民。

一 明治二十九年九月十六日檢疫官ヲ命ス。鹿兒島県庁。
一 明治二十九年九月二十八日征清ノ戦役ニ際シ、本部業
務ニ盡力セラレタル功勞ハ、本社モ満足セシ旨申來候。
仍テ聊カ慰勞ノ印迄、袴地老反贈与ス。日本赤十字社鹿
兒島支部長子爵加納久宜。

一 明治参拾年四月二十二日鹿兒島市長就任ノ議、本日裁
可ヲ経タリト、内務大臣伯爵樺山資紀ヨリ達シアリタリ
年俸七百円。

一 明治三十一年三月廿一日鹿兒島市々會ニ於テ、年俸八

百円ニ増俸ノ議決ヲナシ、同年三月二十二日付ヲ以テ、
内務大臣子爵芳川顯正ヨリ許可アリタリ。

一 明治三十一年二月二十五日、日本赤十字社總裁大勲位
功二級彰仁親王殿下ヨリ、赤十字社忠愛ノ主旨ニ協同セ
ラレ、特ニ其功勞アルヲ以テ、推薦シテ特別社員ニ列ス
ル旨ノ推薦、並ニ表章ヲ受領セリ。之ト同時ニ、其芳名
ト共ニ、其省像ヲ永ク本社ニ保存ノ事ニ決議セシニヨリ
同社表章佩用アル写真惠贈ノ義申來レリ。

一 明治三十年六月一日鹿兒島県知事從四位勲四等子爵加
納久宜ヨリ、明治二十七八年戦役ノ際、報國ノ旨意ヲ以
テ、軍用品獻納候段、奇特ニ候旨ノ賞状、並ニ右ニ付、
為其賞、木杯壹個ヲ下賜セララル。

一 明治三十二年八月亡曾祖母・亡祖祖父母、並實父閑幽
四名ノ墓地ヲ発掘シ、其骸骨ヲ壺ニ合葬シ、墓石ヲ松原
山新墓地ニ建立セリ。

一 明治三十二年十月市長會議ニ付、臨席ノ為上京セリ。
一 明治三十二年十二月二十六日、金六拾円、鉄道用地買
収事務取扱手當トシテ給与ス。通信省。

一 明治三十二年十一月十三日、日本體育會會長從二位勲
一等男爵黒川通軌ヨリ、日本體育會特別賛助會員タルヲ

證スル為メ、本会総裁大勲位載仁親王殿下ノ裁可ヲ經テ茲ニ會員徽章贈与ス。

- 一 明治三十三年一月四日、日本體育會長從三位勲一等男爵黒川通軌ヨリ、総裁大勲位載仁親王殿下ノ旨ヲ奉シ、日本體育会鹿兒島県支会ノ委員ヲ囑託相成リタリ。

- 一 明治三十三年十二月十日、通信者ヨリ鉄道用地買収事務取扱手當トシテ、金六拾円給与セラレタリ。

- 一 明治三十三年十二月二十四日、日本赤十字社鹿兒島支部ヨリ、平素執勞ノ報酬トシテ、金六円ヲ贈呈セラレタリ。

- 一 明治三十四年一月十日鹿兒島県知事正五位勲四等千頭清臣ヨリ、曩ニ別格官幣社照国神社改築費トシテ、金四拾円寄附セシニ付、為其賞、木杯壹個下賜セラレタリ。

- 一 明治三十四年三月二十五日鹿兒島市参事会市長上村慶吉ヨリ、本市会ニ於テ市長給料額、明治三十四年度ヨリ年俸千円ニ増俸ノ件議決候旨、通知アリタリ。

- 一 明治三十四年十一月五日、日本赤十字社総裁大勲位功二級彰仁親王殿下ト同社長從二位勲一等伯爵佐野常氏ヨリ、爰ニ上村慶吉妻シゲ氏、本社忠愛ノ主旨ニ協同セララル、ヲ以テ、社則ニ照ラシ、締盟シテ正社員ニ列セラ

ル旨、締盟狀賜ハル。

- 一 明治三十五年一月九日上村シゲ子、日本赤十字社篤志看護婦人会ノ総裁彰仁親王妃頼子殿下ヨリ、日本赤十字社篤志看護婦人会鹿兒島支会幹事ヲ囑託セラレタリ。

- 一 明治三十五年六月廿五日菅公会々長侯爵黒田長成氏ヨリ、上村重子へ、貴下ハ大宰府神社一千年祭舉行ノ事業ヲ賛成シ、金四円ヲ寄附セラル、依テ本会規定ニ從ヒ、第五等紀念章ヲ贈リ、其厚意ヲ謝スル旨ノ謝狀賜ワリタリ。

- 一 明治三十五年十月二十日、鹿兒島県知事正五位勲四等千頭清臣ヨリ、明治三十一年八月大島郡沖良部島・与論島暴風ノ際、羅災者救恤トシテ、金貳円五拾錢施与候段奇特ニ候旨ノ賞狀、下賜セラレタリ。

- 一 明治三十六年四月廿一日第二期市長ノ任期満チタリ。
- 一 明治三十六年四月廿二日、鹿兒島市長就任ノ義本日裁可ヲ經タリト、内務大臣内海忠勝ヨリ通知アリタリ。

- 一 明治三十六年十月二十八日、明治三十三年皇太子殿下御慶事ニ際シ、奉祝ノ為、花瓶一對献上ニ付、委員トシテ該事務ニ軼掌シタルニ依リ、委員長ヨリ紀念ノ為、花瓶一個ヲ送付スルトノ書翰、並ニ花瓶ヲ領取セリ。

一 明治三十六年四月十七日、愛國婦人会総裁載仁親王妃

勲一等智恵子・愛國婦人会長公爵夫人岩倉久子ヨリ、上村シゲ氏、本会忠愛ノ旨趣ニ賛同セラレシニ依テ、会則ニ照ラシ、協約シテ特別会員ニ列スルトノ奉書アリ。

一 明治三十六年十二月四日、鹿児島商業会議所總會ニ於テ、特別議員ニ推進候旨、会頭宮里正静氏ヨリ通知相成候事。

一 明治三十七年一月京釜鉄道株式会社ヨリ、第三回株式募集ノ際ハ、外交問題喧傳ノ時ニ際会シ、頗ル心痛致候ニ不拘、意想外ノ好成绩ヲ得候ハ、偏ニ御配慮ヲ賜リ候結果ト深く感謝奉候。就テハ、聊カ御厚意ニ酬ユル為メ記念トシテ銀盃一個ヲ進呈スルトノ書翰、並ニ銀盃相達セリ。

一 明治三十六年十一月二十一日、鹿児島市山之口町上村シゲ、第一回勲品評会審査委員長ノ薦告ニヨリ、鹿児島県知事從四位勲四等千頭清臣ヨリ、三等賞ヲ授与セラレタリ。

一 明治三十六年十二月一日、鹿児島県知事從五位勲四等千頭清臣ヨリ、明治三十二年八月県下暴風ノ際、罹災者救恤トシテ、金拾円施与候段、奇特ニ付、為其賞、木杯

一個下賜セラレタリ。

一 明治三十七年十二月廿八日、帝国海軍協會総裁大勲位功四級威仁親王殿下ヨリ、帝国義勇艦隊建設鹿児島地方委員ヲ囑託セラレタリ。

一 明治三十八年三月三十日、鹿児島県知事從四位勲四等千頭清臣ヨリ、明治三十七八年戦役ノ際、報國ノ旨意ヲ以テ、従軍者家族扶助ノ為、金三拾円ヲ寄附候段、奇特ニ附、其賞トシテ、大杯一個下賜セラレタリ。

一 明治三十八年五月十一日、愛國婦人会鹿児島支部長千頭徳子ヨリ、同会顧問ヲ囑託セラレタリ。

一 明治三十八年三月九日、帝国義勇艦隊建設鹿児島地方委員長千頭清臣ヨリ、鹿児島市専務委員ヲ囑託セラレタリ。

一 明治三十九年三月十五日、英国皇族接伴員宮中顧問官長崎省吾ヨリ、英国皇族アーサーオフコンノート殿下御滞在中、歡迎上御盡力ノ廉ニヨリ、貴下へ別個勲章ヲ贈与相成候旨ヲ以テ、殿下隨員皇帝陛下ノ侍從武官ダビツトソンヨリ傳達方依頼ニ付、茲ニ御送付仕候也トシテ、現品勲章ヲ受領セリ。

一 明治三十九年三月三十一日、来三拾九年度ヨリ貴職ノ

給料、年俸一千二百円ニ増給ノ儀、市会ノ決議ヲ経候ニ付、御通知ニ及ブト、鹿兒島市参事会助役山本徳次郎ヨリ通知セリ。

一 明治三十九年六月五日、賞勳局総裁従二位勲一等子爵大給恒ヨリ、大不列顛国皇帝陛下ヨリ贈与シタルオーダー四等勲章受領及佩用スルヲ允許スルノ佩用免許證ヲ受領セリ。

一 明治三十八年九月一日、帝国海軍協会総裁大勲位功四級威仁親王殿下ヨリ、本会ノ旨趣ヲ翼賛シ、帝国義勇艦隊建設義金ヲ醸出セラル、因テ会則ニ拠リ、特別会員ニ列シ、茲ニ徽章ヲ贈与セラレタリ。

一 明治三十九年八月二十五日、英国皇帝陛下ヨリ、ビクトリア四等勲章ヲ拝受セリ。其訳文

ロンドン市パツキンガム公宮城内ビクトリア勲章

秘書官宛承認状御差出シ相成度候

国王陛下ハ、今回、貴下ニ贈クルニ、ビクトリア第四等勲章ヲ以テセラレ、之レガ名誉佩用者中ニ加入セシメラル、ニ付キ、余ハ命ニ依リ、貴下ニ此勲章ニ属スル、威嚴資格特権ヲ附与スルノ證書ヲ進達致シ候。

又タ、勲章條例一部同封、御進達ニ及ビ候也。

千九百零六年六月十三日

ビクトリア勲章秘書官主席

デー・エム・ハイオブ (不明)

ビクトリア勲章第四等上村慶吉殿
天祐ニ依リ、大ブリテン國及ビアイルランド及ビ海外諸領地ノ王、信仰ノ保護者、印度ノ皇帝ビクトリヤ、勲章ノ元首エドワード七世、鹿兒島市長上村慶吉氏ニ敬意ヲ表ス。

朕ハ、貴下ガ之レニ適當スルモノト認ムルガ故ニ、茲ニ貴下ニ贈ルニ、ビクトリア勲章第四等ヲ以テシ、之レガ名誉佩用者ノ列ニ加入セシメ、而シテ之レニ伴フ凡テノ優遇ヲ受ケシム。

朕ハ、茲ニ貴下ニ授クルニ、前記勲章ニ附従スル凡テノ特権ヲ享有セシムル事ヲ以テス。

千九百零六年三月十五日

聖ゼームス宮ニ於テ朕カ記名並ニ前記勲章ノ印爾ヲ捺シテ之レヲ授ク

陛下ノ命ニ依リ勲章事務官長

アルハルフ

一 明治三十九年三月十二日、大日本武徳会総裁大勲位功

三級貞愛親王ヨリ、大日本武徳会常議員ヲ囑託ニ相成タリ。

一 明治三十九年六月一日、日本赤十字社長松方正義ヨリ委員長上村慶吉氏、明治三十七八年戦役本社救護事業ノ實施ニ際シ、尽力セラル、取^{（取）}尠カラス、仍テ銀杯壹個ヲ贈与シ、其篤志ヲ謝スト云フニアリ。

一 明治四十年七月九日、昨八日市会ニ於テ、年俸千八百円ニ増額ノ儀、議決相成候旨、市長代理市参事會員義岡實義ヨリ通知アリタリ。

一 明治四拾年八月廿三日、後任市長有川貞壽氏へ事務引繼ヲ終了ス。

一 全年全月全日市會議長染川權輔氏ヨリ、頌徳詞ヲ贈呈受領セリ。

頌徳詞

鹿兒島市會ハ、爰ニ前市長上村君ニ對シ、誠忱ヲ披キ、在職多年ノ勞ヲ謝シ、併セテ勲績ノ一班ヲ叙シ、以テ頌徳ノ意ヲ表セントス。顧フニ、君ノ丹誠ヲ市政ニ灑クヤ茲二十有六年、励精銳利ヲ興シ、害ヲ除キ、市政ヲ整へ治績ヲ挙ケ、事大小トナク、其心ヲ用ルノ至純至誠ニ至テハ、市民ノ夙ニ感佩スル所ナリ。況ンヤ、勤績三期ニ

上村慶吉履歴

涉リ、尚且ツ、蹇々トシテ、カヲ其職ニ尽シ、徳惠ヲ市井ニ貽シ、有終ノ美ヲ濟シ、以テ其任ヲ辞スルガ如キハ乃チ之ヲ全國ニ求メテ、其匹儔アルヲ視ス。然リ而テ、本市ノ今ニ迫ヒ、事業ノ將ニ勃興セントスル、商業ノ將ニ殷盛ナラントスル、教育ノ將ニ發達セントスルモノ必スヤ、君力徳望ト、其举措ノ宜キトニ倚ラスンハアラス。今ヤ、君身ヲ風月ニ寄セ、吟嘯以テ餘年ヲ送ラントスルニ方リ、欽仰ノ情、愈深ク、惘々ノ感軫タ切ナルモノアリ。仍テ勲績ノ一班ニ酬ルニ、不腆ノ禮ヲ表シテ、而テ其徳ヲ頌スル事、如此ト云爾。

明治四十年八月二十三日

鹿兒島市會議長 染川 權 輔

上村慶吉殿

一金 參千圓

右ハ、御在職中ノ勤勞ニ對シ、聊カ謝意ヲ表シ度、特ニ市會ノ決議ニ依リ、贈呈致候也。

明治四十年八月二十三日

鹿兒島市参事會

市長 有川 貞 壽

元鹿兒島市長 上村慶吉殿

五六九

一 明治四十年八月二十八日、鹿児島県知事千頭清臣ヨリ退隱ニ付、記念トシテ短刀拵付ノ儘贈呈相成候ニ付、受領セリ。

一 明治四十年九月四日、大林区署長永田正吉氏ヨリ、製材貯藏地買収事件囑託相成候謝金トシテ、金五拾円贈呈受領セリ。

一 明治四十年九月十一日、日本赤十字社鹿児島支部長千頭清臣氏ヨリ、当市部鹿児島市委員長囑託中、拾余年間忠実熱誠ナル御尽瘁ノ結果、社業隆盛ニ達シ、詢ニ感謝ノ至ニ堪ス。茲ニ金盃ヲ贈呈シ、聊カ謝意ヲ表ストノ奉書、並ニ金盃代金ヲ受領セリ。

一 明治四十年九月二日、日本赤十字社長伯爵松方正義氏ヨリ、日本赤十字社鹿児島支部鹿児島市委員長囑託中、社業ノ為メ尽力セラル、所少カラス、依テ、総裁殿下ノ台聞ニ達シ、以テ永ク謝意ヲ表ストノ奉書ヲ受領セリ。

一 明治四十年九月十日、鹿児島市参事会鹿児島市長有川貞寿氏ヨリ、退隱料年額四百五拾八円本市退隱料條例ニ依リ、前記ノ退隱料ヲ受クヘキコトヲ認め、此證書ヲ附与モラレタリ。

一 明治四十年七月廿四日、愛国婦人会総裁載仁親王妃勲

一等智恵子殿下ヨリ、日露戦局ニ際シ、本会ノ旨趣ニ基キ、尽力セラレシ其功績著ナルヲ以テ、茲ニ記念木盃・銅牌ヲ贈与セラレタリ。

一 明治四十年九月廿日、錫製菓子皿參枚、退職ニ付、記念トシテ市役所員中ヨリ贈呈ニ付、受領セリ。

一 全年十月十五日、市立各学校職員中ヨリ、錫茶壺壹個薩摩燒茶家壺ヲ全茶碗五ツ紫錫茶皿五ツ紫檀茶盆壹個薩摩燒茶コボシ一個ヲ記念トシテ、贈呈ニ付、受領セリ。

一 同年十二月二十七日、錫花瓶一個、鹿児島教育会ヨリ全會長辞任ニ付、慰勞トシテ贈呈相成候ニ付、受領セリ

一 明治四十一年一月九日、常盤町一二三番戸へ移転ス。

一 明治四十一年四月二十九日、賞勲局総裁從二位勲一等子爵大給恒ヨリ、明治三十七八年事件ノ功ニ依リ、勲六等单光旭日章及金四百五拾円ヲ授ケ賜フトノ辞令ヲ受領セリ。

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ、鹿児島市長上村慶吉ヲ明治勲章ノ勲六等ニ叙シ、单光旭日章ヲ授与ス。即チ此位ニ属スル禮遇、及ヒ特權ヲ有セシム。神武天皇ノ即位紀元二千五百六十六年、明治三十九年四月一日、東京帝宮ニ於テ璽ヲ鈐セシム。

大日本
國 靈

賞勳局總裁從二位勳一等子爵大給 恒

大日本
帝國賞
勳局印

此證ヲ勘査シ第七万五千二百七十七号
ヲ以テ勳等簿冊ニ記ス

賞勳局書記官從四位勳三等 横 田 香 苗
賞勳局書記官正六位勳五等 藤 井 善 言

一 明治四十二年九月九日、肥薩鐵道開通式協賛会々々長阪

本鈔之助ヨリ、肥薩鐵道開通式協賛会委員ヲ囑託セララル

一 明治四十二年七月七日、日本海員掖濟会總裁正二位勳

一等功二級伯爵樺山資紀・日本海員掖濟会理事長正三

位勳二等男爵前島密ヨリ、日本海員掖濟会鹿兒島支部委

員長囑託中、会務ニ力ヲ致サレタルハ、本会ノ深ク感謝

スル所トス、仍テ總裁殿下ノ令旨ヲ奉シ、謝状ヲ呈シ、

茲ニ敬謝ノ儀ヲ表セララル。

一 明治四十二年別格官幣社照國神社宮司男爵島津久明・

鹿兒島県知事阪本鈔之助ヨリ、鹿兒島市鎮座別格官幣社

照國神社改築費寄附金募集方ニ就テハ、予テ一方ナラサ

ル御配慮ノ段、深ク感謝ノ至ニ御座候、今般、正遷宮式
挙行ノ運ト相成候ニ付、聊カ記念ノ為、銀盃一個ヲ贈呈
致相成候ニ付、受領ス。

一 明治四十四年四月二十八日、自彊学舎長早崎源吾氏ヨ
リ、本舍顧問ニ推戴セラレタリ。

一 大正元年十一月二十八日、西田地方總代早崎源吾・大
山網任ヨリ、貴殿御事、御老軀ヲ提ケラレ、平素地方公

共事業ニ對シ、御尽瘁ヒ成下候所、特ニ先般、西田尋常
小学校敷地問題ノ事ニ關シテハ、非常ノ御熱誠ヲ以テ、

圓滿ナル結了ヲ告ケ候段、深甚ナル感謝ノ意ヲ表スル儀

ニ御座候、依テ区民一同ハ、將來ヲ記念スヘキ為メ、別

紙目錄ノ物品進呈致候條、幸ニ御咄留ヒ成下度トノコト

ニ付、物品受領セリ。

一 明治四十二年八月三日、鹿兒島市旧高葉寺墓地隣小城

佐次郎所有私設墓地ノ内、十坪半代金五十七圓七拾錢ヲ

以テ、永代讓受候也。

一 全年十月亡曾祖母・亡祖父母、並ニ實父閑幽、四名ノ

墓地ヲ発掘シ、其遺骨ヲ常盤町私設墓地ニ改葬ス。

一 全年全月全日、上村真助同ク花二人ノ骸骨ヲ同所へ改

葬ス。

一 全年十一月、二代上村安右エ門行時ヨリ上村正右エ門行直マデ、五代間ノ墓石ヲ松原山洲崎ヨリ同所へ改葬セリ。

上村慶吉殿

鹿児島市立商業学校校友会

感謝状

大禮記念章之證
勲六等 上村慶吉
大正四年勅令第一百五十四號ノ旨ニ依リ、大禮記念章ヲ授与セラル。

今を距ること二十余年前、貴下市長の職に在るや、先見の明識と、敢為の氣象とを以て、萬難を排し、始めて商業教育の基礎を樹立し、他府県の商業教育と肩を比べて遜色なきに到らしめし所以のものは、是れ、皆貴下の賜たらざらばならず。若曩時、此の美華なかりせば、今日の鹿児島市に於ける商業教育は、果して如何なるべき、将来商業に於ける子弟の教養は、果して如何なるべき、願うて茲に到れば、感謝の情、油然而して生ずるものあり。殊に今日母校創立二十季記念式に遭遇して、當時誹謗四集、非難湧くが中に立ちて、唯一誠、以て此校を創立せられし所以を想へば、則ち、我輩後進者は、固より後の後進者と雖も、母校に出入するもの、誰か之を忘れざらん。依て茲に、銀盃を呈し、聊か我輩後進の微意を表す。請ふ之を受納せられんことを。

敬具

大正四年十月三日

賞勳局総裁從二位勲三等伯爵正親町實正
此證ヲ勘査シ、第九万七千四百七十六號ヲ以テ、大禮記念章簿冊ニ記入ス。

賞勳局書記官正五位勲四等藤井善言

かごしま案内

海と山との幸多き。薩摩の國の鹿児島は。千代を寿く鶴の丸。山懐に裏海の。湾をいたきし要害は。天府の城と称へられ。朝日通にかゝやきて。いらかも高き県庁の。右につゞける裁判所。左のかたは鹿児島。師範学校幼稚園。一構内にたちならふ。こは是當時島津氏の。藩署の跡の儘ながら。築垣も厳しく。その県庁の正門に。向ひて立る元標に。鹿児島駅と大書して。ここに駅路を触出し。南の方は伊集院。北に當りて重富に。電信線のかかるなり。まつ案内せん上町は。その取次に六日町。角に構へし電信局。汲とも尽ぬ高枅の。水の恵も廣小路。郵便局の序よく。ゆけは第四百七十七。また第五との銀行よ。時の鐘をは築町に。世と開きぬる新聞社。野上の橋を渡なは。野上通に新地なる。生産町の名にめてて。三菱会社商通社。互にならぶ南島社。名山通江戸はしの。左はなへて山下町。其鹿児島授産場に。添ふて開ける活版所。隣る通運会社より。右手につづく易居町。名山小学鹿児島。中学校とつらなりて。

かごしま案内

不断光院過ぬれば。たつ霧島の教会所。女子勸業の織物場。堀を隔てし興正寺。構そかたき監獄署。阿蘇橋かけて小川町。苔むす岸の滑川。海岸に築く新波戸場。われと営む行屋橋。孝行橋は石碑に。伝へはし名も正右衛門。浜町すきて蛭子橋。向江町やら境はし。曾根の神社は鶴江崎。神明宮のふとしくも。稲荷の川の末かけて。永安橋と聞かみにやこをうつす祇園の洲。八坂の神社多賀の山。多賀の神社を崇められ。麓の岸の鳶石や。もと砲臺のかたほとり。官兵塋もはやすぎて。陶もの造る田の浦の。またの名間へは錦谷。気も菅原の神社前。大磯浜に烟突の。そらに聳し紡績所。そも島津家の別館は。裏海にのぞみ大隅の。桜の島を築山と。仙巖洞も余所ならて。末や御船につづくらむ後迫より立ちもと。稲荷橋をはめてにかけ。稲荷神社の拝まれて。諏訪の馬場道かゝるてに。南方神社立詣ふて。菜摘の爆竹のいと高く。聞傳えてし二王堂。湧や清水の馬場の町。一ツ橋をは渡らしな。蛇穴は誰か立寄らん。鼓川町音さえて。都曇答臘の面白や。戸柱橋を左にし。黒葛原橋越ゆけは。家鴨の馬場もあるからに。すむへき池の上の町。若宮の社や小夜見坂。春日小路に神さびし。春日神社の尊くも。上龍尾町登る手に。名も若松の小学と。ならひ

五七三

龍尾の小学も。龍ヶ尾丘の望まれて。内の丸よりその末は。坂本村に通ふなり。めぐりて下の龍尾町。名も滑川小学に。のほれは邨やがて長田の社。琉球寺は光明寺。城谷にはいらすして。岩崎越えに大手口。ゆかりそ清き近衛水。冷水の名もことほりよ。比丘尼びくりの坂を後あともとり。絲よりかかる柳町。えた栄町いくそたひ。めぐりめぐりて車町。群れ小坂の小学に。通ふ童子わらへや蛭子町。和泉町にて宮比みやひの社。琉球館の跡あととへは。吉野の橋も新橋も。絶たへて名のみの大橋や。農事社かけて福昌寺。最大東院それかとよ。産馬会社や病院に。つゝく公立医学学校。廣き陸軍練兵所。實げに名と高き鶴丸城。その二の丸のあとすきて。めぐり大路い出ぬれは。傍示ほうじのもとに着にける。是より南下町は。あゆみも西の本願寺。俊寛堀もことふりて。いつれ浄土の仲町と願もいつか金生町かなふまぢ。はや廣馬場に泉町。白壁高き警察署。汐見の町のさしければ。海岸通うち出て。常に賑ふ弁天の。波止場に船の輻湊ふくそうし。野菜町やさいやら納屋通。かたき石燈籠いしづろう通にも。高くそ疊はこみつむ箱水の。住吉町に堀江町。千代と傳へし孝女の名。大黒町や呉服町。会所小路くわいしよしょうじの狭くとも。直なる方は菩薩堂通ぼさつどう。誓ちかひも東本願寺。その新町と聞きからに

昔むかしはこゝに船津町。誰松原の小学や。又松林小学も。末松原の神にかけ。歌唱賑かしようふ大門口。過たて淋しみしき墳墓ふんぼ地に。手向たむけの水も清滝きよたきの。流ながに添そふて塩浜しほや。野元の原は古戰場。名も武村の三神社。建部船魂たけべふなたまは巖いわ島。當時船手を沖の村塩屋の町に塩籠しほかごの。神社の恵みいと深き。甲突川の末かけて。洲崎すかに丘たかき天保山。武の橋をは渡らすも。恵も殊に荒田なる。八幡の神社遙ようは拜はいし。その末つゝく谿山の。通もすきて樋口てのくちや。高麗橋の渡すへき。向はすくに高麗町。中洲小学それならん。縦横たてよこしけき士族町。石敢當せきかんどうに手折しゆおりして。まつたてすちは二官橋。三官橋とかけて行く。柿本寺町鍛冶屋町。横筋間よこすぢへは山之口。日置屋敷に郡役所。猫の菓からやまぢの小路しょうぢとそ。二本松馬場秋ならぬ。萩原小路こうみ高見馬場。諏訪の小路や天神の。馬場に山下小学と。千石町のにしひかし。その鶴丸の小学や。ちとせ朽くちせぬ西田橋。越これはここに西田町。谷峯城たにみねの麓には。日吉の神社祭らるゝ。後の馬場の廣からて。永吉馬場や薬師馬場。いつか中馬場。鷹師馬場。頓とがて越くる新上橋。新照院のこなたにて。岩崎越いわさきに行ゆきそ逢あふ。鶴尾小学尾畔の社。城ヶ谷越草牟田野の。實げに白露の玉里に。こゝも島津家の別館は。長閑なるへき地を

占て。櫛はせの木馬場玉江橋。鹿兒島神社詣して。立ちたもと
れは平ひらの馬場。鶴嶺神社靖献社。世を照国の神社前。博物
館もあとにして。もとの標示ひゅうしを尋たづねは。日も鶴嶺いりあひに入合いりあひ
かねの響うにしるへにや。書消してこそ失うせにけれ。

錦江新誌号外

社説

○勇往敢爲之氣象

伊予松山 服部信廉

前二天ヲ衝クノ嶮山アリ、之ヲ越ヘントスル乎、其筋骨
下支ノ孱弱ナルヲ如何ンセン。之ヲ越ヘサラン乎、目的ノ
地ニ到ル能ハサルヲ如何ンセン。後ヘニ地ヲ徹スルノ蒼海
アリ、之ヲ渡ラントスル乎、怒浪風波ノ激烈ナルヲ如何ン
セン。之レヲ渡ラサラン乎、歡樂ノ境ニ達スル能ハサルヲ
如何ンセン。前ニ進マントシテ進ム能ハス、後ヘニ退カ
ントシテ退クヲ得ス、逡巡躊躇、左顧右眄、進退殆ド此ニ谷
マリ、其爲サント欲スル處ヲ知ラス。此ノ時ニ當テ、苟ク
モ勇往敢爲ノ氣力ヲ推揮セスンハ、仮令ヘ、経天緯地ノ天
才ヲ抱持スルト雖モ、將何ノ用ヲカ爲サン。只茫然漠然周
章躊躇ノ中ニ、畢生ノ事ヲ卒フルノミ。豈ニ亦悲ム可キノ
至リナラスヤ。歡樂ノ境ニ達セント欲セハ、宜シク、先ツ
怒浪風波ノ難ヲ凌カサル可ラス。目的ノ土ニ到ラント欲セ
ハ、宜ク、先ツ嶮路崎嶇ノ艱ヲ忍ヒサル可ラス。艱難苦楚

ハ、實ニ幸福ヲ生ムノ母ナリ。勇往敢爲ハ、真ニ大業ヲ結
ブノ樹ナリ。古ヘヨリ、嘗瞻臥薪ノ苦ヲ經スシテ、其事業
ヲ奏セシ者ハ、未タ曾テ聞カサル所ナリム矢。

古語ニ云ハスヤ、不能成ノ字ハ、愚人ノ書ニ見ヘタリト
旨ヒ哉、言ヤ試ミニ見ヨ、華聖東ハ僅々タル鳥合ノ土兵ヲ
以テ、堂々タル大英王軍ノ銳兵ニ當リ、七年ノ久星霜、彈
丸雨霰ノ危ヲ冒シ、萬死ノ途ニ出入シ、困難苦艱、其身ニ
蒐マリ来ルモ、更ニ屈スル色ナク、益々勇ヲ奮ヒ、氣ヲ勵
マシ、遂ニ稀世ノ大功ヲ奏シ、萬代不易ノ一文明國ノ大基
礎ヲ開キシニアラスヤ。若シ夫レ、當初華聖東ヲシテ勇往
敢爲ノ氣力ヲ推揮セス、彼レハ、堂々タル數萬ノ銳兵ナ
リ。此レハ、僅々タル鳥合ノ弱卒ナリ。之レヲ以テ、彼レ
ニ敵セントスルハ、猶ホ巨巖ニ向フテ、雞卵ヲ擲チ、釋兒
ヲ以テ、大人ニ當ラシメントスルカ如シ。胡爲レソ、釋兒
ヲ以テ、大人ニ勝チ、雞卵ヲ以テ、巨巖ヲ碎クヲ得可ケン
ヤ。貴重ノ生命ヲ抛棄シテ、後世ニ遺サンヨリハ、寧ロ英
兵ノ内ニ降旗ヲ立テ、一身ノ安全ヲ保ンニ如カスト云フカ
如キノ卑劣心ヲ發セシメハ、焉ンゾ能ク此ノ大業ヲ遂ケ、
美名ヲ千古帛ニ垂ル、ヲ得ンヤ。華聖東カ此偉功ヲ奏セ
シハ、素ヨリ、兵策軍法其宜シキヲ施シ、計画謀慮、其圖

ニ當リシモノ、致ス處ニ係ルト雖モ、抑亦、耐忍不屈ノ精
神ト勇往敢爲ノ氣力ニ原カスンハアラサルナリ。人間萬般
ノ事、皆ナ此ニ出サルハナシ。嗚呼、一世ノ偉業ヲ遂ケ、
絶群ノ大事ヲ奏スル、豈ニ其レ容易ノ事ナランヤ。

我輩ハ、年紀尚ホ少フシテ、學識素ヨリ淺ク、世波ヲ航
スルノ日、未タ深カラサルカ故ニ、從フテ事物ノ道理ニ暗
ク、加フルニ、其ノ身蒲柳ノ質ニシテ、耐忍不屈ノ精神ニ
乏シク、抑モ、何ノ取ル處アツテ、世ニ立ツヲ得ンヤ。然
リト雖モ、人生未タ曾テ、不能成ノ一事ナキヲ知ル。安ン
ソ、区々トシテ、其ノ愚ニ安ンセンヤ。巍峨タル富嶽モ、
屈セスシテ歩ヲ運ヘハ、遂ニ其頂ニ達スルノ期アラスヤ。
渺茫タル太平洋モ、撓マスシテ、船ヲ進ムレハ、終ニ彼岸
ニ着スルノ時ナカランヤ。是レ、我輩カ其頑鈍ヲ顧リミス
一議論壇上ニ立テ、操觚ノ業ニ從事シ、日々筆ヲ握ツテ、漫
ニ言論ヲ馳驅スルヲ甘ンスル所以ナリ。今ヤ、社主一木君
不肖ノ我輩ヲシテ、主幹ノ任ヲ汚カサシメントス。抑モ、
我輩カ此ノ大任ヲ負担シテ、前途行ハントスルノ事業ヲ假
想スレハ、實ニ冷汗ノ瑤々トシテ、腋下ニ滴ルヲ覺ヘサル
ナリ。然リト雖モ、我輩亦、人体ヲ具備スルノ一男兒、豈ニ
富嶽ノ嶮ヲ恐レ、大洋ノ危ヲ懼レテ、終ニ其運動ヲ止ム可

キモノナランヤ。蹶ヒテ起チ、斃レテ屈セス、必ラス誓ツテ、其頂ニ達シ、彼岸ニ着セント欲スル者アルナリ。吁自由ノ口舌アリト雖モ、誤テ大政府ノ激怒ニ触ルアレハ、鉗

セラレテ更ニ之ヲ動カス事ヲ得ス、人生ノ不幸、何物カ之ニ過キン。然レドモ幸ニシテ、今日未ダ筆ヲ握ルノ腕ヲ折ラレス、自今、其狂暴ヲ猛省シ、過激ヲ抑制シ、能ク政府ノ嚴命ヲ遵奉シテ、以テ國家社会ノ公益ヲ謀ラント欲ス。

讀者幸ニ我輩力短才不学ヲ責メスシテ、一片誠衷ノ存スル處ヲ諒察シ、將來尚ホ、其愛憐ヲ転セス、其ノ俱ニ國事ヲ談論シ、世道ヲ裨補スルアレヨ。我輩狂愚取ル可キナシト雖モ、今即チ、勇往敢為ノ氣力ヲ揮テ、富嶽大洋ノ嶮難ヲ凌カント欲ス。若シ、夫レ后来其頂ニ達シ、彼岸ニ着シ能フト否ラサルトハ、只其前途進行スル處ノモノニ就ヒテ、之ヲ知ル。而テ世人或ハ、我輩ガ溝壑ニ転シ、風波ニ覆ラントスルノ不幸ニ逢遇スルヲ見ハ、乞フ、幸ニ一臂ノ勞ヲ吝マス、奮然之チ救済スルニ怠ラザラン事ヲ。此日主幹ノ新任ヲ負担シ、偶々感スル所アリテ、此文ヲ草シ、一日社説欄内ヲ填ムト云爾。

本論ハ本年一月、長崎政談演説ノ筆記ニ係ル。讀者幸ニ章句ノ難渋ヲ咎ムル勿レ。

○東洋ノ虚無党 樽井藤吉演説

大木佐太郎筆記

予今、斯ノ如キ狂暴ノ演題ヲ設ケ、諸君一場ノ耳朶ヲ瀆ス所以ノモノハ、予ガ、性狂暴ノ致ス所ニ非ス。今日、我邦ノ時勢ガ口ヲ假テ、之ヲ言ハシムルモノナリ。抑虚無党ナルモノハ、即今、西洋諸國ニ蔓延シ、暴逆無道ヲ逞スル徒党ニシテ、既ニ魯ノ先帝ヲ弑シ、尚今帝ヲ刺殺セントスルハ、蓋シ、諸君ノ知ル所ナリ。而テ其虚無党ガ、斯ク暴逆ヲ逞フスル旨趣ノ要領ハ、天下從來ノ秩序悉ク之ヲ破壊シテ、以テ新ニ秩序ヲ組織スベシト、故ニ今日社会秩序ノ大権ヲ占有スル君主ヲ殲スヲ以テ、第一ノ着手ト為ス、云云。夫レ、從來ノ組織ヲ破壊スルハ、國ニ因テ、固ヨリ改良スベシト雖モ、天下ノ事、尽ク之ヲ破壊一變スト言ハ、綱常倫理モ亦變セサル可ラス。倫理ヲ一變シ、父子親ナク、朋友信ナシト為スニ至テハ、予ハ、其説ヲ指シテ、天地ノ大道ニ背戾スルモノトシ、其党ヲ目シテ、國家ノ治安ヲ妨害スル惡逆ノ徒トシ、之ヲ排撃セサルヲ得サルナリ。

按スルニ、其虚無党力唱道スル所ノ説、我東洋ニ行ハル

ル久シ矣。老莊ノ学、釈迦ノ教、是皆虚無ナラサルハナシ。而テ、之ヲ一身一己ノ主義ト為シ、敢テ他人ヲ誘導セサルハ、許由巢父其祖タリ。書ヲ著シ、後人ヲ誘導スルハ、老聃莊周其宗タリ。許巢ノ事蹟ハ、史書ノ傳ナキヲ以テ、其詳ヲ知ルニ由ナシト雖モ、老莊ノ主義ハ其著書ヲ繙テ、今日仍之ヲ見ルベキナリ。釈氏ノ教、今猶盛ナルヲ以テ、亦是、其要旨ヲ察知スベキナリ。

老莊ハ、綱常倫理ヲ以テ組織セシ春秋戰國ノ世ニ生レ、其組織ヲ誹謗ス。今其大意ヲ曰ハ、五倫教、出テ惡漢頭レ、五常道立テ、奸點出ツ。法度愈嚴ナレハ、弊害益ス生ス。不如、當時ノ組織ヲ一變シ、人民ヲシテ自治ニ任シ、其欲スル所ヲ自由ニ為サシムルニハト。是、支那虚無者ガ二千年ノ前説ク所ナリ。今日、西洋虚無党ガ説ク所ト、何ノ逕庭アラシヤ。然ドモ、党派ヲ團結シ、政府ニ抗抵スルニ至ラサリキ。

釈迦ノ教、其頭教ハ天堂地獄等ノ妄誕ニ過キサレモ、其密教ノ奧秘ニ至テハ、皆虚無ニ帰セサルハナシ。今、其一ニノ証例ヲ擧レハ、諸行ハ無常、寂滅ヲ樂ミトナス。色ハ則、是空、空ハ則、是色等ノ語、最モ要領主眼ノ點タルハ、予カ弁ヲ待タサルベシ。然レドモ、之ヲ西洋虚無党ニ比較

セハ、名ハ同クシテ、説同シカラス。譬ヘハ、支那ノ虚無ハ先祖ノ如ク、印度ノ虚無ハ、血縁ナキ同姓ノ如シ。

而ルニ、今日、西洋虚無党ガ暴論ヲ吐キ、暴行ヲ逞フスルハ、西人偶發狂シテ、然ルカ予聞ク、天ノ物ヲ生スル、偶然ニアラスト。又聞ク、天地ノ間、冥々ノ中、一定ノ法則アリ。物ノ大小ヲ問ハス、形ノ有無ヲ論セス、萬事萬物之ニ法トラサル無シ。而シテ、一定法則ノ理ハ、浮屠氏カ所謂因果ノ理ナリト。然ラハ、該党ノ勃興モ亦、起因ナルモノ無ンハアラス。其起因ヲ推究シ、以テ我國將來施政ノ如何ニ腦髓ヲ碎クハ、憂世愛國者ノ最モ緊要ナルヲ信スルナリ。藤吉再考スルニ仏教ハ純然タル社会党ニシテ虚無党ニアラス此一段誤レリ。

世上風説アリ曰、近年李國ノ一学士、初テ虚無説是亦社会説ヲ唱フ。西人靡然、其説ニ左袒シ、遂ニ今日ノ勢ニ至ルト。其説其然ルカ、豈其然ランヤ。虚無党ハ、李國ノ一学士ノ為ニ勃興シタリトセハ、我東洋モ亦、春秋戰國ノ時代ニ於テ、該党ノ現出セサル可ラス。夫レ、虚無説ハ我東洋五千年來行ハル、所ナリ。西洋ハ一学士ノ為ニ、該党興リ、東洋ハ数名ノ学士輩出シテ、該党ノ興ラサル。豈、其理アラシヤ。故ニ、世上ノ説ハ、平凡者流ノ説ク所ニシテ

活眼ヲ具シ、宇内ノ大勢ヲ看破スル者ノ苟モ信スベキモノニ非ルナリ。然ラハ、虚無党現出ノ起因ハ、他ニ求メサルヲ得サルナリ。請フ、予ハ敢テ當ヲサルモ聊カ所見ヲ開陳セシ。

人智開明ノ度ヲ以テ、春秋戰國ノ時代ヲ今日ノ西洋諸國ニ比較スレハ、其等差相距ル事、蓋シ遠シ矣。春秋戰國時代ノ压制ヲ今日ノ西洋諸國ノ压制ニ比較スレハ、予ハ、其等差ナキヲ見ルナリ。(此比較ノ引証枚挙ニ遑アラズ。文辞冗長ニ亘ルヲ恐レ、之ヲ省略ス。)春秋戰國ノ時代、虚無党ノ現出セサルハ、當時ノ压制、當時ノ人智ニ適スレハナリ。今日、西洋ノ虚無党ノ勃興スルハ、今日ノ制度、今日ノ人智ニ適セサレハナリ。故ニ、虚無党ノ起因ナルモノハ開明ノ民ヲ治ムルニ未開時代ノ压制ヲ以テス。主治者が施政ノ過チニ非ル無キヲ得ンヤ。見ヨヤ、合衆國ノ如キ、自由國ニ於テ該党ノ興ラサルハ、是、其第一証ナリ。西洋諸國ニ該党ノ多キハ、必ス压制ノ君主國ナリ。是、其第二証ナリ。嗚呼、人智ノ度ヲ察セス、抑圧ノ制度ヲ立ツ、孰レノ國力転覆、政党ノ興ラサランヤ。是故ニ、魯帝ヲ弑スルモノハ、魯帝ナリ。虚無党ニ非スト謂フモ、誣言ニアラス。猶、秦ヲ亡ス者ハ、秦ナリ。天下ニ非スふ謂カゴト

シ。

翻テ、我國家ヲ回視セハ、予ハ、實ニ杞憂ニ堪ヘサルモノアリ。夫レ、我邦ハ萬世一系ノ帝祚ヲ奉シ、之ヲ無窮ニ傳フルハ、是、我國体ナリ。而ルニ、他年虚無党國內ニ蔓延シ、魯國、今日ノ勢ニ至ラシメハ、予輩、人民ノ慶スベキ事カ。將悲ムベキ事カ。今日、予輩ト志ヲ同フスル尊王家諸君ニ於テハ、共ニ悲歎ニ堪ヘス、血涙ノ淵ニ溺死センノミ。茲ニ、予ハ一ノ疑團久シク、鎔解セサルモノアリキ。魯帝、遭害ノ報、始メテ達スルヤ、我國人ハ、我明治天皇ト共ニ、悲哀慟哭為ス可キニ、豈圖ランヤ、虚無党ノ壯烈ヲ賞歎シ、喜色面ニ溢ル、者、比々然リ。甚シキハ、我聖主三週間喪服ヲ着シ、哀ヲ表セラル、ヲ聞キ、私ニ、之ヲ論議スルニ至ル。夫レ、我國人ハ、魯人ト團結セシ党類ニ非ルヤ、明ケシ。而テ、其哀ムベキニ、却テ之レヲ喜ブハ、是、予ガ疑團ナリキ。其後、其然ル所以ノモノハ、何ニ因テ、其レ然ルヤ。反覆考按スルニ、彼ノ遭害ノ報ヲ聞キ、喜色面ニ見ル、者ハ、未タ一言毀誉ヲ受サル魯帝ヲ敵トシ未タ一面ノ識ヲ得サル魯人ヲ味方トスルニ非ス、共ニ厭フ所ノ压制ヲ敵トシ、共ニ得ント欲スル自由ヲ味方トスル、其一精神遙ニ先陣ノ勝利ヲ聞キ、知ラス知ラス、喜ヲ満面

ニ呈シタルニ非ルナキヲ得ンヤ。然ラハ、此一精神ハ、魯人ガ精神ノ味方ナリ、味方ハ即チ、党類ナリ、故ニ、予ハ此等ノ精神ヲ具有スル者ヲ指シ、是、東洋ノ虚無党ト認定シ本題ヲ設ケシ所以ナリ。諸君ヨ、諸君ハ、既ニ虚無党ハ、天地ノ大道ニ背戻スル惡逆ノ党ニシテ、國安ヲ妨害スルノ賊ナル事、又、其虚無党力、我國多少ノ人民ガ脳髓中ニ浸入セシハ、知得シタルナルベシ。今、其脳髓中ニ潜匿スル所、他日發動シテ、如何ナル新活劇ヲ奏スルヤ、諸君之ヲ其志ニ問フモ、自ラ肝胆ヲシテ寒カラシメン。而テ、該党ノ我國ニ浸入セシハ、魯人、我籍ニ編入セシニ非スシテ、我國人ノ脳髓中、之ヲ發生セシナレハ、其、之ヲ發生セシメシ起因ト為ルベキ者ハ、實ニ、明治天皇ノ逆賊ニシテ、予輩人民ノ讎敵ト謂ハサルヲ得ンヤ。諸君ヨ、此逆賊ナル起因ハ、如何ナル者ト指定スルヤ。予ハ、之ヲ明言セサルモ、諸君之ヲ心ニ問ヘ、西洋虚無党ノ起因ヲ推究セハ、明々然トシテ、自ラ知得スル所アラン。

諸君ヨ、虚無党ハ、國安ノ妨害物タレハ、之ヲ嫌惡スルハ、諸君モ、予ト同感ナラン。然ラハ、其勢ノ熾盛ニ至ルヲ待ンヨリハ、之ヲ殲滅スルノ策ヲ講セサル可ラス。我國ノ虚無党ハ、未タ萌芽ナリ。萌芽ニシテ剪ラスンハ、將ニ

斧鉞ヲ用ユルニ至ラン。然ラハ、其萌芽ヲ殲滅センカ、魯帝ノ遭害ヲ喜ヒシハ、何人ナリヤ。又、幾人アリヤ。我輩、兄弟三千五百萬ノ多キ、曷ソ能ク、之ヲ知ラン。然ラハ、如何シテ可ナランカ。予、聊所見アリ。曰、萌芽ヲ殲滅セント欲セハ、宜ク、萌芽ヲ發生セシメシ起因ナル者ヲ殲滅スベシ。種子即、起因ナクシテ、未萌芽ノ生スルモノアラサルナリ。

祝詞

○祝錦江新誌發兌

崎陽浦是水

錦江新誌出ツ祝スヘキナリ。其出ル、何レノ地ニカ出ツ、日本薩摩ニ出ル也。而シテ、余ハ其出ルニ恨ム所アリ、何ヲ力恨ム、其遅キヲ恨ム也。抑モ、薩摩ハ、我洲清淑ノ瑞土ナリ。曾ツテ、封建富強ノ泰斗ニシテ、又、維新武勳ノ巨擘ナリ。健兒勇アリ、壯士義アリ、武ハ既ニ恨ナクシテ而シテ、文ハ則未シ也。時今奎運ニ属セリ、義勇宜シク、文ニ寄スヘシ。忠國、独リ武ニ頼ルヘカラス。而シテ、文ノ公ナルモノ、新紙有リ焉。今、此誌出ツ、以テ、余ガ恨ヲ消ス矣。干時、錦江ノ文瀾洋々乎トシテ、桜櫻將ニ春ナラントス。茁タル、其榮期スヘキナリ。以テ、祝詞トナ

ス。

○錦江新誌ノ發兌ヲ祝ス

梅野東街謹稿

人類ノ元始ニ遡テ、吾人カ、天賦ノ自由アルヲ思考セハ必ス、思半ハニ過クルモノアラシ。吾人、已ニ天賦ノ自由アリ。此自由ナル者ハ、日夜静止セスシテ、相發揚スルニアラサレハ、遂ニ、慣習ノ爲ニ庇掩セラレテ、其光輝ヲ放ツ事能ハサルニ至ルヘシ。見ヨ、吾邦二千有余年ノ久シキ未タ嘗テ自由ノ理ヲ説クモノナク、君臣相親愛シテ、僅カニ社会ノ安康ヲ保全セシヲ見ヨ、叢爾タル人類、只情義ノ爲ニ拘束セラレテ、自由ノ大海ニ遊泳シ、自由ノ空氣ニ呼吸スル能ハサリシニ非スヤ。於是乎、或ハ、怨ヲ吞ンテ、徒ラニ、刑場ノ露ト消エ、或ハ、冤ヲ懷ヒテ、空ク貴重ノ命ヲ損ス。今ニ至テ、之ヲ追想スレハ、愁然トシテ哀ミ、慄然トシテ懼レサル可ラサル也。嗚呼、吾邦、既往ノ成跡概子如是。吾人、豈ニ数千年沈淪セシ所ノ自由ヲ攪起シ、安康ヲ保有セサル可シヤ。

國家ハ活物ナリ、吾人、社会ノ集萃セシ物ナリ。時アリテ、情義ノ爲ニ拘束セラレ、時アリテ、自由ノ天地ニ棲息スルハ、亦タ、氣運ノ變ト謂フヘシ。然ルニ、今ヤ、自由ヲ吾人ニ回復スルノ運ニ遭遇シテ、多少外物ノ爲メニ掩ハ

ル、ハ、豈ニ、遺憾ニアラスヤ。其レ、然リ、然リト雖モ吾邦、二千余年ノ習慣ヲ洗滌スルニ方リテ、苟モ一物ノ之レカ遮害ヲ成スアラサレハ、吾人ノ希圖スル所、却テ左道ニ陥キルノ恐レアルヘシ。依テ、思フニ、吾人カ称道スル自由ノ真理ニ向テ、遮害ヲ爲スアルハ、吾人ノ爲メニ、未タ發明セサルノ真理ヲ研究スル必要物ナリト謂フヘシ。近ク、之ヲ譬フルニ、擊劍ノ真奧ヲ極メ、蘊秘ヲ究ムルヤ、席上独リ坐シテ得ヘキニアラス、必スヤ、對手ヲ得テ、相鍊磨スルニアラサレハ、決シテ其奧秘ヲ極ムル能ハサルナリ。吾人カ称道スル自由ノ理、亦タ、如是。徒ラニ、西学ノ糟粕ヲ嘗テ、独リ自ラ自由ナリ、自主ナリト云フモ、未タ、自由自主ノ真ナル者ニアラサル也。之ヲ要スルニ、西人、特リ人類タルニアラス、吾人、日本ノ地ニ在ル者、亦タ、人類タリ、只、自由ノ理ヲ知ルニ遲速アリシノミ。今ヤ、既ニ、遲速ナシ。吾人、自ラ相励碎シテ、真理ヲ研究スル事ヲ勉ムヘシ。思フニ、錦江新誌ノ發兌アル、亦タ、此ノ点ニ外ナラサル也。

王政復古ノ時ニ方リテハ、吾九州ノ地、率先勤王、能ク世運ヲ鼓動セシモ、爾來漸ク改進ノ歩ヲ退縮セシカ如ク、七九十年ノ間、戦乱相次クニ至リテ、再タヒ、改進ノ勢力

ハ、勃然トシテ起リ、自由ノ萌芽ハ、已ニ之ヲ防止スルモノナキニ迫ベリ。浮雲日ヲ蔽フテ、日光尚明カニ、禍亂世ヲ擾シテ、福利却テ起ルト、信トニ名言ニアラスヤ。

今ヤ、吾、畏友ナル一木服部、諸君ハ、錦江新誌ナル雜誌ヲ發兌シ、鹿兒島ニ於テ、一層自由ノ真理ヲ攪揮セラレントス。豈ニ、祝セサルヲ得ンヤ。而フシテ、其期セラル、所ハ、吾日本帝國ノ光輝ヲ宇内ニ輝カシ、吾日本國民ノ安康ヲ無究ニ保持セント欲セラル、ヤ、亦タ、余カ深く信スル所ナリ。嗚呼、桜島ノ山緑ハ深シ、陽春ノ時、海門ノ岳雪ハ白シ、自由ノ質、渺々タル滄波、洋々タル碧浪、薩摩鴻ノ廣キ、何ノ容レサル物カアラン。聊カ蕪辭ヲ陳シテ錦江新誌ノ發兌ヲ賀シ、併セテ社員諸君ノ榮達ヲ祝スト、云爾。

○錦江新誌ノ發兌ヲ祝シ、併セテ該社ノ隆盛ヲ祈ル。

豊前 大木佐太郎 稿

坐シテ、宇宙間ノ形勢ヲ察シ、臥シテ、千萬里外ノ奇變ヲ知ルニ足ルモノ、何ソヤ、新聞雜誌ナリ。政府ノ意ヲ下通セシメ、人民ノ情ヲ上達セシムルニ足ルモノ、何ソヤ、新聞雜誌ナリ。暴君汚吏ノ姦慝ヲ彈圧シ、忠臣孝子ノ美行ヲ奨励スルニ足ルモノ、何ソヤ、新聞雜誌ナリ。嗚呼、盛

ンナル哉、新聞雜誌ノ吾人々文社会ニ有益タルヤ、啻ニ、上ハ以テ政府施政ノ針路ヲ補翼シ、下ハ以テ民間事業ノ隆興ヲ誘導スルニ足ル、而已ナラス。大慾ヲ未發ニ筆誅シ、善良ヲ未顯ニ勸揚ス。宜ナル哉、文明諸國ノ之ヲ稱シテ、國家ノ基礎ト云フヤ。凡ソ人ノ此世ニ生ル、誰カ思想ノ自由ナカラン。既ニ、此自由アリ、之ヲ交換スルモ亦タ、各人ノ自由タル、素ヨリ論ヲ待タサルナリ。何ヲカ思想ヲ交換スト云フ。曰ク、人心之不同、猶其面各人ノ思想亦タ自カラ異ナラサルヲ得ス。故ニ、自己ノ思想ヲ演テ、以テ他ノ思想ヲ問ヒ、他ノ長ハ採テ、之ヲ補ヒ、己レノ短ハ、悟テ之ヲ改ムル、則是ナリ。

予試ミニ、合衆國新聞紙ノ數ヲ挙ゲテ、同國ノ文明ニ進ム、偶然ニアラサルヲ証明セン。夫レ、同國、現今ノ數數タルヤ、日々刊行ノ新聞紙八百九十九種ニシテ、其紙數三百五十万枚ヲ刷出シ、又タ、毎週發兌ノ新聞ハ、八千四百二十八種ニテ、千三百五十萬枚ヲ刊行、其他ニ、毎年發兌ノ新聞ハ、八百四種ニテ、總計一萬三十一種ナリ。由是考之、世界中ノ新聞ノ三分ノ一ハ、米國ニテ發兌スルモノト謂フ可シ。豈ニ熾ンナラス哉。

米國前大統領ゼファルソン氏カ、曾テコロ子ル、カルリ

ングニ寄セル書ニ、曰ク、若シ、人アリテ我ニ問フニ、新聞紙ナクシテ政府アルト、政府ナクシテ新聞紙アルト、孰レカ、其レ好キヤト云フアラハ、我ハ其政府ナキモ、寧口新聞紙アルニ如カスト答ルニ躊躇セサルナリト。嗚呼、米國人民ノ自由ヲ重ンジ、智識ノ活潑ナル事業ノ隆盛ナル、予、其偶然ニアラサルヲ知ナリ。今ヤ、我邦、亜米利加其國ノ如キ隆盛ニ至ラスト雖モ、氏ト同感ノ士、蓋シ鮮少ナラサルナリ。故ヲ以テ、新聞紙ノ勢力、日二月ニ熾ンニ、東陲西隅、到ル處、新聞雜誌ノ發刊アラサルハナシ。今亦々、鹿児島県下ニ采英社ノ設立アリテ、本月本日ヲ以テ、錦江新誌ヲ發刊スルノ慶ニ逢ヘリ。一ニハ、以テ政党樹立ノ基礎ヲ固メテ、國會開設ノ準備ヲナシ。二ニハ、以テ事業輸出ノ萎微ヲ鼓舞シテ、富國ノ基ヲ開ラク、嗚呼、亦々盛ンナリト云フ可シ。豈ニ、同胞兄弟ノ爲メニ、祝セサル可ンヤ。該社ノ爲メニ、賀セサル可ンヤ。

○祝錦江新誌發兌 渋谷磨瑳夫

呉竹乃浮節しけき世乃事を千歳に傳ふ文はこの竹帛たけのすゐ

鹿児島県新町七拾番戸

本局

采英社

社主兼編輯長

一木齊太郎

錦江新誌号外

五八三

主幹 服部 信廉

印刷長 海江田平吉

売捌所

長崎訪諏町 吉富 豊

伊与松山港町 玉井新次郎

大坂道修町 三 益 堂

東京神田雉子町 巖 々 堂

同 大坂町 法木徳兵衛

鶴嶺雜誌

鶴嶺雜誌編輯綱領

一 毎月二回發兌本社ヲ鶴嶺社ト称ス。
但其ノ期日ハ毎月五日廿日トス。

一 當分ノ内、本社ヲ鹿児島県下山下町三百四拾八番地ニ設置ス。

一 社説、政治・經濟・學術・法律其他、凡百ノ論説ハ、
真理ニ基キ、公道ニ則トリ、華ヲ去リ、実ヲ採リ、専ラ
世運ノ改良ヲ謀リ、社会ノ公益ヲ増進スルヲ以テ目的ト
ス。故ニ、風教ヲ妨ケ、讒謗罵詈ニ渉ルノ投書寄文ハ、
一切之レヲ登録セス。

一 各新聞雜誌ノ社説ニシテ、世道ニ補ヒアルモノハ、再
刷シテ、之ヲ登録スル事アルヘシ。
本社雜誌凡例左ノ如シ。

- 第一官令
- 第二公報
- 第三本県録事

○第四社説

○第五欧米政法一斑

○第六雜録

○第七投書

○第八外信

○第九勸業記事

○第十雜報

第一号目次

大政官布告第二十四号

- 官令
 - 同布二十五号
 - 同布達八十二号
 - 同布告二十六号
 - 同布告二十三号

○本県録事 甲第百拾五号
甲第百拾六号

○社説

○憲法史概言第一

○詩歌

○斉彬公記事

○タイムス記者ノ評論

○利己主義光如來

○佛國議院討論外信三件

○勸業記事

○雜報數件

官令

○大政官布告第式拾四號

大藏省證券條例別紙ノ通制定ス。

右、奉 勅旨、布告候事。

明治十七年九月二十日

大政大臣 三條実美

大藏卿 松方正義

(別紙)

大藏省証券條例

第一條 大藏省證券ハ、出納上、一時使用ノ爲メ、大藏省ヨリ發行スルモノトス。○第二條 大藏省證券ハ無記名利付定期払ニシテ、其發行シタル年度ノ歳入ヲ以テ、仕払ヲ爲スモノトス。○第三條 大藏省證券ノ發行金額及利子金額ハ、大藏卿、之ヲ予定シ、太政官ノ裁可ヲ受クベシ。○第四條 大藏省證券ハ、百圓・五百圓・千圓・五千圓・壹方圓ノ五種ニ別チ、其仕払期限ハ、三ヶ月・六ヶ月・九ヶ月トス。但、其仕払期日ハ、各證券

面ニ記載スヘシ。○第五條 大藏省證券ハ、何人ニテモ授受売買スルヲ得。○第六條 大藏省證券ノ仕払及ヒ引換ニ関スル事務ハ、日本銀行ニ於テ取扱ハシムベシ。

○第七條 大藏省證券ノ所持人ハ、其仕払ノ期日ニ至リ日本銀行本支店、又ハ、代理店ニ於テ、其仕払ヲ請求スヘシ。但、其仕払ハ、通貨ヲ以テスルモノトス。○第八條 大藏省證券ハ、其仕払期日ヨリ起算シ、滿六ヶ月間ハ、之ヲ仕払フヘシ、滿六ヶ月ヲ過ルトキハ、一切仕払ヲ爲サ、ルモノトス。但、仕払期日ハ、利子ヲ付セサルモノトス。○第九條 大藏省證券汚染、又ハ毀損セシトキハ、日本銀行本支店、又ハ、代理店ニ差出シ、證券ノ引換ヲ請フヘシ。但、其券面金額、記號番號及ヒ主要ノ印部ヲ検査シ、基真正タルヲ證認シ得ヘキ者ニアラサレバ、引換サルヘシ。○第十條 大藏省證券ノ所持人、其證券ヲ亡失セシトキハ、其事由、並ニ券面ノ金額仕払期日、記號番號及ヒ所有セシトキノ手續ヲ詳記シ、日本銀行本支店、又ハ、代理店ヲ經テ、大藏省ニ届出ヘシ。大藏卿ハ其證券ノ授受、売買引換、及ヒ仕払ヲ差止ムヘキ旨ヲ告示スルモノトス。但、発見シタルトキハ、同様ノ手續ヲ以テ届出ヘシ。○第十一條 亡失セシ證券ハ、之

ヲ發見セサルモ、日本銀行本支店、又ハ、代理店ニ於テ満足スル保証人二人以上ノ證明アルニ於テハ、其元利金額ヲ仕払フヘシ。○第十二條 大藏省證券ヲ偽造、若クハ、變造シテ行使シタルモノハ、刑法第二百四條第二項ニ依テ、處断ス。

○大政官布達第二十五號
墓地及埋葬取締規則左ノ通相定ム。

墓地及埋葬取締規則

第一條 墓地及火葬場ハ、管轄庁ヨリ許可シタル区域ニ限ルモノトス。○第二條 墓地及火葬場ハ、總テ、所轄警察署ノ取締ヲ受クベキモノトス。○第三條 死体ハ、死後二十四時間ヲ經過スルニ非レバ、埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス。(但、別段ノ規則アルモノハ、此限ニアラス)。○第四條 区长、若クハ戸長ノ認許証ヲ得ルニ非サレバ、埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス。(但、改葬ヲナサントスル者ハ、所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ)。○第五條 墓地及火葬場ノ管理者ハ、区长若クハ戸長ノ認許証ヲ得タル者ニ非サレハ、埋葬又ハ火葬ヲナサシムベカラス。又、警察署ノ許可証ヲ得タル者ニ非サレハ、改葬ヲナサシムヘカラス。○第六條 葬儀ハ、寺堂、若

クハ家屋構内、又ハ墓地、若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ。○第七條 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ、所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ。其許可ヲ得スシテ建設シタルモノハ、之ヲ取除ケシムヘシ。(但、墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス)○第八條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ、警視總監府知事県令ニ於テ、便宜取設ケ、内務卿二届出ヘシ。) 右布達候事。

明治十七年十月四日

左大臣 熾仁親王

内務卿 山県有朋

○同達第八十二號

警視庁 府県

今般、第二十五號ヲ以テ、墓地及埋葬取締規則布達候ニ付、此規則ニ違背スルモノハ、違警罪ノ刑ヲ以テ處分スヘシ。此旨相達候事。

明治十七年十月四日

左大臣 熾仁親王

○同布告第二十六號

旧銅貨、天保通宝来ル明治十九年十二月限、通用ヲ禁止ス。右奉勅旨、布告候事。

明治十七年十月二日

大政大臣 三條実美

大藏卿 松方正義

○同達第二十三號

旧銅貨、天保通宝、来ル明治十九年十二月限、禁止相成
候ニ付テハ、新銅貨ニ交換ヲ要スル者ハ、東京ハ出納局、
大坂ハ同局出張所、其他ハ地方庁へ、右期限内ニ申出ツヘ
シ。期限後ハ、交換ヲ爲サス。右布達候事。

明治十七年十月二日

大政大臣三條実美

大藏卿 松方正義

本県録事

○甲第百十五號

本年六月甲第百十五號布達地租割戸数割徴収規則、左之
通、改正、来ル十月十一日ヨリ施行候條、此旨布達候事。

明治十七年九月卅日

鹿兒島県令渡辺千秋代理

鹿兒島県大書記官 多賀義行

別冊

地租割戸数割徴収規則

第一條 地租割戸数割ハ、之ヲ會計年度二期二分チ、其前
期ハ、五月一日ヨリ六月五日限、後期ハ、十一月一日ヨリ
十二月五日限、戸長役場へ納ムベシ。

但、別段ニ納期ヲ布達スルトキハ、其期限ニ従フベシ。

第二條 戸数割ヲ賦課スヘキモノ、左ノ如シ。

- 一 本籍戸主（家族）ニシテ、一戸ヲ爲スモノ、
- 一 寄留ノ戸主（家族）ニシテ、一戸ヲ爲スモノ、
- 一 甲乙同居ノ者アリト雖モ、其實共居同爨セズシテ、
一戸ノ体裁ヲ爲スモノ、但、家族ト雖モ亦本文ニ同シ。
- 第三條 戸数割ハ、現住者ニ賦課スルヲ以テ、官舎及社寺・
院・学校・病院・説教所構内等ニ居住スル者ト雖モ、課税
勿論ナリトス。

第四條 地租割ハ、前收ナルヲ以テ、納税後、地租ノ増額
アルモ、其半期ノ税ハ徴収セス。故ニ、納税後、地租ノ減
額アルモ、既納ノ税金ハ、割戻サ、ルベシ。

第五條 戸数割ハ、前收ナルヲ以テ、納税後、他ヨリ来住
スルモ、其半期ノ税ハ賦課セズ。故ニ納税後他ニ転住スル
等ノ事アルモ、渾テ既納ノ税ハ割戻サ、ルヘシ。

第六條 納期中、他へ転籍、又ハ寄留セントスルモノハ、
其際、該期ノ税ヲ上納スヘシ。

但、転籍又ハ寄留ニ非ズシテ、挙家他行スルトキハ、其
親戚等ヲ以テ、納税弁理者ヲ定メ、戸長へ届置クベシ。

○甲第百十六號

臨時急施ニ係ル明治十七年度地方税収支予等追加常置委員

会決議並内務卿ノ指揮ニ依リ、左之通相定ム。

右ニ係ル地租割・戸数割・營業稅・雜種稅ノ上納期限ハ
来ル十月三十一日限トス。

右布達候事。

明治十七年十月二日

鹿兒島県令渡辺千秋代理

鹿兒島県大書記官 多賀義行

明治十七年度地方稅收支追加予算

別冊

収入ノ部

一金六千九百八拾三円三拾四錢二厘 地租割

但、本年度通常地租予算高金七拾七万五千九百貳拾六円

八拾八錢九厘壹円二付九厘

一金千四百六拾八円貳拾貳錢貳厘 營業稅

但、本年度通常課目課額ノ十分ノ一

一金七百八拾九円貳拾六錢八厘 雜稅

但、年稅月稅ハ本年度通常課目課額ノ十分ノ一曰稅ハ之

ヲ除ク。

一金三千八百八拾八円七拾錢 戸數割

但、本年度通常予算戸數十九万四千四百三拾五戸一戸ニ

付貳錢

一金三百貳円四十四錢貳厘 国庫下渡金

一金六百五十三円六十八錢本年度通常收入予算毛位切上徵

收過金差繼分

合計、金壹万四千八拾五円六十五錢四厘

内、金八百八拾五円九拾四錢六厘 地租割乘率ヨリ生スル

徵收過

支出ノ部

一金千三百拾円五拾八錢壹厘 警察庁舎建築

修繕費 金千八円拾三錢九厘 地方稅

内、金三百貳円四拾四錢貳厘 国庫下渡金

内訳、金七百貳拾九円 建築費

金五百八拾壹円五拾八錢壹厘 修繕費

一金三千百貳拾壹円四拾八錢五厘 道路橋梁費

一金五千六百六拾三円八拾九錢八厘 町村土木補助費

一金四拾三円 県會議諸費

内訳、金四拾三円 雜費

一金貳千百九拾八円六拾錢 教育費

内訳、金千貳百九円六拾錢 鹿兒島師範學校費

金九百八拾九円 鹿児島医学学校費

一金七拾九円八拾七錢七厘 郡庁舎建築修繕費

高金壹円五拾八錢

一金壹円三拾壹錢七厘 諸達書及揭示諸費

外金貳拾六錢三厘 予備費支出

一金千四百八拾円九拾五錢 県監獄建築修繕費

内訳、金貳百六拾五円五拾錢 建築費

金千貳百拾五円四拾五錢 修繕費

合計、金壹万三千八百九拾九円七拾錢八厘（畢）

社説

官民ノ調和ヲ望ム

天下ノ善ハ、一ニアラス。而シテ、吾儕ノ最モ至善ナルモノハ、官民輯睦シテ、軋轢紛擾ノ憂ナキヨリ大ナルハナシ。其レ然リ、然ラハ、其至善ノ調和ヲ保タント欲セハ、如何シテ其レ將タ可ナランカ。吾儕、之ヲ按スルニ、其ノ至善ノ調和ヲ保テ、邦國ヲシテ富山ノ安キニ措キ、黔首ヲシテ熙々ノ化ニ沐浴セシメ、西海ヲシテ波瀾奔騰スルノ憂ナカラシムルモノハ、唯、英国ノヒット氏フラックス氏グ
ラッドストーン氏ノ如キ、学識浩瀚、度量豁大ノ真正政事家

ニ望ム可ク、決シテ宋ノ秦檜・王安石ノ如キ、執拗家ニハ望ム可カラザルナリ。

今ヤ、我が廟堂ニハ、洵ニ学識宏達、度量豁大ノ君子黜カラスシテ、制度ナリ、文物ナリ、典章ナリ、郁々乎トシテ、其レ文ナルカ如ク、洋々乎トシテ、其章アルカ如シト云ト雖モ、社会ノ情態、果シテ調和輯睦セリト云ハンカ。將タ、軋轢紛擾ノ形アリト云ハンカ。吾儕ハ、断シテ未タ其奈何ヲ知ル事能ハス。然ラハ、社会ノ調和ヲ望ムニ道アル乎、曰ク、有リ矣。中央政府ニ立チ、上、皇猷ヲ翼賛シ、下、蒼生ヲ保護スルノ責任ヲ保有スル廟堂ノ君子ニシテ、偏ナク、党ナク虚心平意ヲ以テ、公衆ノ輿論ヲ容レ、政略ノ針路ヲ民心ノ傾向スル所ニ採ラハ、政党林立、星羅碁布スト雖モ、豈ニ復タ、之ヲ憂トスルニ足ランヤ。寔トニ、斯ノ如クナラハ、民間謗瀆ノ声、不逞ノ徒ハ、氷融雪消スル事、坐シテ待ツ可キノミ。何ソ又刻苦焦慮シテ、カヲ勞シ、慮リヲ煩ス事ヲ為サンヤ。

苟モ、威名赫々耀々タルノ人ニシテ、既ニ私心ヲ狭サミ私党ヲ集メ、世ノ己ニ反対スルノ派ヲ蹂躪シテ、久シク自己ノ志望ヲ人間社会ニ逞ウセン事ヲ謀ラハ、憂國ノ士、曷ソ、袖手傍觀、恬然トシテ其ノ為ル所ニ任スルノ理アラン

ヤ。愈々益々、之ニ反対スルノ党与ヲ結ヒ、天下蒼生ノ為メニ、其兇醜ヲ防遏スルノ手段ナカル可カラス。是ニ於テカ、上下ノ軌轢益甚シク、弊害百出常ニシテ、謗議洶々變ニシテ、硝霧慘澹伏尸流血ノ慘状ナキヲ保タス。然ラハ、上下調和ノ一點ハ、廟堂ノ高キニ居ルモ、忘ル可カラズ、江湖ノ遠キニ居ルモ、忘ル可カラサルモノニシテ、政治家タルモノ、最モ服膺ス可キ所ナリ。噫、滔々ノ浪ヲ涓々ノ初メニ遏メント欲セハ、之レヲ置テ、其レ、將タ何ヲカ緊要トセシ。

吾儕、古来ノ歴史ニ徴スルニ齷齪斗肖ノ小人、一タヒ其志ヲ官海ニ得ルヤ、傲然トシテ其勢位ニ跨リ、悍然トシテ其権力ヲ恃ミ、跋扈放肆ノ念日ニ長シ、一己ノ私心ヲ逞ウシ、驕慢以テ徳ヲ修メズ、人民ヲ視ル事、土芥ノ如ク、暴斂苛刻ノ極、終ニ天下ノ物議ヲ醸シ、滔天ノ禍ヲ馴致スルニ至ルハ、理ノ當ニ然ルベキ所ナリ。之ヲ是レ、警戒通曉スル事能ハズ、己力意ニ適合セサルモノハ、仇讐ノ如、蛇蝎ノ如ニ見做シ、讜議アルモ以テ、邪説トナシ、正人モ以テ、兇徒トナシ、汲々乎トシテ正論讜議ヲ擯斥シ、併セテ、社会方正廉潔ノ党ヲ殄滅セン事ヲ謀ラントスルガ如キハ、是レ、奸臣汚吏ノ爲ル所口、良臣賢相ノ爲スニ忍ビザ

ル所ナリ。夫レ、然リ。豈、夫レ然ラザランヤ。今、吾人ガ信頼スル所ノ我ガ廟堂士君子中ニハ、私心ヲ狭サミ、政權ヲ弄スルノ人ナキハ、吾儕ノ平生信シテ疑ハザル所口、何ゾ復タ、喋々スルヲ須シ。頃日道路ニ聞ク所ニ抛レバ、甚ダ絶倒ニ耐ヘザルモノアリ。其眞偽ハ、固ヨリ、之ヲ保證スル事能ハスト雖モ、姑ラク、道路ノ説ヲ以テ、確實ナルモノト假定シ、吾儕ハ、秃筆ヲ揮ヒ、大方君子ニ質正セント欲スルモノアリ。其レ、豈ニ他ナランヤ。鹿兒島出身ノ某ガ、三州社ヲ忌嫌スルノ怪談是レナリ。何ヲ以テ、三州社員ヲ疾視スルカト問ヘバ、乃チ、曰ク、三州社員ハ、政党ニ似タル邪魔物ナリ。三州社員カ、平素ニ抱持スル所口、自由主義ニ非ザレバ、即チ改進黨主義ナリ、自由党ト云ヒ、改進黨ト云ヒ、両ナガラ、皆天下ノ邪魔物ニシテ、恰モ砒毒ナリ、砒毒ニ加ルニ砒毒ヲ以テセバ、其慘毒、果シテ如何ゾヤ。宜シク、早ヤク、之ガ根本ヲ絶チ、其余類ヲ掃蕩スルニアラズンバ、其禍、延ヒテ中央政府ニ及バンモ亦、測ル可カラズ。然レドモ、今俄カニ之ヲ掃蕩セントスルニハ、利ヲ以テ誘フモ、鈎ル事能ハズ。故ニ、三州社ニ反対スルノ党與ヲ組織シ、〇〇〇〇ヨリ、以下〇〇〇〇ニ至ル迄、其党派ノ人ヲ拔擢シ、三州社員ヲシテ跡ヲ〇〇ニ絶

タシムレハ、三州社員中、磊落豪放ヲ以テ、自ラ居ルモノモ、或ハ、狼狽周章シテ、終ニ其志操ヲ変スルモノ有ルニ至ラン。然ラハ、同社ノ勢ヒ、目今ハ^{自之}鬱勃熾烈ナルモ、漸次ニ衰弱センヤ、必セリト。一ノ私党ヲ組織シ、多少ノ子弟ヲ己レカ範圍ノ内ニ入ラシメ欣々然トシテ予色アルモ、一旦急アラハ、其黨員、果シテ恃ムニ足ルモノアリト思惟スルカ、吾儕ヲ以テ之ヲ見レハ數百ノ黨員中ニハ、薰蕕混淆錯雜シテ、一向ニ品評ヲ下ス事能ハズトイヘドモ、概シテ、之ヲ論スレバ、詭隨雷同者流ノ集合会ト云フモ可ナリ。某等ノ爲メニハ、所謂、獅子身中ノ虫ト云フモ、蓋シ亦、不可ナル事ナカラントス。苟モ、該党ヲ目シテ、鹿兎島壯士ノ集合会ト断言スルモノアランカ、吾儕ハ、決シテ信セサルナリ。只、詭隨雷同、首鼠兩端ヲ懷クノ輩ヲ結束收拾シテ、二三ノ某等カ、異日、自己ノ志ヲ逞フスルノ犧牲ニ供セントスルニ外ナラサル可シ。實ニ、二三ノ某ガ心ヲ用ユルモ、亦險ナリト謂ハサル可ケンヤ。噫、二三ノ某ヨ、願クハ、汝ノ私心ヲ去リ、汝ノ猜疑ヲ止メ、汝ノ規模ヲ大ニシ、汝ノ私党ヲ募ル事ナク、政党ニアラズ、又、政談社ニモアラザルノ三州社員ヲ蛇蝎視スル事ナク、虚心平意ヲ以テ、一県ノ人ヲ待タハ、一県ノ人、何ヲ以テ、之ニ

乖カン。天下ノ人ヲ待ツモ、亦如斯ナラバ、天下ノ人亦、豈ニ之ニ乖クモノアランヤ。曩キニ、所謂ル道路ノ説ハ、果シテ信カ、果シテ確實ナルモノトセハ、吾儕ハ、將ニ断シテ言ハントス。何レノ邦國ヲ問ハズ、何レノ時代ヲ論セズ、苟モ、天下ノ要路ニ立チ、仰テ皇猷ヲ翼贊シ、俯シテ人民ヲ保護スルノ地位ニ居ル者ハ、心ス、私党ヲ組織スル事ナク、民間ノ政党ニ干渉スル事ナク、政略ノ針路ヲ人民ノ傾向スル所ニ採ラズンバアルベカラズ。而シテ後チ、上下ノ軋轢止ムベキナリ。輯睦調和ノ道、得テ保ツベキナリ。

(未完)

欧米政法一斑

○記者曰ク、今回ヨリ、欧米政法一斑ノ欄内ヲ設ケ、政治法律ノ講義筆記ヲ逐次登録ス。故ニ、号外ニ掲ケタル法学講義ノ筆ヲ掲グヘキノ所、今回ハ憲法史ノ講義筆記ヲ得タルニ依リ、之レヲ載ス。已後ハ法学ト憲法史ト隔号ニ掲載スベシ。

憲法史概言(第二) 法学士大野金三郎氏講義生徒某

筆記

憲法史ハ歴史法律ノ中間ニ位スルモノニテ、即チ法律ノ

歴史ト稱スヘキナリ。抑モ、憲法トハ何ソヤ、憲法トハ、國憲即チ一國組織法ノ義ニシテ、ウイックス氏ノ言ヘル如ク、人民ノ支配セラル、法律ノ全部、並ニ其法律ノ製作サレ、且施行セラル、機關ヲ規画スル法ナリト解スヘシ。蓋シ、社会組織ノ沿革、即チ國憲ノ沿革ハ、取モ直サス、法律(最廣ノ意)ノ歴史ナリ。此憲法史ヲ研究スルハ、歴史ヲ研究スルト均シク、専ラ其沿革ノ因テ生スル原因結果ヲ明ニセサル可ラス。歐洲各國憲法ノ沿革ハ、國々固有格段ノ事情ニ因リ、爾來其趣ヲ異ニスト雖モ、其沿革ノ因テ生スル原因結果ヲ支配スル原理ニ於テハ、自ラ普通一定ノ規則アルヲ發見スベシ。此原理ニ探究スルハ、専ラ学生ノ共ニ勉ムヘキ所トス。

凡ソ、社会ハ自然世界ニ非ズシテ、一ノ獨立政治社会ナル上ハ、必ズ一方ニ於テ、最上政權(サバリンチー)ヲ有シテ命令ヲ下ス主權(サバリン)者、他方ニ於テハ、此命令ニ從順スル臣下(サブゼクト)ナカル可ラズ。此臣下人民ノ行狀ヲ制御スルガ爲メ、主權者ヨリ下ス命令ニ二種アリ、一種ノ行狀ニ関スルモノ、是レ、所謂制定法律(ボシテーブ・ロー)トナルモノニテ、他ニ又臨時事件毎特別ニ下ス命令アリ。主權者ハ此二種ノ命令ヲ下シ、無限ノ

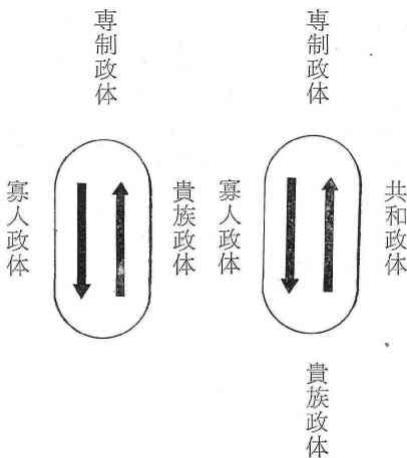
制裁力ヲ以テ、其臣下ヲ統轄制御スルモノト知ルヘキナリ。抑モ、最上無限ノ政權ヲ有スル主權者ハ、一人ヨリ成立ツアリ、数人ノ体ヨリ成立ツアリ、一人ヨリ成立ツトキハ、其國ノ政体ヲ專制政体(モナーキー)ト稱シ、二人以上ナル共少数ノ人ヨリ成立ツトキハ、之ヲ寡人政体(オリガーキー)ト稱シ、多数ノ人ナレ共、國民ノ数ヨリ少キ人ヨリ成立ツトキハ、貴族政体(アリストクラシー)ト稱シ國民一般ヨリ成立ツトキハ、之ヲ共和政体(デモクラシー)ト稱ス。所謂ル立憲政体(リミツテッド、モナーキー)即チ、有限專制政体ハ專制政体ト共和政体トノ中間ノモノニテ、俗ニ君主或ハ帝王ト稱スルモノガ、其臣下ト稱スルモノト政權ヲ分有スル政体ナリ。

凡何國ニ拘ラス、政治社会(ポリテカル・ソサエテー)ハ、必ズ之ヲ支配スル機關タル政府ナカル可ラサルハ、言ヲ俟タズ、其政府ハ、右四種ノ執力ニ属セサル可ラサルハ明瞭ナリ。此ノ四種ノ政体中、孰レカ最モ善良ナルヤノ論点ニ至リテハ、一概ニ確言スルヲ得サルベシ。ウイックス氏曰ク、一國ノ最モ善良ナル政体ハ、其國ニ最モ善ク適當シタル政体ナリト。ポーブ氏詩ニ詠シテ曰ク、政府ノ形体ハ、愚人ヲシテ論争セシムベシ。何ニテモ最モ善ク支配セ

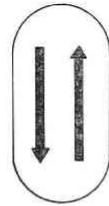
ラル、モノハ、最良ナルト。宜ナル哉、言ヤ、抑モ政体ハ末ナリ、手段ナリ、政府ノ設立スベキ最上目的ニ非サルナリ。政府ノ設立スベキ最上目的ハ、人民ノ最大幸福ヲ増進スルニ在リ。此目的ヲ達セントスルニハ、一國進歩ノ程度事情ニ因リ、或ハ専ラ道德、教育或ハ平等自由公正威力質易宗教等ニ拠リ、時々施政ノ方向ヲ取ラサル可ラズ。此道徳教育宗教貿易ヤ皆一時目的ヲ達スルノ手段ニテ、此手段ノ政治ヲ施行スルニ、尤モ適當シタル政体ハ、一時其國ニ適當シタル最良ノ政体ト称スベシ。故ニ、政府ノ最上目的ハ、常ニ同一不動ナルモ、社会開明進歩ノ程度並ニ事情ハ絶ヘズ変換スルモノナルニヨリ、從テ、政体モ時々變動セサル可ラズ。因之觀レハ、政体ノ種類ニ付、是非一定シタル区別ナカルヘシ。唯々時々、之ヲ撰択スルノ當否ニ因リ國家ノ幸不幸ヲ醸ズナルヘシ。故ニ、主権者神聖ニシテ、

常ニ良政ヲ施シ、社会ノ進歩ト共ニ、益々適當シタル支配ヲ爲シ、毫モ政府ノ變動セサルハ、是レ本タル政治ノ善良ナルカ爲メ、社会ニ永久ノ福益ヲ致ス所以ナリ。人神聖ナルモノ甚タ稀ナリ。若シ、主権者神聖ニ非ズシテ、社会ノ進歩ト共ニ、常ニ永久ノ良支配ヲ爲ス能ハズ、時々政体ヲ改良シ、更新ノ事情ニ政治ヲ適セシムルハ、是末タル手段

ヲ以テ、本タル最上目的ニ協フノ良政ニ適セシムルナリ。故ニ、國家ノ公益ヲ成ス最上目的ハ、政治即テ良支配ニシテ、政体即政府ノ形体ニアラサルナリ。然レ共、古来、歐洲政体ノ沿革、汎ク歴史ニ徴シ、外形ノ結果ヨリ觀レハ、政體ノ變遷スル事、自然ノ順序アリテ、互ニ循環スルモノ如ク見ユル現象アリ。而シテ、其循環スル圓道ニ大道アリ小路アリ、假ヘハ、左ノ図ノ如シ。

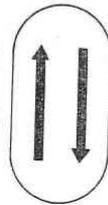


專制政体



寡人政体

專制政体



共和政体

右ノ如ク沿革ノ生ズルハ、皆原因アリ、其原因ニ研究シ一定ノ真ヲ発見スルハ、頗ル必要ナリ。左ニ部類ヲ分テ、之ヲ説明セン。

第一 古代政体

所謂ル政府ト称スルモノハ、古代元ト宗長ノ威力ヨリ起リシモノノ如シ。此威力ハ、最初專制圧抑ナリ。抑モ、世界開闢ヨリ現今ノ政治社会ノ成立セシ順序ハ、始メ一夫一婦一家ヲ爲シ、一家一族ニ抃リ、一族一種属トナリ、種属國ヲ爲セシナリ。始メ、一社会成立シ、未タ野蛮ノ有様ナル古キ時代ニ於テハ、其社会ハ、必ス一家一親族ノ多数ヨリ組織シタルモノナルベシ。モンテスキュー氏曰ク、政治社会ハ必然多数ノ親族ヲ含有スト。メイン氏モ古代社会ハ各独立シタル多数ノ親族ヨリ組織シタル自然社会ナリト云ヘリ。此親族ノ長、即家長（パトリアーク）ハ、其親族ニ對シ、随意無限ノ権力ヲ有シタリ。例ヘハ、昔ローマニ於

テ、一家ノ親父ハ、其子孫ニ對シ、生殺與奪ノ権力ヲ有シ且ツ、之ヲ奴隸ニ使用スルモ、売買スルモ、其随意タリシ。親父ノ命令ハ、法律ナリ。斯ノ如ク、家長ノ威力最大無限ナリシニヨリ、其家族ノ家長ヲ恐怖尊敬セシヤ知ルベキナリ。蓋シ、古代ノ宗教ハ、此家長ノ威力ヨリ起リシモアルヘシ。何トナレハ、昔シ、伊太利國其他諸國ニ於テ、先祖即先家長ヲ神トシテ拝セシナレハナリ。是蓋シ、無限ノ威力ヲ有セシ家長カ、死シテ猶ホ不可思疑ノ威力ヲ以テ、暗ニ其家族ヲ看護スルノ想像ナルベシ。如此ノ威力ヲ有シタル家長ハ、相互ニ同等ニシテ、其一家生長シ、遂ニ一族トナリ、一族種属トナリ、其種属中、最モ古キ親族ノ最上長男ガ、遂ニ、メイン氏ノ説ノ如ク、一国ノ君主トナレリ。則チ、專制國ノ主権者ハ、古代ノ家長ト同様ノ威力ヲ有シ其主権者ノ言語ハ、法律トナリ、誰レアツテ、其威権ノ是非ヲ論難セザルベシ。此主権者ノ起因ヲ尋レバ、必ズ、神代ニ遡ル。此時代ニ於テハ、一方ノ従順ト一方ノ威権カ、政府ヲ爲スモノナリ。古代世界ニ於テ、パルシヤ國王ハ此種類ノ標的ナリ。因之、觀察スレハ、專制政體ハ、何レノ國ヲ問ハズ、社会ノ成立ニ於テ、一度ハ必ズ要用ノモノニテ、賢明ナル政事家ハ、必ズ此規則ヲ確知スベシ。君主ノ

美飾王位ノ華麗ハ、今日、文明國ト称スル社会ニ於テ、猶ホ衆人ノ注目羨慕スル所ニシテ、實際又タ能ク其作用ヲ爲スモノナリ。亞細亞洲ノ政体ハ、一般ニ專制ナリ。歐洲ニ於テハ、從來種々ノ政体ヲ經歷シタルモ、今日、魯西亞・歐斯太利亞・独逸ノ如キ猶ヲ專制ナリ。抑專制政体ノ利益タルヤ、働作力ナリ。一人ニテ随意ニ巨大ナル軍勢ヲ動スモノハ、必死ノ時ニ臨ミ、能ク打撃ヲ爲シ得ベシ。之ト同ク、賢明ナル政治家ガ、其人民ノ幸福ヲ増進セント勉ルトキ、毫モ、他ヨリ障碍ヲ受クル事ナカルヘシ。故ニ、專制君主ハ常ニ神聖ノ人ナリセバ、專制政体ハ最良ノ政体タル事疑ナカルヘシ。如何セン、人神聖ナル者稀ナリ、況ンヤ、子孫神聖ノ継続スルモノナキニ於テオヤ。此稿未完

雜 錄

九月ばかり高千穂にもものしけるみちにて
さをしかのふみ分にけんもみち葉を
またふみ分て行山路かな 季連

山家月

月夜にはおなし心の人もきて
世にうとからぬ山の奥かな 季連

謾 成

桜島海門相對幽、飛揚如葉釣漁舟、人家隔水何辺在、
半夜鷄声到客楼 秋月穂樹

○齊彬公記事

記者曰、九月三日発兌ノ号外ニ掲載シタル如ク、故南洲翁ヲ初メ、其他丁丑ノ乱ニ斃レタル七八名ノ履歴ヲ三洲義塾ニ於テ取調ラル、由ナレバ、不日ニ其稿ヲ得テ、此ノ雜誌ニ掲載セント欲ス。南洲翁ハ維新ノ元勳ナルハ、衆ノ知ル所ナリ。夫レ、南洲翁ノ王室ノ爲メ、千計万慮辛酸ヲ嘗メ、功ヲ遂ケラレタル其本源ハ、則チ、故薩摩守齊彬公ニアリ。嘗テ、齊彬公カ尊王愛民ノ精神、且ツ事蹟ハ、普ク知ル如ク、既ニ別格官幣社ニ御尊崇アリシヲ以テ、多言ヲ要セント雖モ、南洲翁ヲシテ、王室ニ竭サシメタルハ、全ク齊彬公ニ在リ。是ヲ以テ、南洲翁ノ履歴ヲ記センニハ、先ツ齊彬公ノ履歴及ヒ言行ヲ記サ、レバ、脉絡継続セサルナリ。然リト雖モ、齊彬公ノ易實ハ、實ニ安政五年戊午ノ夏ニシテ、今ヲ距ル事二十有七年、星霜漸ク久シト云フヘシ。其間、天下ノ形勢大ニ變遷シ、文久三年癸亥ノ夏、生麦事件ヨリシテ鹿児島灣ニ於テ、英國トノ戦アリ、或ハ、

戊辰ノ役アリ、或ハ、廢藩置県ノ大改革アリ、或ハ、丁丑ノ乱アリテ、人亡ヒ、書類ハ兵燹ニ罹リ、或散失シ、今其事歴ヲ貫通記憶スル人、甚タ少ナシ。唯、口碑ニ唱傳セル僅々一二ニ止マルガ如シ。適々、左右ニ奉職シタル人存スト雖モ、俗吏ニシテ、天下ノ機密ヲ知ルモノ稀ナリ。近比傳聞スルニ、正二位久光公及忠義公ニ於テ、斉彬公ノ言行事蹟ノ泯滅セン事ヲ憂慮シ玉ヒ、公ノ言行録ヲ編製セラル、由ナレドモ、未タ脱稿ニ至ラサルノミナラス、両公ノ特旨ニ出タル取調ナルカ故ニ、其稿ヲ得ル事能ハス。定メテ、始終詳密遺漏ナキ事ナラン。脱稿ノ後チハ、果シテ世ニ公ニセラル、ナルヘシ。然ラバ、天下有志者ノ目ヲ驚スヤ、必セリ。抑モ、斉彬公カ、皇國ノ爲メ、肺肝ヲ砕カレ南洲翁其他ノ人ヲシテ、天下ニ率先シ、勤王ノ大義ヲ唱ヘ復古ノ大典ヲ揚ントセラレシニ、中道ニシテ逝セラレタルヲ以テ、久光公・忠義公ソノ志ヲ継統シ玉ヒ、南洲翁ヲシテ、四方ニ奔走セシメ、遂ニ維新ノ大業ヲ揚ゲラレ、今日ノ隆盛ヲ爲スニ至レリ。其顛末ヲ詳記シテ、汎ク天下ノ有志者ニ知ラシメ、而シテ、千載ニ傳ヘンヲ冀フ。因テ、南洲翁其他七八名ノ履歴ヲ記センニハ、必ず先ツ、斉彬公ノ事蹟及顛末ヲ記セサレハ、脉絡連繼セサルノ憾アリ。茲ヲ以テ

斉彬公ノ履歴ト言行ノ概略、耳聞ニ触レルモノヲ左ニ載録ス。素ヨリ、傳聞ナルカ故、錯乱謬誤ハ保シ難シ。其詳確ナルハ、他日、島津家ニ於テ、編輯ノ書世ニ公ニセラル、ヲ揆テ、訂正アラン事ヲ冀フ。○贈従一位権中納言斉彬公ハ（照国神社ト号シ鹿兒島県下薩摩国鹿兒島郡山下町ニ鎮座）、故従四位上宰相斉興公ノ長子ナリ。文化六年己巳二月二十八日、江戸芝ノ邸ニ生ル。幼名ヲ邦丸ト号シ、幼ニシテ聡明豁達、文武ノ芸ニ勉強シ、志学ノ比ヨリ、名声夙ニ顯ワレ、明君ノ称、全國ニ震動ス。文政七年冬首服従四位下侍従ニ叙シ、兵庫頭斉彬公ト改称セラレ、天保七年夏従四位上少將ニ累進セラレ、天保十四年癸卯某月、修理大夫ト改名、嘉永四年正月、家督ヲ相続セラレ、安政五年七月病ニ罹リテ薨ス。國政ヲ知ラル、事、僅ニ七年余八年ニ充タサルナリ。其間、藩政ハ勿論、天下ノ政務ニ注意セラレ、皇權挽回ノ爲メ、萬苦ヲ經、千辛ヲ嘗メ、百方計画シ南洲翁ヲ初メ、其他三四名ノ人ヲ鼓舞シ玉ヘル事実少ナラズ。或ハ、軍艦ヲ創製シテ、幕府ニ獻シ、天下ノ耳目ヲ一新シ、或ハ、蒸氣船ヲ創造シ、或ハ、電信、或ハ写真、或ハ地雷水雷等ノ便ヲ吾人ニ知ラシメタルハ、公ヲ以テ、嚆矢トス。或ハ大小砲ヲ製シ、海陸攻守ノ備ヲ嚴整シ、或

ハ國民ヲ愛撫シ、鰥寡孤独ヲ憫ミ、或ハ文武ヲ励シ、或ハ常平倉ヲ建設シタル等、一短紙ノ尽シ得ル処ニ非ス。実ニ不世出ノ明君ト云ヘシ。茲ヲ以テ、薩隅日三洲ノ士氏、三尺ノ兒童モ、順聖公（斉彬公ノ諡号）ト謂ヘハ、今ニ至ルマテ、又德澤ヲ仰カサルナク、其功烈ヲ慕ハザルハナシ。朝廷深ク其功蹟ヲ追感アラセラレ、別格官幣社ニ列セラレタルハ、又故ナキニ非ズ。南洲翁ヲ微臣ノ中ニ拔扱セラレ江戸邸ニ置テ、汎ク天下ノ事ニ竭サシメ玉ヒシモ、斉彬公ニ外ナラサルナリ。噫、公ヲシテ今ニアラシメ、南洲翁ヲシテ事ヲ執ラシメハト、有志ノ噴慨スル所ナリ。南洲翁ハ江戸邸ニ有リテ、水越其他、有志ノ各藩ニ謀リ、帝權復古ノ大典ヲ計畫シ、或ハ京師ニ出宮堂上方ニ密近シ、謀ル処頗ル至リ尽セリ。則清水寺ノ僧月照ノ如キモ、斉彬公ノ意旨ニ出テ朝廷ニ密奏スルノ方略ニ出タルモノナリ（月照僧ノ南洲ト投海ノ事實、今世ニ傳フル処ハ、唯其有形ヲノミ得テ、無形ノ事實ハ知ル人ナシト云フ。他日搜索シテ詳記スル所セン）。或ハ南洲翁ガ斉彬公ヲ諫言シタル赴キ、或ハ斉彬公カ外国処分ヲ閣老ト論談ノ赴キ、或ハ国中布令ノ要領、或ハ言行等、古老ニ聞求メ、或ハ記録ヲ搜索シ、逐号登載シ、而シテ、南洲翁ノ履歴ヲ記スルニ至ラン。

本論ハ少シク旧聞ニ渉ルト雖モ、我カ國ニ取テ、目下緊要ノ論ナルニ依リ、全文ヲ掲録シテ、一覽ニ供ス。

投書ノ太意

先日（サリバリ、公ガ、マンチエストル）ノ演說中、我英人ハ深ク外國ノ市ニ注目シテ、我商權ヲ擴張シ、代テ其通商ノ道ヲ開カザルヘカラズト云ハレタリ。其時、公ノ眼界ヲシテ、東洋ノ一隅ニ転ゼシメタラハ、我政略ノ宜シカラザルガ爲メニ、商權ニ振ハサル所アルヲ視テ、大ニ悟ル所アリシナルヘシ。今ヨリ三十年前マテハ、國ヲ鎖シテ、外交ヲ拒絕シタ我日本國ガ、今日ニ至テハ、自カラ進ンデ、國ヲ開キ、畜ニ外人ノ内地ニ入ルコトヲ欲スルノミナラズ、却テ、日夜コレヲ願フノ勢トナレリ。外人ノ商買、又其居留地ヲ五箇所ノ開港場ニノミ限ルガ如キ、政略ハ却テ外人自ヲ好ンデコレヲ持續セント欲スルモノ、如シ。日本人民中、治者ノ種類ニ属スル者、又学識アル者杯ハ、已ニ数年前ヨリ南洋人トノ交際ヲ全ク自由ニナシ、彼ノ輩ガ自カラ外國ニ出デ、其行爲ノ自由ナルト同一様ノ自由ヲ以テ、外人ニ許シ、日本國ノ富源ヲ深クスル爲メニ、缺クベカラサルノ資本ト起業ノ氣風トヲ國內ニ誘導セン事ヲ願ヒタリ。唯、日本國ガ此ニ請求スル所ハ、昔日、取結ビタル條約

書中ニアル治外法權領事裁判ノ個條ヲ斟酌更正スルノ一点ナリ。此個條タルヤ、一時ノ便法ニ出タル者ニテ、野蛮又ハ未開ノ國ニノミ通用スベキ者ナリ。若シ、治外法權ヲ其儘ニ存シテ、外人ノ雜居ヲ許サバ、独リ外國ノ法律ヲノミ遵奉シテ、日本ノ法律習慣ニ從フノ責任ナキ異邦ノ人民ガ恣ニ内地ヲ横行スルニ至ラン。苟モ、文明國ノ一政府ニシテ、本心ノ感覺ヲ失ハサル以上ハ、誰カ、コレヲ許ス者アラン。加之、現ニ開港場ニ於テ行ハル、實際ノ弊害不都合亦タ尠ナカラズ。是レ、日本ノ特ニ其苦情ヲ唱フル所ナリ。西洋諸國ニ對シテ、其苦情ヲ訴フルコト、已ニ久シト雖モ、今日尚ホ、其冤ヲ伸ブルニ至ラス。サレドモ、亞米利加ハ、其苦情ヲ至極尤モナル事トシ、裁判權ニ付テハ、別段ノ約束ナシニ、全ク其請求ヲ許容スルノ勢アリ。日耳曼モ亦タ、近比ニ至リ、コレニ同意ヲ表セシト云フ。独リ英國ハ然ラス。今日尚、矇昧躊躇ノ状アリ。英國ニシテ、一旦其請求ヲ許容セハ、他國ノコレニ追從スルハ、亦タ疑ヲ容レザル所ナリ。條約書中、「モーストフエポールド子一ション」(最惠國)ノ文字アリテ、締盟各國同意ノ上ナラデハ、コレヲ改正スベカラザル事ナレハ、独リ、英國ガ其間ニ異存ヲ唱フル限りハ、日本ノ富源ヲ開キ、以テ貿易

ヲ盛ナラシムル能ハズ。即チ、英國自ラ其商權ヲ縮ムルモノナリ。サレドモ、其談判ノ結末モ、最早近キニアリ。日本政府ノ勤勞モ、今將サニ其功ヲ奏セントスルノ兆候アリ。倫敦ニアル日本公使モ亦、近日、其功ヲ奏スルナラント語ラレタリ。歐洲屈指ノ法律家モ、治外法權ハ、最早、日本ノ国情ニ適セストマデ明言セリ。

苟モ、議院内外ノ議事、世論ニ注目セシ人ナランニハ、治外法權領事裁判ノ弊害アルヲ埃及・チユニス・土耳其等ノ例ニ照ラシテ、知了セシナラン。其弊害ハ已ニ政事家、又諸大家ノ聞知スル所ナリ。前日、「サリスバリー」公ガ上院ニ於テノ演說ニ曰ク、治外法權ノ問題ハ、當時尤其錯雜シタル者ニシテ、其可否ヲ決スル人、容易ナラズ。土耳其帝國ノ衰頹セシモ、其原因ハ往昔ノ治外法權ニアリ、爲メニ、土耳其政府ノ施政ヲ渋滞シ、一時ハ其首府君斯坦丁ノ税ノ如キ、殆ド之ヲ徵收スベカラザルニ至リタル事アリ。領事裁判ノ法ハ、古來曾テ實地ニ其益アリシ事ナキ者ナレバ、可成、コレヲ廢シテ、近世文明ノ法ヲ用フヘシ。其國ノ裁判、公平ニシテ、コレヲ信ズルニ足ル時ハ、領事裁判ノ如キ、コレヲ全廢シテ、其國ノ裁判ニ從フヲ良策トスト。同時、下院ニ於テ、ヂルク氏モ、同一様ノ演說ヲナ

シタリ。抑モ、治外法権ナルモノハ、千六百年代、土耳其國ト西洋諸國ト其交際ヲ開クニ當リ、不得止ノ事情ニ出タルモノニテ、其後、支那・日本ト其條約ヲ取結ビタル時ニモ亦、不得止事情ノアリタル事ナリ。支那ニテハ、此治外法権ヲ尚今日ニ存シ、後來トテモ、コレヲ存セザルヘカラザルノ情實アリト雖モ、日本ハ此十六年間に西洋文明ノ有形又無形ニ風化セシノミナラズ、其法律施政ヨリ、政治全体ノ思想ニ至ルマデ、悉ク、欧亜上等ノ規模ニ倣ヒ、大ニ改良進歩ヲ加ヘタリ。然ルニ、千八百五拾八年ニ取結ビタル過嚴ノ條約ヲ以テ、西洋文明ノ大主義ヲ堅ク執テ疑ハザル、今日ノ日本ニ実行スヘキ謂レアルヤ、当初日本人ガ未ダ外人ヲ嫌惡シ、文明ノ進歩ヲ喜バザル、其際ニ結ビタル條約ヲ以テ、今日ニ存ズヘキ理由アルヤ、二十六年前ニ定メタル制規ヲ以テ、今日尚、彼我ノ交際ヲ疎隔スルノ謂レアルカ。日本全國ニ内外人ノ雜居ヲ許スニ缺クヘカラザル條約ノ改正ヲ拒ムノ謂レアルカ。是レ、大ニ我國利害ノ關スル所ニシテ、却テ、英人ノ其事情ヲ悉サ、ル所ナレバ、聊カ、爰ニ其事ヲ論ズノモ、事實ニ於テ益ナシト云フヘカラス。日本人民ガ、現行條約ノ爲メ、其害ヲ蒙ルハ、亦疑フ容レサル所ナリ。ソノ苦情ハ、唯思想感覺上(センチメ

タル)ノ苦情ニシテ、事実上ノ苦情アルニアラスト云者アレドモ、是レ、甚シキ誤見ニシテ、事實ニ反スル者ナリ。開港場、現時ノ實況ヲ視テ、其然ラザルヲ知ルベシ。條約ノ明文ニ記載シアル治外法権ノ法ニ依レバ、外人ニ關スル民事刑事ノ公事ハ、一切之ヲ被告人ノ領事庁ニ訴フル事ナリ。但シ、民事ノ公事ニ於テ、外人ガ日本人ヲ被告トシテ訴ル時ハ、コレヲ日本ノ裁判所ニ持チ出ス事ナリ。日本ノ各開港場ニハ、十七箇國ノ領事庁アリテ、各其法律ヲ異ニシ、其裁判ノ語ヲ異ニスルモノナレハ、遷延渋滞、或ハ全ク裁判ノ實ヲ失フ事アリ。今其不都合ノ一二ヲ例スレバ、英ノ領事ハ、強テ他國ノ臣民ヲ其法廷ニ呼び出シ、以テ公事訴訟ノ証拠人トナスノ權ナシ。仮令ヒ、他國ノ領事ガ、其臣民ノ呼び出シヲ承諾スルモ、英ノ領事ハ其虛証ヲ罰スルノ權ナシ。又、其被告人數ガ廣ク數國ニ亘ラバ、甚ダ不都合ナルベシ。若シ又、被告ノ外人ガ、日本人ト杜ラ結ビ商売ヲ爲シ居タル時ハ、其公事ヲ何レノ庁ニテ裁判スベキヤ、甚ダ不都合ノ事ナラン、加之、小國ノ領事ハ過半教育ノ充分ナラザル商人杯ニシテ、固ヨリ法律ノ何物タルヲ知ラズ。況ンヤ、公事ヲ裁判スルニ於テヨヤ。其弊害推シテ知ルベキナリ。外国公使中、往々治外法権ノ文意ヲ誤解シ

條約ノ明文ニ符合セザル日本ノ法律ハ、外人ノコレヲ遵奉スベキ責任ナシト云者アルガ故ニ、殆ト法律ヲ執行シテ、國內ノ安寧ヲ維持スベカラザルノ勢トナレリ。一二ノ公使ヲ除クノ外、總テ此趣旨ヲ体シテ、己レガ政略ヲ施サ、ル者ナシ。ソノ状、恰モ法律ヲ私スル者ナリ。自ラ好シデ、日本ノ法律ニ從フ時ハ、免モアレ、此輩ノ眼ヲ以テ、是レヲ視レバ、條約書外ニ、復タ法律ナキガ如シ。其條約書ハ即此輩ノ法律書ナリ。其不都合ハ、益不都合ニシテ、其乱雜ハ愈乱雜ナリ。斯クノ如ク、事物ノ乱雜、一方ナラサレバ、開港場ハ恰モ汚穢ナル馬小屋ノ如ク、心アル日本人ハ其臭氣ヲ厭フテ、其鼻ヲ掩フ事ナリ。サレバトテ、居留地ニアル外人ガ、自カラ其權ヲ利用シテ、地方自治ノ政ヲ施スニモアラズ、無政無法一種奇妙ノ社会ナリ。數年前ニ、或外國公使ガ、日本政府ノ制定シタル傳染病予防規則ヲ犯セシ事アリ。此事タル「ヤリース」氏ノ論セラレタル如ク人情ニ背キ、萬國交際ノ情誼ニ戻リタル所業ナリ。此治外法權ノ行ハル、以上ハ、外國人ハ如何ナル所業ヲナスモ、法律ニ触ル、ノ憂ナク、寺院ヲ破リ、神殿ヲ汚シ、甚ダシキハ、日本帝王ノ生命ヲ窺フモ、ソノ罰ヲ蒙ルノ恐ナシ。又、治外法權ニ依ルニ、外人ニ租稅ヲ課スル事由來ガタケ

レハ、外人ハ日本人ト共ニ、其德沢ヲ享有シナガラ、曾テ一錢ノ租稅ヲ収ムルナシ。其状、恰モ物ヲ買テ、其代ヲ払ハザルガ如シ。外人ノ居宅ハ、罪人ノ爲メニ、恰好ノ隱居ナレバ、其居留地ハ、下等罪人ノ極樂世界ナリ。日本ノ法律ニテハ、嚴禁ノ制アル博奕、富場相場所分散者ノ隱家賣淫所等々悉ク、居留地内ニ來リ、日本官吏ノ目前ニ於テ公然其法ヲ犯スモ、之ヲ罰スルノ權ナシ。「開港場ニ於テ出版スル横字新聞中、往々治外法權ノ蔭ニ在リテ、罵詈譎謗ヲ恣ニスル者アリ。諸新聞中ニテモ、彼ノ「ジャパンモール」ノ如キハ、我英國ノ体面ヲ損セザル記者ナリト雖モ其他ノ諸新聞ハ、徒ニ罵詈譎謗ヲ以テ、其本務トナスガ如キ、至極下等ノ者ナリ。中ニモ或ル一二ノ新聞ハ、故ラニ彼我ノ間ニ不和ノ種ヲ蒔、其交際種ヲシテ益疎隔ナラシムルヲ以テ、其職トスルガ如キ者アリ。如此新聞ノ世ニ此類ノ弊害アルニ、独リ支那・日本ノミナラス、近クハ、埃及ニ於テモ、新聞アリシガ爲メ、大ニ事体ノ困難ヲ生ゼシニアラズヤ。

前陳ノ次第ナルガ故ニ、日本國ガ何卒、此治外法權ヲ全廢シテ、以テ其弊害ヲ除去セン事ヲ望ムヤ、爰二年アリ。其改革ノ第一着歩トシテ、日本政府ノ要求スル所ハ、先ツ

其裁判權ノ一部ヲ日本人ニ渡スベシ。若干年ノ間、コレヲ
実地ニ試ミ、果シテ差支ナクンバ、ソノ時ニ至リ、其ノ裁
判權ノ全部ヲ日本政府ニ渡スベシト。此請求ノ實地ニ行ハ
ル、ニ至ラハ、固ヨリ、日本國ニ在留スル外人ハ悉ク、其
國ノ法律ヲ遵奉セザルヘカラス。外國政府ガ此請求ヲ容ル
ル以上ニハ、特別ノ地方裁判庁ヲ設ケテ、日本ノ法律ヲ適
用シ、年限ヲ定メテ、若干ノ外國人ヲ雇ヒ入レ、日本官吏
タルノ格式ヲ以テ、コレヲ其庁ノ裁判官トナシ、外人ニ関
スル公事訴訟ハ、此裁判官ヲシテ、日本ノ法律ニ從テ、コ
レヲ判決セシム。外國人ニ關スル刑事ノ重キ者ハ、尚、コ
レヲ今日ノ如ク、領事裁判ニ任シテ、特別裁判庁ノコレニ
關セサル者トス。此仕組ニ依レバ、日本ハ其君主國タルノ
体面ヲ損ゼス、外人モ亦、其權利ヲ失ハズ、恰モ一挙両全
ノ策ナリ。(トレバルス、トウイス、氏ノ如キ、已ニ三年
前ニ日本國ニ行ハル、領事裁判ノ弊害ヲ救フニハ、特別地
方裁判庁ヲ設クルニ若クモノナシト云ハレタリ。又、同書
中ニ、日本ノ新刑法治罪法ヲ稱賛シテ、敢テ近世文明國ノ
法律ニ愧ツル所ナシトアリ。其民法商律モ、今正サニ編纂
中ニテ、其脱稿ノ日ニ至ラハ、欧米ノ法律ト敢テ優劣ナカ
ルベシ。故ニ特別裁判ヲ設ケテ、漸次ニ領事裁判ヲ廢スル

モ、決シテ其實際ニ於テ差支ナカルベシ。日本新刑法ノ完
全ナルハ、已ニ「ドクトル、ハンメル」「ドクトル、フォ
ン、スタイン」杯、諸法律家ノ確認スル所ナリ。條約國ニシ
テ、果シテ前陳ノ諸件ヲ許容スルノ日ニ至ラバ、日本政府ハ
直チニ内地ヲ開キ、外人ノ居留旅行商賣等ニ關スル一切ノ
制限ヲ廢スベシト云フ。其時ニナリ、初メテ、廿六年前ニ西
洋ノ軍艦使節ガ日本國ヲ開キシノ實功ヲ視シニ至ルベシ。
日本國ノ富源益深ク、青天白日、文明ノ獨立國タルヘシ。前
段ハ其治外法權ノ廢セサルヘカラサル理由ト、コレヲ廢ス
ルノ手段トヲ陳タル者ナリ。然ルニ、コレニ反對スル者ハ
居留外人ノ過半ト開港場ニアル横字新聞トノ二者ナリ。就
中、横字新聞ハ、現時ノ状態ヲ其促ニ存セン事ヲ願フ者ナ
レハ、其熱心ノ餘リ、云ヘカラサルノ言論ヲ吐キ、故ラニ
事實ヲ隱蔽顛倒シ、勉メテ外人ヲシテ日本政府ノ所置ヲ疑
ヒ、日本人ヲ惡マシム。是等ノ新聞ノ論說モ、日本ニノミ
止マル事ナレハ、左程喋々スルニモ及バサレドモ、富英國
ノ諸新聞ガ、此說ヲ讀ミ、此論ヲ視テ、以テ眞實ノ者トナ
シ、大ニ事實ヲ誤マル事アリ。例ヘハ、日本政府ノ請求ス
ル所ハ、一朝直チニ外人ノ治外法權ヲ全廢セントスルニア
リ。若シ、此請求ヲ容易ニ許容セハ、支那政府モ亦、忽チ

コレヲ請求スヘシ。其時ニ至リ、支那政府ノ請求ヲ拒ムノ理ナカルヘシト論スル者アリ。サレドモ、日本政府ノ請求ハ、論者ノ云フ所ト、全ク其趣ヲ異ニスルハ、前段ヲ視テ已ニ読者ノ知了スル所ナリ、且、支那ノ政治家ハ、目下又後來トテモ、現行ノ仕組ヲ更革セントスルノ願望アルニアラズ。其願意ハ、寧シロ現行ノ事体ヲ其マ、ニ永續セントスルニアリト云モ、敢テ大過ナカルヘシ。支那日本ノ兩國ヲ法律上同位同等ノ地位ニ置カントスルハ、事實ニ於テ、可ナラザル所アリ。支那帝國ハ、黒種族^(異力)ノ合体シタル一大塊ナレバ、其ノ文明ノ進ムヤ、極メテ鈍シ、日本帝國ハ同

類ノ合併シタル者ニシテ、其運動極メテ活撥ナリ。日本在留ノ外人ガ、治外法權ヲ以テ廢スベカラズトスルハ、甚タ謂レナキ次第ナリ。コノ反對論ハ、多ク外人中、無智ノ仲間ニ行ハレ、日本國ノ實情ト其人民ノ氣風トヲ詳悉セザル者ノ言ナリ。此等外人ハ、僅カニ開港場近傍ノ事ヲヲ觀テ、以テ日外全國ノ事情ニ及ボシ、居留地ノ内外ニ輻湊スル下等ノ日本人ヲ視テ、以テ全ク人民ノ氣風ヲ推量スル等其所見甚タ狭キ者ナリ。此輩ガ、日本内部善良ノ事情ニ暗キハ、尚、日本ノ人ガ、我國ニ(ドクリフ)等ノ辺鄙ニ居リテ、我國情ヲ悉ス能ハサルカ如シ。コノ輩ノ明言スル所

ハ、日本ノ法律、日本ノ裁判ハ、未タ、コレヲ信任スルノ度ニ至ラズト云フ者ナレトモ、コレハ、唯、其國柄ニシテ其實ハ、今日既ニ内外ノ競争アリ。他日、治外法權ヲ廢シテ、内地ノ雜居ヲ許スニ至ラハ、外國ノ資本ト勞力トハ、忽チ此ニ侵入シテ、其競争ハ益烈シク、恰モ專賣ノ權ヲ奪ハル、者ナレハ、畢生ノ力ヲ尽シテ、現行條約ノ改正ニ抵抗スル者ナリ。我英國全体ノ利害木綿鉄等、諸種ノ商權ヲ擴張スルカ如キハ、固ヨリ、此輩ノ省ミザル所ナリ。況ンヤ、日本三千七百万人ノ利害ニ於テヲヤ。云々。

○タイムスノ社説

或ル通信者ヨリ一篇ノ論文ヲ寄セラレタリ(其文ハ載セテ今日ノ紙上ニアリ)。其論旨タルヤ、大ニ和英ノ交際上ニ関スル所ニシテ、遠カラス世人ノ注目スル所トナラン。抑モ、日本國ノ地位タルヤ、今日ニ至テハ、之ヲ全ク文明外ノ國柄ト云ベカラズ。通信者ノ論スルガ如ク、我英人ガコレニ對スルノ所置、或ハ日本ノ實際ニ適セサル所アルハ勿論、却テ、西洋諸國ト日本トノ交際ヲシテ、益澁滯ナラシムルノ媒介タルヲ免カレズ。現ニ今、其交際上ニハ、種々ノ故障、又差支アリト雖モ、猶、其商賣ハ日ニ益盛ナリ。吾英人ノ日本國ニ渡リ、其實際ヲ目撃セシ者少ナカラ

ス。親シク、其人民ニ接シ、自カラ其土地ヲ實見セシ者、
尽ク、コレヲ稱賛セザルハナシ。其人民ハ、我學術工藝ヲ
喜ビ、已ニ政風ニ化スル事浅カラズシテ、其コレニ化スル
ヤ、外面疑似ノ風化ニアラズ。徒ラニ、鉄船又ハ連發銃ヲ
好ムガ如キ、野蠻的ノ風化ニアラズ、眞實文明ノ美果ヲ取
テ、之ヲ國內ニ誘導セントスルノ風化ナリ。

國內ノ騷擾稍ク平定シテ、國運ノ進歩益急ナルニ從ヒテ
其以前、頗ニ西洋風ヲ嫌惡セシ其際ニ作リタルノ外交略
ニ對シテ、今日、其不平ヲ抱ク事、日ニ益甚シ。初メ、我
商人ガ日本國ニ渡リタルヤ、其ノ裁判權ニ服セス、全ク自
主ノ權理アルヘシト定メタリ。抑モ、治外法權ノ制タルヤ
最初、土耳其國、並ニ回々教諸國ニ行ハレタル者ニテ、其
後、支那ニ至リ、夫ヨリ日本ニ輸入シタル者ナリ。最モ、
歐洲諸大國並ニ亞米利加合衆國ガ其臣民ヲ日本裁判ノ下ニ
置ザリシハ、復タ謂レナキノ事ニアラザリ。我英人ヲ以
テ、拷問裁判ヲ行ハル、法律ノ下ニ置クハ、固ヨリ、好マ
シキ事アラズ。コレ、ソノ當初、治外法權ノ因ヲ起リシ所
以ナリ。今日ニ至リ、尚、其旧習ヲ襲キ、ソノ國ニアル外
人ハ、一モ日本法律ノ下ニアル者ナシ。ソノ裁判權ハ、悉
ク、外國領事ノ手中ニアリテ、其領事ハ、恰モ我地方裁判

官ノ如ク、各港ニ割拠シテ、各其權ヲ握リ、其上等裁判所
ハ、遠ク支那ノ上海ニアリ。其法律ニ依レハ、日本並ニ支
那皇帝ニ對シ奉リテ、自カラ戰端ヲ開クカ、或ハ他人ノ謀
叛ヲ勢援スル者アラバコレヲ罰シ、又ソノ條約ノ明文ヲ犯
ス者アレハ、罰金ノ法アリ、海賊ヲ働ク者アレハ、コレヲ
嚴刑ニ処スト雖モ、尚、治外法權ノ大体ハ、確トシテ動カ
ス。コレ、今日、西洋ノ文明ニ駭々タル日本政府ガ、國體
ノ瑕瑾トシ、威ヲ損スルモノトシテ、大ニ不滿ヲ抱ク所ナ
リ。

利己主義光如來

によせがもん 如是我聞、むかし 古昔天竺に釈迦出生し、数十年乃說法に一切
衆生を濟はんと、眞實虛妄取雜へ、上中下根の徒弟等へ教
へ諭せし言の葉が、我が日域にまで流傳して、数千の星霜
を経たりしは、吾人も百も承知乃ことだが、近比、不思議
のことありけり。夫れをいかにと尋ねれば、人々名譽乃地
獄に墮落し、流転難苦を嘗た上、寒き雪山踏み渡り、春過
ぎ、夏の初めかた、四月八日の暖を得て、俄然生れしお釈
迦どん、善男善女兎も角も、餓鬼の社会を濟度すと、長袖
円頭でなく、洋服着けて（怪化乃故か）、大喝一声、法を
説ひて曰く、抑も南無利己主義光如來と申奉るは、天上界

より内意を承け、名譽地獄の中央へ建立したる怪々宗へ安置し奉る本尊に坐せば、其利益廣大無邊、其一二を説き示さん。犀乃川原の裏店社会よ、能聞けよ、茲乃本尊江焯依し、一心一向に念し奉らば、上根の者は、其身其儘天上界へ生を得、又中根の者は犀の川原へ新田開きの奉行檢者は望乃通り、下根の者へは、六道錢の貯蓄乃内より劔の山を開拓するとき、高賃金にて、夫卒に雇ひ得さしむるぞ。必ずく疑ふことなく、信心焯依こそ、要專なれ。南無利己主義光如来……………と東へ奔り、西へ走り、無暗に餓鬼を説き進むるとは、偕々、奇怪千万の事哉と、手を拱すれば、加治木鴉が阿房く。

外信

○仏國議院の討論 仏國首相兼外務卿ジュール・フェリー氏は、清國と戦を開くに付、其の費用の支出を議院に要求するに方り、言を爲て曰く、我政府は印度支那と境界を接するの地に、一大殖民帝國の基礎を置かんことを目的とする者にして、共和党は勿論、彼の愛國熱心の右党等、皆此の政策を賛成したりと。続てフェリー氏は、天津條約并に諒山事件に関する諸種の報告書を朗読したり。此の報告書

の朗読余りに長々しければ、列席の議員中、多くその席を去る者あり。中には、来る十月までは、決して巴里に帰らざるの見込にや。職場を去るに先だち、互に握手の禮を爲して、別を告ぐる者も鮮からず。既にして、フェリー氏は、三週日以前に配布なられたる黄冊の大部を朗読したる後、更に、本論に移りたり。其議論の大意に曰く、清國は既に我國に對し、信義を破り、條約を犯したるの實あり。蓋し、此條約違背のことに就ては、清國我國に向て、償金を払はざる可らず。さきに、清國政府は北京官報に於て、東京疆内の諸堡塞を撤去すべきの上諭と掲げて、一部の満足を仏國に與へたり。右に付、我政府は清廷に向て、要めたる償金二千五百萬磅を減じて、八百萬磅と爲したり。今日、我々が此の場に於て、議決すべきは、償金の額にあらざして、天津條約の締結せられたる時、その條約の實行なるや否やを視察せんが爲め、我政府が最初に計画したるよりは、多数の軍兵を東京に駐屯せしめざる可らざるに至りたるを以て、清國は此の駐屯兵の費用を我に払はざる可らざるや否や、並に清廷は自國の兵士が背信の行事に因り、諒山に於て屠戮したる仏國の寡婦及び子女に向て、賠償金を払はざる可らざるや否やを實務に経験ある人々の感情に

訴へて、以て之を決すべきなり。蓋し、彼の諒山の變たる清國將士は引き上げの時日に就ての談判をなすと称して、時日を遷延し、その間、我が兵の少数なることを採り得て僅に我が八百の勇氣なる一隊を襲撃するに、彼れの四千の兵を以てしたるも、我猶五日の久しきを支へ得たり。清國に向ひては、仏國は決して蔑如すべからずと云ふ事を知らしめざる可からず。故に、我その台湾なる基隆の砲台を砲撃して、之を破壊せしめ、以て最初の警誠を清廷に與へたり。又、福洲の船政局は、清國軍資の集合する所にして、最も清廷の貴重する所なりと雖も、是亦、我砲艦を以て、その運命を制し、一にクールレー提督の指麾する艦隊の恵み如何に依りて、安危を定むるものなり。我政府は固より極端に走りて、彼と争ふの意無し。故に、尤も忍耐に忍耐を加ふると雖も亦、清國官吏をして仏國一たび意を決せば容易に動かざるべきものに非ずと云ふことを知らしめざる可からず。故に、余は本院に向ひて、熱心の決定を表し、北京の朝廷をして、仏國既に志を決したりとの旨を知しめ且つ、我が至當要求に従はしめざるべからず。余が信ずる所に拠れば、本院決して此決議に就て過ちをなさざるべしと信ず。本院は我政府が過去の挙動を可認し、且つ、政府

が望む所の軍費を可決せられざるべからずと陳べたり。此の宰相の言畢るや否や、議員フレデリックバシー氏は、議長を呼び起て陳べて曰く、本員は常に其所謂、殖民政略と称する者は（殖民政略とは、外國に領地を有し、殖民地を設くるに就て、屢外國に關係を生ずる外交政略を云ふ）、最も便利なる事を主張する者なるが、今回の東京事件の起ると聞く初より、定めて非常の艱難危殆と及び外國との紛議を惹起すならんと前見せり。抑も、仏人の熱血を蛮野の地に瀝き、一國民の資産を無用の事に消費する事を惜むは我仏國人民たる者の本分に非ずや。我國乃運命を視るに、既に多くの危難に迫れば、今日に方りて、その軍勢を外國に散布せんよりは、寧ろ之を内地に保たざる可らざるに非ずや（大喝采）。若し、我軍兵が東邦の紛議に力を用ふる乃實際に當りて、萬一、内國に難事乃起るあらは、我内閣議長も定めて甘んじて、その責に任ずるの難を見出さるべき疑を容れずと、陳べたり。

フハルシー氏之に就て陳べて曰く、余が考る所に拠れば此軍費は、一も認可すべきの理由なし。何となれば、我政府は、未だ我國の光榮を回復するの挙動を爲さざるが故なりとて、其理由を述べ、先例を挙げて論じたる末、仏國が

東京に送りたる砲艦の事に就き論じて曰く、我政府は、巨砲を載する所の小船を送らずして、巨艦に小砲を装ふて送りしは、實に不可思議なりと述ぶるとき、満場声を放つて失笑せり。斯時、海軍卿ペーロン提督は、憤懣に堪ずやありけん、声を励まして曰く、抑も、我砲艦の構造の命をうけたるものは、左云はるゝフハルシー氏の商会にはあらずや。然るに、之を用意するに、三年の時日を費したり。その延引の罪は、右の演説者に在ることを責めければ、フハルシー氏は、之に對へて、我商会の用意を懈りしは、決して我罪にあらず。全く、砲艦の製造に就ては、政府の監督干渉、その煩に過ぎ、爲に我々をして、其工事を延引せしめたるなりと答へたり。

左党の議員ゴブレー氏は之に次で曰く、本員は天津條約の實行を兵力に訴ふる事に就ては、必用と認むる軍費支出を賛成すべし。然れども余は政府に信用を措くの投票に左袒する能はず、既に客年十二月に於て、政府に信用を措くの議決をなして然るのち、東京三角地を占領せしめしなりと。然りと雖も、其決議の爲に、仏國を導きて、今日あらしむるに至れり。

次に、王党に此人ありと知られたるブードリダツソン氏

は曰く、本員及び我党派の見る處にては、此事件は我國威國榮を輝かさんが爲にするにあらずして、却て他日、我内閣の安危に係る事情に於てするか如き事たるに就ては、決して此軍費を可決する能はざるなり。且つ、本員は「ヒーストオフゼアツサンブション」祭日にまで、會議を遷延する事、甚だその宜きを得ざる旨を述ぶるとき、満場喧噪したりしかば、議長は静謐を命じたり。それより、本案の可否決を議院に問ひしに、之を可とするもの三百二十、これを否とする者百五十三にて、遂に可決せられたり。

○上海電報 去八日上海發にて東京の或る憑すへき方達したる電報、左乃如くなりしと。

仏國の廟算は、台湾を占領して、償金の抵當と爲し、彼れ清國の恢復を計るに非されば、敢て兵を働かさざるにあり。

○ビズマーク公の胆略 公は歐洲大陸の拔群乃豪偉なるは吾人の既に知る所なるが、今又、其胆略の大なるに驚く可き話あり。或る西人の説に、ビズマーク氏が其仇敵たる仏國をして、東洋に其遠略を縦まゝにせしめ、己れ曾て之に關係せざるものゝ如きは、抑も故あることなり。其故を云ふは、先づ、公は英國が久しく独り、威權を東洋に振ふこ

とを悪み、如何にもして、英人の鼻を挫き呉れんと、只管
思案を凝らす、折節、圖らずも此度仏國が事端を支那に生
したるを見て、是ぞ、得難き機会なり。イデ思入、仏國を
煽り立て、充分に其力を用ひさせしめんことぞ、得策なれ。
若し、仏國にして志を東洋に得ば、英國の威力を殺くは勿
論、又假令、志を得ずとも、之が爲めに、英仏兩國の憤怨
を増して、互に相争ふに至るは、必然なり。諺に云はずや
鵲蚌の争は漁父の利、両虎の鬪ふ其勢俱に生きず、結局、
殺して之を獲るの獵夫は、乃ち翁に非ずして、誰ぞとて、
偕ては、陰に仏國を煽動して、支那乃遠征を賛成するの策
に出でたるなり。然れども、その目的は、独り之に止まら
ず、その見込みには、独佛二國の間には、時の遅速こそあ
れ、早晚戦争あるを免れず、左すれば、仏國が戦争に於て
東洋に多くの土地を略取する時は、他日我国が再び仏國と
の戦争に勝利を得て、同國より更に巨額の償金を要求する
に當り、皆取りて之を我乃と爲すの便あれば、今日、仏國
が力を遠征に尽すは、恰も我國の爲めに、後日乃新殖民地
を經營するに同じ。云々と。

十月五日午前七時上海発

水師提督(クルヘー)氏ハ、去ル三十日鷄籠ニ到着シ、

鶴嶺雜誌

翌一日(シント、クレメント)山ニ向ヒテ、攻撃ヲ始め、
其西部ノ二寨ヲ拔キ、之ヲ占有セリ。尤モ上陸ノ時ヲ除ク
ノ外ハ、甚シキ抵抗ハナカリキ。本月四日ハ東部ノ二寨ニ
向ヒテ、攻撃ヲナス筈ナリキ。此役ニ仏兵ノ死セシモノ四
名、負傷者拾余名ナリ。而シテ、清兵ノ死傷ハ数百名ナリ
ト云フ。

○台湾戦報 吾人は、昨日左乃台湾戦報を得たり。尤も此
報は清國よりして、去る六日東京永田町乃仏國公使館に達
したるものなりといふ。

仏軍ハ、台湾ヲ占領シタル後、清政府ハ、向后、更ニ償金
ヲ請求シ、清國ノ之ヲ肯セザレバ、直ニ開戦ヲ公布スヘシ
仏國ニテハ、四萬ノ軍隊、出征ノ準備全ク整ヒタリ。清政
府、若シ、償金ノ要求ニ応セザレバ、愈々、清海へ向テ発
スルナラン。

仏國副水師提督レスペー氏淡水ヲ攻陥シ、アルセリア兵ヲ
同港ニ上陸セシメタリ。

○近報、去る六日午後八時二拾分、上海発にて或る方へ左
の電報が達せし由。

福建軍務總督宗棠ハ、部下ノ陸兵ヲ分チテ、台湾防守ニ出
向セシメタリ。

カザル間ニ、除草スルカ、或ハ竹竿ヲ以テ徐ニ露ヲ掃ヘシ又、稲ノ生長ノ如何ニ拘ハラズ、数々畔ヲ草刈リ除クヲ良トス。

第三、灌水ノ加減ヲ怠ル勿レ。其注意二項アリ。其一、氣候冷ナルトキ、水ヲ減ジ、暖ナルトキハ、水加ヘ、殊ニ其將ニ穂ヲ抽ントスルノ前ニ方リテハ、日夜最モ意ヲ此ニ注クヘシ。

其二、田ノ水口ハ、毎歲其所ヲ換フヘシ。

第四、種子ノ交換ヲ怠ル事勿レ。其注意三項アリ。

其一、乾田ヨリ収メタル種子ハ、水田ニ栽エ、水田ヨリ(種カ)護タル種子ハ、乾田ニ植ユベシ。

其二、其田ヨリ採リタル種子ヲ再ビ其田ニ播クヘカラズ。又同毛ノモノハ、縦ヒ其類(赤色白色黑色等)同ジカラザルモ、連子テ種ウヘカラズ。

其三、種子ハ三四年毎ニ、必ズ居村ヨリ西北ニ当ル遠地ノモノヲ採リ用ユヘシ。但、其用フヘキ田ヨリ少シク瘠地ノモノヲ良トス。

第五、一種子ノ精撰ヲ怠ル事勿レ。其注意六項アリ。

其一、種子トナスヘキ稲穂ハ、未ダ充分ニ熟セザル前ニ刈リ取りテ、稲架ニ掛ケ、軽ク乾カシテ扱キ置キ、又刈取

リ前ニ於テ、抜ギ取りタル優穂及ビ雌穂ノ如キモ、仍ホ扱キテ後、筵ニ排ケ、蔭乾(秋日蔭乾ハ炎威熾ナルヲ以テセサレバ割裂シ易シ)スヘシ。

其二、種子トナスヘキ稲穂ハ、扱キニ手ニテ揉ムヘシ。若シ、多量ニシテ揉ミ難キトキハ、白桐材ノ槌ヲ以テ、徐ニ打ツヲ良トス。又、其中ニ赤米ノ混ズルヲ見ハ、水ニ浸シテ撰ミ除クヘシ。

其三、種子トナスヘキ籾ハ最モ能ク精撰シ、或ハ遠地ヨリ購求シタルモノニテモ、其季ニ於テ必ス水撰法(予カ行フ所ノ稲穂水撰法ハ載セテ本会報告第五号ニ詳ナリ宜シク考フベシ)行フヘシ。

其四、種子ヲ水撰シタルトキハ、必ス蔭乾シテ然ル後、空氣ノ流通宜シキ処ニ貯フベシ。

其五、小寒ニ入りタルトキハ、前ノ種子ヲ取り出シ、好天氣ノ時トシテ、二三晝夜間、寒水ニ浸シ、午前八時比ヨリ、午後三時比マテノ間、再三攪拌シテ、陽乾(冬日ハ秋日ノ如ク炎威熾ナラザルヲ以テ直射スルモ害ナシ)シ、復旧所ニ貯ヘ置クヘシ。又、種子籾ヲ二三年以上モ貯ヘ存セントスルニハ、能ク乾キタル細砂ニ交セ、匣或ハ桶等ニ入レ置ヲ最モ良トス。

其六、種子ニ浸スヘキ池沼ハ、水ノ常ニ新陳交代スル所ヲ良シトス。又、日数ハ其地ノ風土ニ因リテ差アレトモ、凡ソ、春季彼岸ヨリ土用マテノ間、二十日乃至二十五日間ヲ良トシテ、発芽長キニ過キザル様注意シ、一步ニ四五合乃至六七合ヲ播クヘシ。

雑報

○三州社大会同社に於ては、去る五日社則に因り次期大会を開かれたり。庁下及び各郷委員七十余名傍聴人は満場立錐乃地なし。午前第十時頃より議事を始め、種々討議乃ありし中に、同義塾内に運動場を設立し、文学の余暇を以テ、撃劍柔術等を励み、益々筋骨を強壯ならしめんと乃議又授産委員数名を置き、同盟者各自の殖産を奨励し、益々自治乃元気を提起せしめんと乃議、其他数件を議定したる後、役員及び常議員の改撰あり。右終りて、散会せられしは、午后第六時過なりし。尤も、授産乃ことは、同社創めよりの目的にて、是迄種々計画もありたれども、今度は特に専任委員を置き、一層自活の基礎を固ふせらるゝ筈なりと云ふ。尚、聞く所に拠れば、同日未だ会議の始まらざる前、警官三名（警部一名巡査式名）来社せられ、社長と数

一件の問答ありて、直くに立去られしと。又、本年春期大会以後、新に加盟せし者三千五百九十八人、脱社せしも乃式百十名、今秋期大会の節、日向地方より加盟せし者五千五百十三名なりし由、右、改撰の役員人名は、左乃如くなりしと云ふ。

監長 河野主一郎 監事 樺山資美 社事兼会計長 伊東祐高 会計 高橋種甫 全上 有馬要介 記事 児玉軍治 全上 鎌田龍次郎

○追弔宴会 翌六日は、南洲翁以下、丁丑戦亡者の秋季大祭相当に付、浄光明寺跡なる霊前に於て、午前第九時過より、祭典を執行せらる。参拝の人は例乃如く、遠近より老弱男女貴賤乃別ちなく群集し、錐を立るの地なし。右に付三洲社の人々にて、庁下は勿論、各郷乃同社員は、無慮五六百名、午后第一時頃より州崎なる酔月亭に於て、追弔宴会を開かれたり。坐上は薩摩慣ひの無礼講、皆久々の出会ひとて、互に献酬するにも、丁丑の往時を談話して、興を添へ、或はナンコに雌雄を争ふあり、或は坐角力に勝敗を決するあり、龍飲虎食、各愉快を極めて、杯盤狼籍、解散乃時は、各自も知らざりし程なりきと云ひり。

○鹿兒島新聞記者に答ふ。 同記者は、該紙第六百六十号

(九月四日發兌)雜報欄内に於て、「鶴嶺雜誌記者に問ふ」と題し、左乃如く掲載せり。吾人は曩に鶴嶺雜誌發兌の挙あると聞き、本紙第五百八十八号より同第五百九十二号乃社説欄内に於て、聊か三州社に向後の計畫を質し、鶴嶺雜誌記者に依て、之れが明答を得んことを望み置きたれば、該雜誌發兌の日は、定めて明了なる答弁を得んと、号外の發兌を待つて、之を見るに、一言の茲に及ぶなきか、該記者は恰も恬として知らざるが如く、却て些々たる解釈を吾人に望まれたり。同社は既に天下有道の士に容らる如く、然りとせば、同社か向後に計畫する所の一二を先づ初めに知らしたるは、抑も、該雜誌發兌の今日に在ては、尤も要用のことならんと信ず。好し、鶴嶺雜誌は、三州社の發兌するに非ずとするも、同社員乃相集て、之を發兌する以上は、尤も同社に切なりと云はざるべからず。其向後の計畫を天下の士に示すは、尤も三州社員の望む処にして、兼て又、男兒の屑とする処ならん。請ふ詳かに吾人の質議に明答されんことを待つ。尤も、吾人か該記者に依て此明答を望むは、從來乃經驗に依れば、兎角、同社のことは、世上に知れ難くして、僅かに之を知り得るか如き感あれば、今此雜誌發兌の挙あるこそ、幸ひ、同社内の事は、細大とも

遠慮なく披露して、鎖閉主義を洗はんことを望むに依るなり」と。成程本社は初め、三州社員中の有志者が發企人となり、創設したるものには相違なきも、其株金の如きは、該社員内外を論ぜず、普く有志輩より募集したるものにして、固より三州社には毫も關係を有せざるものなり。既に無關係なる本社なれば、三州社の主義を廣布するの義務なきや、甚だ明瞭たり。此事實たる彼れ記者に於ても、疾く承知乃こと、元通り吾人は彼れ記者が餘計なる質議に對し餘計なる答辨を費すの勞を必要と認めざりしが故に、黙々に附去れり。彼れ記者さんよお分り申ましたか、若し仍ほ強いて三州社向後の計畫を聞かんと欲せば、宜しく山下町百四十九番戸三州社に行ひてお尋あれ。本社は鶴嶺社なり。鶴嶺社に向つて三州社の主義を叩くは門違なり。依て向後、三州社の主義上に付き、本社に質す処あるも断然答辨は致し申さす候。

○鹿兒島新聞記者に忠告 同記者は該紙第六百九十号(本月十日發行)の紙上に於て、我雜誌發刊上に付て乃噂と題し、本社か社務乃都合に依り雜誌發刊の定日を變更せしを見て、事を風評に假り、無根乃事實を漫記流布せり。抑々記者たる者は、勉めて眞實確説を報道し、以て世乃無根の

風評等に迷惑する者を説破氷解せしむるこそ、記者の記者たる責任にあらずや。夫れ等乃事は、百も二百も誤否五合点乃筈なるに、猥りに無根乃説を漫記して、楊々天狗然たるは最と可笑しくも、又憫然の次第に存するなり。記者よ記者、本社は記者との角力位に發刊の日延杯は、仮令、首が切れてもせざるなり。天狗主義乃自惚説は、同業者の顔汚しなり。爾來、省慮する所あらば幸甚。

○東洋學館 支那上海に設立する東洋學館は、最初九州有志家の發起に出て、假に學校を設けて支那語を教授し、東京にも事務所を置きたりしが、此程、上海にて創立に尽力せし大内義瑛氏か、館務打合せの爲めに帰朝し、更に諸事を協議し、遂に末廣重恭氏を以て館長と爲し、大内氏は再び上海に向て出發し、支那語英語の教師を雇入るゝの手筈を定め、去月二十日に第一回生徒百人を招募し、弥々支那語學乃傍ら、英佛二學を教授し、其科を正則變則となし、学期は予科三年、本科五年、東京事務所は、京橋惣十郎町に設け、長崎は同區袋町九番戸に出張所を置き、大坂乃出張所は未だ決定せざる由なり。

○日光廟 日本第一乃美觀、日光廟を此程露國中將チエルフ氏が見物され、東照宮乃内陣より石の間等、残る隅

なく、縦覽ありて、其美麗と壯嚴とに深く驚歎せられしかや。夫に付き、或る人乃話に、旧館林藩士林氏が所蔵せる記録中に當時東照宮造営の條目を始め、総ての書類を秘藏せり。其記に拠れば、宮殿造営の入費等は、諸大名御手傳へと唱ふる石材人夫等を除き、全く將軍家の金藏より調度せし金高、慶長小判九十八万両餘と記しあるよし、云々通信雜誌に見ゆ。

○薩肥親睦会景況 去る五日より七日まで人吉に於て開会せられし薩肥親睦会の景況を該地乃某氏より通し來を餘り長ければ、其面白き個條のみを摘出て、左に記しぬ。

本月七日人吉城元士族南條村吉氏の宅に開き、會議を最隆んなることにて、各歡を尽して、退散したる由し。扱も探偵乃拙策は、何れ乃会にても、鹿尾を頭はし、一つ二つは何でも試みらるゝが、今回乃親睦会にも、三人の探偵が會員中に紛れ込居たるが、退散乃帰途、一人は溝に倒れ潜み、一ツ二ツは何か頂戴し、一人は酒を口より頂戴せず頭より非常に頂戴し、辛うして其場を避けたり、云々。

廣告

一 佛蘭西法律^{上下}六法 貳冊定価壹圓廿錢

一 刑法略論 壹冊全 四拾五錢

一 全治罪法略論 壹冊全 四拾五錢

一 全商法講義 壹冊

一 全訴訟法講義 壹冊

一 全性法講義 壹冊

一 法律大意講義 壹冊定価拾錢

一 民法契約編講義 壹冊

一 同民法財産編講義 壹冊

一 同刑法詳説 壹冊定価壹圓貳拾錢

一 民法解釈 壹冊全 貳圓

一 全治罪法講義 壹冊

一 社会平權論 壹冊合本貳圓

一 政治考察論 壹冊定価八拾三錢

一 政党論 壹冊全 八拾三錢

一 徵兵令 洋綴り

一 徵兵事務條例注釈 壹冊六拾錢

一 現行罰則全書 洋綴 壹冊五拾錢

一 官報全誌 每月壹冊、二十壹錢 郵便稅共

半ヶ月前金壹圓

右之外、雜書新出版物并ニ筆墨類精々相働キ、廉価ヲ以テ差上ベク候間、陸統御愛顧ノ程、伏シテ奉懇願候。

旭通六日町入口

十月廿日

富山仲吉

○社告

拜啓

各位益御清適奉賀候。然者、本社雜誌之儀、号外發兌以來引續キ定期通り發兌可致之処、少ク都合有之、本社ヲ山下町三百四十八番地ニ移転致、且發行ノ定日ヲ毎月五日廿日ニ變更シ、本日第壹号ヲ發兌致候間、益御愛読之程奉希候也。

○本誌定価 一部金五錢 ○五部前金貳拾貳錢 五厘 ○十部前金四拾三錢 ○二十部前金八拾錢 但鹿兒島市中ノ外ハ、定規ノ郵便稅一部二付、一錢宛申受。

持主兼編輯人 根占 丈助

印刷人 木村己之助

鹿児島県薩摩国鹿児島郡

山下町三百四拾八番戸

発行所 鶴嶺社

鹿児島六日町

本誌売捌所 富山仲吉

三州義塾文学規則

学年及学期

第一条 学年ハ九月十一日ニ始リ七月十日ニ終ル

第二条 学年ヲ分ケテ前後ノ二期トナス前期ハ九月十一日

ヨリ二月十日ニ至ル一百五十三日間トシ後期ハ二月十八

日ヨリ七月十日ニ至ル一百四十三日間トス

学科課程

第三条 本科ノ課程ヲ四ケ年トシ予科ノ課程ヲ大約一ケ年

トス即チ学科課程左ノ如シ

| | | | |
|-----|------------------------|---------------------------------|-----|
| 修身 | 第一年 | 前 | 後 |
| | 第四等 | 期 | 期 |
| 和漢文 | 語彙別記・日本外史・ 書牘文・仮名文 | 神皇正統記・日本外史 ・書牘文・仮名文 | |
| 英語 | 会話・書取・綴字・習 字・第三リードル | 会話・書取・綴字・習 字・第三リードル・ ハイレイ | 萬国史 |
| 修身 | 朱子小学 | 全上 | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|----------|--------------------------|-------------------|----|-----|----|------|----------------------|------------|
| 地理 | 算術 | 英語 | 和漢文 | 修身 | 第三年 | 習字 | 歴史 | 算術 | 地理 |
| 輿地誌略惣論・日本地誌略 | 開立・級数・求積 | 万国史・第三リードル ・小文典・習字・会話 | 本朝文範・日本政記・書牘文・仮名文 | 論説 | 前期 | 楷書 | 日本全史 | 実用算術書・四則雑題 ・分数・小数 | 日本地誌略・小地理書 |
| 日本地誌略・小地理書 | 分数四術 | 三リードル・習字・書取 | 文苑玉露・日本政記・書牘文・仮名文 | 全上 | 後期 | 全上 | 全上 | 諸比例 百分算・開平 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|----|-----|----|----------------|----------------------|-----|------|-----|
| 幾何 | 地理 | 歴史 | 動物 | 習字 | 第三年 | 修身 | 和漢文 | 英語 | 代数 | 幾何 | 地理 |
| 幾何学・平面幾何 | 小地理書 | 日本全史 | 小動物書 | 行書 | 前期 | 孟子 | 史記・文章軌範・仮名文・漢文 | 第四リードル・萬國史 ・文典・作文 | 方程式 | 平面幾何 | 地文学 |
| 幾何学・平面幾何 | 地文学 | 通鑑監要 | 全上 | 草書 | 後期 | 全上 | 全上 | 全上 | 全上 | 全上 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 歴史 | 通鑑監要 | スホントン 万国史 |
| 植物 | 第一植物学 ユーマン氏 | ユーマン氏 第二植物学 |
| 物理 | 小物理書 ブノー氏 | 全上 |
| 第四年 第一等 | 前期 | 後期 |
| 修身 | 大学 | 中庸 |
| 和漢文 | 左伝・八家文・漢文 | 全上 |
| 英語 | ユンオン 第四リードル・歐羅巴 史・作文初歩・作文 フリーマン | 全上 |
| 代数 | ロビンソン 全 順列・錯列・級数 | |
| 幾何 | ロビンソン 立体幾何 | ロビンソン 立体幾何・常用曲線 |
| 歴史 | スホントン 萬国史 | 全上 |
| 生理 | 弗氏生理学 | 全上 |
| 化学 | ロスユー氏 化学初歩 | 全上 |

經濟 小經濟書
フオーセツト氏

第四条 授業時間ハ十月一日ヨリ四月十五日迄ハ午前九時ニ始メ午後三時ニ終リ四月十六日ヨリ九月三十日迄ハ午前八時ニ始メ午後二時ニ終ル

第五条 本科ノ入学ハ毎年一回即チ学年ノ始メニ於テ之レヲ許シ予科ノ入学ハ毎期ノ初ニ於テス

但シ時宜ニ依リ、適時入学ヲ許ス事アルヘシ

第六条 学令外ノ者ト雖モ入学ヲ許ス

第七条 予科ニ入ラン事ヲ請フ者ハ左ノ試験ヲ受ルモノトス
但シ小学中等科ヲ卒業セシ者ハ此限ニアラス

漢学 国史十八史略ノ内講説

算術 四則分数

歴史 日本歴史ノ大意

地理 日本地理ノ大意

作文 書牘文若クハ仮名文

第八条 本科ニ入ラン事ヲ請フ者ハ左ノ試験ヲ受ケ及第スルニアラサレハ入学スルヲ得ス

漢学 日本外史講読

英語 ウイルソン第一第二読本ノ内訳読

算術 四則分数小数諸比例

歴史 日本歴史

地理 地理学ノ大意

作文 書牘文仮名文

習字 楷書行書

第九条 本科第三等第二年生以上ノ級ニ入ラン事ヲ欲スル者ハ其級ニ必要ナル科目ノ試験ニ応スルヲ要ス

第十条 入学ヲ請フ者ハ入学願書(第一号書式)並ニ学業履歴書(第三号書式)ヲ出スヘシ

第十一条 入学試験合格ノ者ハ保証人連書ノ証書(第二号書式)ヲ出スヘシ

但シ保証人ハ二十一年以上ニシテ本県内ニ住シ一家計ヲ立テ身元確實ノ者タルヘシ

試験

第十二条 定期試験ハ每期ノ終リ之ヲ行ナヒ本期中ニ履修セシ諸科目ヲ試験ス

第十三条 学生ノ日常課業及行状ニ評点ヲ附シ毎月之レヲ報告スヘシ

第十四条 学生ノ日課行状及ヒ試験点数ハ各一百ヲ以テ最高点トス

第十五条 学期ノ終リ本期ノ日課点数ヲ通計平均シ試験ノ平均点ニ加ヘテ之ヲ二分シ六十点以上ニ達スル時ハ及

第トス

第十六条 学年ノ終リニ於テ前後二期ノ平均点ヲ合セ之ヲ二分シ六十点以上ニ達スル時ハ昇級セルム

第十七条 事故アリテ定期試験ニ欠席セシ者ハ次学期ノ初ニ於テ特別試験ヲ行フヘシ

但シ其学期中ノ日課平均点数六十以上ニ達セサレハ之ヲ行ハス

卒業証書

第十八条 当年ノ学科ヲ卒リ試験ヲ完フセシ者ニハ証書ヲ附与ス

休業

第十九条 越年休業ハ十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

二週間トシ冬期休業ハ二月十一日ヨリ同十七日ニ至ル

一週間トシ夏期休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

二ヶ月間トス

第二十条 日曜日及次ニ掲クル大祭日ハ休業トシ土曜日ハ

半日休業トス

届ケ出スヘシ

秋季皇靈祭

九月二十三日

但シ寄宿生ハ寄宿舎ノ規則ニ遵フヘシ

神嘗祭

十月十七日

第二十六条 病氣ニ依リ欠課七日以上ニ及フ時ハ医師ノ診

天長祭

十一月三日

断書ヲ添ヘテ保証人ヨリ其旨届ケ出ヘシ

新嘗祭

十一月二十三日

但シ寄宿生ハ第二十五条但シ書ノ如シ

孝明天皇祭

一月三十日

第二十七条 及第シテ入学シ若クハ昇級スト雖初メ二ヶ月

春季皇靈祭

三月二十日

間ノ日課平均点数五十ヲ下ル時ハ降級セシムヘシ

神武天皇祭

四月三日

第二十八条 欠課一学期以上ニ及フ時ハ一時除名スヘシ

受業料

第二十九条 無届ニテ欠課一ヶ月以上ニ及フ時ハ直テ二除

第二十一条 受業料トシテ毎月金五錢ヲ納ムヘシ

名スヘシ

書籍器械

第三十条 上堂時間ニ後ル、者ハ行状点数五箇ヲ減シ学生

第二十二條 学生ノ課業用書ハ都テ自弁スルモノト雖当塾

心得ニ違背スル者ハ十点ヲ減シ学則ニ背キ若クハ学生

所藏ノ書籍ハ貸与スヘシ

ニ有間敷所業アル時ハ事ノ輕重ニ從ヒ十五点乃至一百

但シ書籍室ノ規則ヲ遵守スヘシ

点ヲ減スヘシ

第二十三條 参考書ヲ閲覧セント欲スル者ハ都テ書籍室ノ

第三十一条 行状ニ零點ヲ得タル者ハ其情状ニ依リ除名ス

規則ヲ遵守スヘシ

ヘシ

第二十四條 学生各自所用ノ器械ハ都テ自弁タルヘシ

第三十二条 除名セシ者ハ一時入塾ヲ許サスト雖モ一年後

欠課降級及除名

バ原級ニ復スルヲ得セシム

第二十五條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故アリテ欠課スル時

第三十三条 寄宿セント欲スル者ハ寄宿舎ノ都合ニ依リ入

ハ遅クトモ其翌日迄ニ必ス保証人ヨリ其由ヲ詳記シテ

寄宿

ルヲ許ルス

但シ寄宿舎ノ規則ヲ遵守スヘシ

第一号書式 略

第二号書式 //

第三号書式 //

学生心得

第一条 当塾設立ノ趣旨ヲ体認シ文学規則ヲ遵守スヘシ

第二条 他ノ学校或ハ義塾及ヒ其ノ教員並ニ生徒等ノ優劣

ヲ品評スヘカラス

第三条 受業中ハ勿論運動時間中ト雖教師ノ認可ヲ得スシ

テ他席ニ入ルヲ許サス

第四条 当直生ハ授業時間ヨリ二時前ニ出テ組長ノ指導ニ

従フヘシ

第五条 運動中ト雖危險ノ遊戯ヲ為スヘカラス

第六条 濫リニ争論スヘカラス然リト雖黙シ難キ事件ハ組

長ニ伸述スヘシ

但シ学術上ニ関スル事件ハ教員ニ質問スルモノトス

第七条 酒氣ヲ帶ヒ塾中ニ入ルヲ許サス

但シ寄宿生ニシテ親戚朋友ノ居ニ往キ為メニ本条ノ体

ニ至ルハ此ノ限ニアラスト雖尚ホ講堂ニ入ルヲ許サス

第八条 伍長ヲ撰出スルノ權ハ学生ニ与フルト雖撰定後故

無ク之レヲ改撰スルヲ許サス

第九条 火災及ヒ渾テ非常ノ際ハ速ニ出頭スヘシ

第十条 寄宿生ハ休日ト雖日出ヨリ日没ニ至ルノ外出入ヲ

許サス

但シ事故アル時ハ当直組長ニ告ケテ外出シ而シテ午後

十時迄ニ歸塾スヘシ

第十一条 寄宿生疾病又ハ已ムヲ得サル事故アリテ欠席ス

ル時ハ其ノ事由ヲ幹事ニ陳述スヘシ

第十二条 寄宿生疾病ニ依リ欠課七日以上ニ及フ時ハ幹事

立会ノ上医師ノ診断ヲ受クヘシ

第十三条 寄宿生甲乙両舎ハ勿論同舎中ト雖故無ク他室ト

往来シ或ハ宿泊スルヲ許ルサス

第十四条 寄宿生ノ朋友ハ勿論父母兄弟ト雖寄宿舎ニ入ル

ヲ許サス面会ハ応接所ニ於テスヘシ

但寄宿生病臥ノ際ハ此ノ限ニアラス

第十五条 寄宿舎ニ於テ嗜好ノ割烹ヲ為シ或ハ菓子等ヲ購

求スルヲ許サヌ

但シ他ノ贈遺ハ此ノ限ニアラスト雖尚ホ酒類ハ嚴禁ト

ス

第十六条 寄宿生ハ外泊ヲ許サス

但シ已ムヲ得サル事故有ルニ於テハ組長ヲ經テ事由ヲ
寛治ニ告ケ認可ヲ得ルモノトス

壯年諸士講習書目

- 一、万国地理書 若シクハ米国史ヲ加フル事アルヘシ
 - 一、英仏歴史 一、政体論
 - 一、欧洲文明史 ギゾー ボツクル 兩氏 一、万国公法
 - 一、經濟書
 - 一、代議政治 一、法律物歩
 - 一、論理学 一、立法論
 - 一、英国ノ民法 一、法理論
- 右大概反訳書ヲ用ユ翻譯書之レナキ時ハ講議スル事アル
ベシ
- 但教科書ヲ指スモノナリ
- 一、万国史 一、仏国政典
 - 一、羅馬史 一、英国政典
 - 一、自治論 一、各自由ノ法
 - 一、各自由論 一、万法精理

一、自由原論

一、国法汎論

一、仏国五法

一、日本刑法

一、日本治罪法 其他布告類ヲ加フ民事要領

右大概反訳書ヲ用フ翻譯書之ナキ時ハ講議スルコトアル
ヘシ

但参考書ヲ示スモノナリ

当義塾文学規則別冊之通相定候処当分ノ内試験ヲ為サス入
学ヲ許シ候条有志ノ諸子ハ来ル四月十日迄右規則第壹号書
式ニ準シ入学志願書可被差出事

但本科予科ノ外別紙講習書目ノ如キ諸科ヲ設ケ各自ノ望

ミニ任セ講習ヲ許ス

一 開業ノ儀ハ来ル四月十五日ト相成候事

明治十五年三月廿五日 三州義塾

一、寄宿セントスル諸子ハ自分賄或ハ之レヲ賄人ニ依托ス
ル別ヲ立入学志願書ト俱ニ可差出事

田布施郷

二之宮金之助殿

其外各君御中

明治十七年(町)

町会記録

四三七号 永年保存

1 [地価金額御減シ願]

県下市街ノ儀者、兵火ノ為、一面焦土灰燼トナリ、追々家屋建築スト雖モ、三年ノ今ニ至リ、未タ半ヲ不過仮ノ修繕ヲ為シテ、粘口ノ生計迄ヲ営ム者モ不尠、空地ニシテ荒蕪ノ地アリ、市店商業開ト雖モ、内実ハ所有地ノ券状借金抵当ニナシ、資本ニ備フ者、各家凡八アニ至ル、^(部)旧土族ハ、路ノ儀ハ家屋建築□□十二三余ハ、仮ノ木屋□ナシ、□

□草茂ノ地多ク、市街郡村御改定ヨリ市街ニ属シ、町名ヲ附タ□□ニテ未タ市店ヲ不開、商業不始無録□シテ、或□□或ハ親族方ニ全居シテ、

雨霧饑渴□□ク者アリ、追年哀顔ノ形勢ニ赴キ、憐然ノ極実ニ不忍、然ルニ今般地利御改正ニ付、尺度短縮ニテ畝反ヲ殖ス、地価百分ノ^(部)五リノ租ヲ増ス、今將地価増

町会記録

重スル時ハ、從テ地租増重ス、是ニ重□地方税戸數稅協費學校費授業料等ニ至リ、每家不適ノ重租ヲ負ハシメハ、租稅滯納ニ及フ者、□々生スルニ於テハ、之レヲ補ノ道ナク、督促ヲ受ルト雖モ、期限経過シ、未納ノ者ハ、終ニ苛酷ノ御処分不相成候テハ相済間敷、不得止□時機トハ乍云実以事実ニ不堪□□遵守シ、御諭達ヲ注意シ、不都合無之様、拝受□度、數回共議ニ涉候処、人民ニ於、保護ノ□ニ戻リ、既往ノ苦迫已前ニ察シ、難捨置中間ニ在テ、以テ上下貫徹ニ手ヲ尽スニ術ナク、断然御受難致候間恐縮至極奉存候得共、前件□事□□察特別ヲ□地価□額ノ内□額御貶□被成下度、此段共議之上奉願候也、

明治十三年十二月

鹿児島郡

戸長

惣代

連名

^(朱書)
税第一二九号

書面地価之儀ハ、県下兵乱後ノ事情モ有之付、当初着手之際、隣縣市街地々価ヲ□□較旁深ク酌量之上、調理スト雖トモ、今般申立之趣無余議次第ニ相聞ヘ候ニ付、尚其筋ヘ

六二二

申立候処、採用無之、尤明治十二三兩年分□租額一時上納可致ハ勿論之處、特別ノ詮議ヲ以テ、右兩年増額ノ分ハ本年ヨリ二ヶ年据置□、明治十□年ヨリ起算年賦□^(六九)徴之儀、其□請之上、追テ可相違候条、五ヶ年ヨ□五拾ケ□極度トナシ、別紙振合ニ準シ、割賦年限取調□宅地□名称□シテ、未夕家屋取設ノ□不至□蕪、或ハ荒地等ニ属ス□地所ハ、除税ノ積□取調可申出、其他ハ最前指令之通相心得、受書速ニ可差出事、

明治十四年三月七日

鹿兒島県令 渡辺千秋 印

2

明治十九年八月三日

薩摩国鹿兒島郡^{生産町}易居町道路修繕精算帳

地価金四千七百五拾八円六拾錢九厘

薩摩国鹿兒島郡

^{生産町}

易居町

鹿兒島市街、

字南島社前通

一 道路修繕延長百七拾六間 平均 中九尺 厚式寸

此上置土八坪八合

代金拾円拾貳錢

但 老坪 金壹円拾五錢

人夫貳拾六人四卜

但 敷均搗堅共老坪 三人掛

全

字旧霧島神社前通

一 道路修繕延長百四拾九間 平均 中貳間 厚二寸

此上置土九坪九合

但 老坪 金壹円拾五錢

代金拾壹円三拾八錢五厘

人夫貳拾九人七卜

但 敷均搗堅共老坪 三人掛

全

字名山小学校前通り五拾八間五合

池田通五拾貳間

一 道路修繕延長百拾間五合 平均 中貳間五合 厚壹寸五分

此上置土六坪九合

代金七円九拾三錢五厘

但 老坪 金壹円拾五錢

人夫貳拾人七卜

但敷均搗堅壹坪
三人掛

全

字岩崎通拾九間

朝日橋通三拾四間

霧島神社前通百貳拾八間五合

野上橋北上手海岸通拾貳間

一 道路修繕延長百九拾三間五合

平均中貳間
厚壹寸五分

此上置土九坪七合

代金拾壹円拾五錢五厘

但壹坪
金壹円拾五錢

人夫貳拾九人壹卜

但敷均搗堅壹坪
三人掛

全

字霧島神社前横通

一 道路修繕延長百七間

平均中壹間
厚壹寸五分

此上置土貳坪七合

代金三円拾錢五厘

但壹坪
金壹円拾五錢

人夫八人壹卜

但敷均搗堅共壹坪
三人掛

全

字霧島神社前通壹ヶ所

東名山堀通り貳ヶ所

一 道路悪水抜溝蓋渡修繕延長六間

中貳尺

此平坪貳坪

右入用

中切板石貳拾四枚長二尺

中壹尺五寸
厚五寸

代金壹円貳拾七錢貳厘

但壹枚
金五錢三厘

是八溝蓋渡石三ヶ所分壹間四枚遣ヒ

石工貳人

是八溝蓋渡石延長六間ノ処間二四枚ツ、

壹人拾貳枚遣ヒ

人夫二人

是八石工手伝石工壹人二壹人ツ、

右寄

人夫百拾六人

賃金拾五円八錢

但壹人
賃拾三錢

石工貳人

賃金四拾四錢

但壹人
賃貳拾貳錢

金四拾四円九拾七銭貳厘 諸色代

合金六拾円四拾九銭貳厘

内

金四拾八円五拾七銭

地方費

此訳

金四拾四円九拾七銭二厘

諸色代

金四拾四銭

職工賃

金三円拾五銭八厘

人夫賃

金拾壹円九拾貳銭貳厘

町費人夫賃

右、修繕七月三十日迄ニ成功致出来願精算書面之通、相違

無御座候也、

明治十九年八月三日

鹿児島郡生産町易居町

工事係

石原 卯八^印

池田 政徳^印

前書之通相違無之候、

明治十九年八月三日

戸長 丹下伊左衛門^印

鹿児島郡長 池田休兵衛殿

3 [町村会規則]

甲第二百二号

本年第十拾四号布告区町村会法第二条ニ依リ、町村会規則左ノ通創定ス、該規則第四章第二十九条ニ掲クル通常会期ハ本年ニ限、来ル十月ニ開設スベシ、右会期ニ於テ、町村会及聯合町村会ヲ開設スルヲ得ザルハ、該町村戸長ハ、其理由ヲ詳細記載シ、郡長ヲ経テ具状スヘシ、
右布達候事、

明治十七年九月三日

鹿児島県令 渡辺千秋

町村会規則

第一章 総 則

第一条 一町又ハ一村限リノ町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及経費ノ支出徴収方法ヲ議定スル為ニ、開設スル者ヲ町村会トナス、

第二条 二町村以上ノ町村費ヲ以テ連担支弁スヘキ事件、及経費ノ支出徴収方法ヲ議定スル為ニ、開設スル者ヲ聯合町村会トナス、

甲第百八号更正

第三条 区町村会法第十四条第十五条ニ依リ、特ニ区域ヲ定メテ、開設スル水利土功会及学区会ハ、本則第五条第
六条第十九条第廿条ニ掲クルモノヲ除ク外、総テ本則ニ
準拠シ、其事務ハ、郡長ニ於テ管理シ、其評決ハ、戸長
役場一区域内ニ止マルモノハ、戸長否ラサルモノハ郡長
ニ於テ施行ス、

但議員ノ定数、拾町村以下ハ七人以上十人以下、拾
町村以上ハ一町村毎ニ一人ヲ増シ、之ヲ撰挙セシム、

甲第百十九号改正

第四条 聯合町村会ニシテ聯合町村ノ区域戸長数人ノ所轄
ニ渉ルハ、区町村会法及此規則ニ係ル事務ハ、總テ郡長
ニ於テ管理シ、戸長役場一区域ニ止ルモノハ、戸長ニ於
テ管理スルモノトス、

第五条 町村会ノ議員ハ、一町村五人以上七人以下トス、
第六条 聯合町村会ノ議員ハ、其聯合五町村以下ハ、定員
五人以上拾人以下トシ、六町村以上拾町村以下ハ、定員
十二人以上式拾人以下、拾老町村以上ニ及フトキハ、毎
町村老人ヲ出スヘシ、

但本文議員ハ毎町村同数ヲ出スヘシ、

第七条 町村会議員ハ、俸給旅費日当ヲ給セス、尤聯合会

議員ニシテ議場へ片道三里以上ニ及一日ニ往復シ得サル
モノニ限り、旅費日当ヲ給スル事ヲ得、其給額ハ一里ニ
付金拾銭、滞在日当金三拾銭、老里未滿ノ端数ハ切捨ト
ス、

第八条 会議ノ書記ハ、戸長役場ノ用掛ノ中ヨリ戸長之ヲ
選任ス、

但第三条第四条ノ会議ニ要スル書記ハ、郡書記ヲ用ユ
ルモノトス、

第九条 町村会及聯合町村会ハ、通常会ト臨時会トノ二類
ニ別ツ、其定期ニ於テ開ク者ヲ通常会トナシ、臨時ニ開
ク者ヲ臨時会トナス、

但臨時会ハ、其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ
事件ヲ議スル事ヲ得ス、

第十条 町村会及聯合町村会ハ、通常會議ノ初ニ於テ、町
村費ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、郡長若ク
ハ戸長ニ、其説明ヲ求ムル事ヲ得、

第十一条 町村会及聯合町村會議事ノ細則ハ、郡長及戸長
之ヲ定メ、当庁ノ認可ヲ得テ施行スヘシ、

第十二条 町村会及合町村会ハ、議員ノ内事故ヲ告スシ

テ参会セサル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得、

第二章 選 挙

第十三条 議員ヲ選舉セントスルトキハ、戸長ハ予メ選舉

ノ投票ヲナスベキ日ヲ定メ、少ナクトモ十日前ニ之ヲ其

町村内ニ公告スヘシ、

第十四条 選舉ノ投票ハ、予定ノ日、戸長役場ニ於テ之ヲ

為シ、戸長ハ選舉会中ノ取締ヲ為スベシ、但便宜ニ依リ

役場外ニ於テ撰挙会ヲ開ク事ヲ得、

第十五条 投票ハ、戸長ヨリ付与シタル用紙ニ、自己及披

選人ノ住所氏名ヲ記シ、予定ノ日之ヲ戸長ニ出ス可シ、

但投票ハ、代人ニ托シ差出スモ坊^別ケナシト雖トモ、其

開票前之ヲ出サ、ル者ハ、自ラ当回ノ撰挙権ヲ抛棄セ

シ者トス、

第十六条 戸長ハ、撰挙人ノ面前ニ於テ其投票ヲ開披シ、

多数ノ者ヲ以テ当撰人トシ、同數ノ者ハ年長ヲ取り、同

年ノ者ハ抽籤ヲ以テ、之レヲ定ム、

第十七条 投票ノ開披ヲ終レハ、戸長ハ撰挙及披撰挙人名

簿ニ就キ、其当否ヲ查ス、若シ区町村会法第九条ニ照シ

不適当ノ者アルカ、又ハ当撰人自ラ其撰ヲ辞スルトキハ

順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取ル、

第十八条 当撰人ノ当否ヲ査定スルノ後、戸長ハ当撰人ニ

当撰状ヲ渡シ、請書ヲ出サシメ之レヲ其町村内ニ公告ス

ヘシ、

第十九条 聯合町村会ノ議員ハ、其町村会議員ヨリ互選シ

其氏名ヲ戸長ニ届出ツベシ、戸長ハ之レヲ郡長ヘ届出、

郡長ハ之ニ当選状ヲ附与シ、且ツ之ヲ聯合町村内ニ公告

スヘシ、

但本文互選ノ方法ハ便宜ニ任ス、

第廿条 一戸長役場所轄内全町村ノ聯合町村会議員モ前条

ノ例ニ依ル勿論ナリト雖トモ、若シ区町村会法第十二条

ニ抛リ、全町村又タハ一町村ニ議員設置ナキ時ハ、更ニ

本章第十三条以下第十八条以上ニ準拠シ、撰挙スヘキモ

ノトス、

但議員ノ數ハ、第一章第六条ノ定員ニ依ル、

第廿一条 総テ議員ノ任期ハ六年トシ、三年毎ニ全數ノ半

ヲ改選ス、第一回三年期ノ改選ヲ為スハ、抽籤法ヲ以テ

其退任ノ人ヲ定ム、但前任ノ人ヲ再選スル事ヲ得、

第廿二条 議員ノ内、区町村会法第十条ノ資格ヲ失スルカ

又ハ同条但書ノ場合ニ遭遇スルカ、其他總テ欠員アル時

ハ、更ニ之レニ代ル者ヲ選挙ス、

第三章 議 則

第廿三条 議員半数以上出席セザレハ、当日ノ會議ヲ開クヲ得ス、

第廿四条 會議ハ過半数ニ依テ決ス、可否同数ナル時ハ、

議長ノ可否スル所ニ依ル、

第廿五条 郡長戸長ハ、會議ニ於テ議按ノ趣旨及決算報告ノ質問ニ対シ、之ヲ弁明シ、又タハ郡書記用掛ヲシテ、之ヲ弁明セシムルヲ得、

第廿六条 會議ハ、傍聴ヲ許ス、但議長ノ意見ヲ以テ之ヲ禁スル事ヲ得、

第廿七条 會員ハ會議ニ方リ、充分討論ノ權ヲ有ス、然レトモ、人身上ニ付テ褒貶毀誉ニ涉ル事ヲ得ス、

第廿八条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ、議長之ヲ制止シテ、其命ニ順ハサル者アル時ハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ涉ル者ハ、警察官吏ノ処分ヲ求ムルヲ得、

第四章 開 閉

第廿九条 町村会及聯合町村会ハ、毎年一度四月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命ス、其会期ハ五日以内トス、

第卅条 通常会期ノ外、會議ニ付スヘキ事件アル時ハ、戸

長ハ臨時会ヲ開ク事アル可シ、但其会期ハ三日以内トス
此場合ニ於テハ、該会ヲ要スル事由ヲ詳記シ、当聴へ届出ツヘシ、

第卅一条 区町村会法第六条ノ場合ニ於テ、前議員ノ未タ議定セサル議按アル時ハ、後任議員ヲシテ之ヲ議定セシム、

4〔聯合町會議事細則〕

鹿兒島郡新町・六日町・築町・金生町・潮見町・大黒町・泉町・呉服町・松原通町・船津町・堀江町・中町・住吉町・生産町・易居町

聯合町會議事細則ノ儀ニ付伺、

本年九月三日御庁甲第百弍号御布達町村会規則第十一条ニ
拠リ、聯合町會議事細則別冊之通相定メ、施行致度候間、
至急御認可相成度、此致奉伺候也、

明治十七年十月十四日

鹿兒島郡新町外拾四町

戸長 丹下伊左衛門

鹿兒島県令渡邊千秋殿代理

鹿兒島県大書記官 多賀義行殿

財第一一〇号

書面伺之通り、

明治十七年十月廿二日

鹿兒島県令渡邊千秋代理

鹿兒島県大書記官 多賀義行印

鹿兒島郡新町・六日町・築町・金生町・潮見町・大
黒町・泉町・呉服町・松原通町・船津町・堀江町・
中町・住吉町・生産町・易居町

聯合町會議事細則

第一章 議場整理

第一条 會議ハ、午前第九時ニ始リ、午後第三時ニ終ル、

時宜ニ依リ、之ヲ伸縮スルハ、議長ノ指揮ニ仍ル、

第二条 議事ノ終始ハ撃拆ヲ以テ之ヲ報ス、

第三条 議員ノ席次ハ、予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ、毎会其

席ニ着クモノトス、

第四条 議員ノ議長ヲ呼フハ、其氏名ヲ称ヘスシテ議長ト

呼ヒ、議長議員ヲ呼ヒ、議員互ニ呼フモノモ、總テ席次

ノ番号ヲ用フヘシ、

第五条 議長ハ議事中議場ヲ整理シ、議員若シ規則ニ背ク
等、止ムヲ得サル場合ニ於テハ、議員ノ発言ヲ止ムルヲ
得、

第二章 議案並修正案

第六条 議案又ハ報告書ハ、議長予メ之ヲ各議員ニ領布ス

ヘシ、

第七条 修正説ハ、第二次会ニ於テ提出スヘシ、若シ止ム

ヲ得サルモノハ、第三次会ニ於テ提出スル事ヲ得、但第
二次会ニ於テ賛成者ナキモノ、及第三次会ニ於テ五名以
上ノ賛成者ナキモノハ、動議トシテ其可否ヲ衆議ニ問ヲ
得ス、

第八条 修正説ヲ提出セント欲スルモノハ、録シテ文案ト

ナシ、之ヲ議長ニ出シ、又ハ口述スル事ヲ得、

第九条 修正説ノ否決セルモノハ、其同次会ニ於テ再ヒ之
ヲ提出スル事ヲ得ス、

第三章 議事

第十条 町會規則第六條ニ依リ、当聯合町會議員ノ數ハ、

十五人ヲ以テ定員トス、

第十一条 議事ハ通常三次會ヲ經テ定マルモノトス、其順

序左ノ如シ、

第一次会総体論、

第一項 議長先ツ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシムヘシ、

第二項 議案ニ付、質問アル時ハ、総体論ノ始ニ於テ之ヲナスヘシ、此場合ニ於テハ、議員ハ議長ノ許可ヲ得テ、其弁明ヲ求ムルヲ得、番外員ハ議長ニ向テ之ヲ弁明スルモノトス、

第三項 質問已ニ終ラバ、議員ハ議案ノ総体ニ就キ、可否ヲ論決スヘシ、

第四項 総体論ノ終ニ於テ、議案ノ主旨ヲ可決スル時ハ議長ハ第二次会ヲ開テ逐条ヲ議セシムヘシ、

第二次会逐条議

第五項 議長ハ前会ニ於テ総体論ヲ可決シタル議案ヲ逐条討議セシムル為メ、書記ヲシテ更ニ毎条ヲ朗読セシメ、議員ヲシテ条順ヲ逐ヒ討論審議セシム、但其条ノ可否ヲ決シテ後、次条ニ及ハシムヘシ、

第六項 逐条議ノ終ニ於テ、議長ハ書記ヲシテ修正諸説ノ可決セシムルヲ輯録セシメ、原案ト俱ニ第三次会ノ議案トス、但其条節ノ整理ヲ要スル時ハ、之ヲ委員ニ付シ、其報告ヲ待テ第三次会ヲ開クヘシ、

第三次会確定議

第七項 議長ハ、書記ヲシテ前会ニ於テ逐条議決セシ議案ヲ朗読セシメ、其可否ヲ問フテ、全案ノ議決ヲ確定ス、

第四章 發言

第十二条 發言セント欲スル議員ハ、先ツ起立シテ議長其番ト呼ビ發言ヲ知ラシメ、議長ハ其議員ヲ某番ト呼ビ發言ノ許可ヲ知ラシム、若シ二人以上同時ニ起立シテ發言セントスル時ハ、議長其一人ヲシテ發言セシム、討論間答ト雖モ、必議長ニ向テ演述スヘシ、其互ニ相応答スルヲ許サス、又議長ノ許可ヲ得ルニ非レハ、着席ノ儘發言スルヲ許サス、

第十三条 一議員發言中ハ、他ノ議員ハ黙聴シテ其發言ヲ満場ニ洞達セシムヘシ、

第十四条 一議件未タ議シ了ラサルニ、他ノ議件ヲ發言スヘカラス、

第五章 決 議

第十五条 議案朗読ノ後、暫クシテ發言ナキ時ハ、議長ハ全会一致ト認め、之ヲ決スヘシ、

第十六条 出席ノ議員ハ、可否ノ数ニ入ラサルヲ得ス、

第十七条 可否ヲ決スルノ法ハ、各議員ノ起立、或ハ投票等、議長便宜ニ定メ用フヘシ、

第十八条 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ、其数多ナルハ、最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニス、其先後ニ論アル時ハ、議長之ヲ決シ、或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ、

第十九条 議員三名以上ノ請求ニ因リ議案ヲ分合シ、又ハ条項ノ順序ニ拘ハラシテ、議決セントスル時ハ、議長之ヲ決シ、或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ、

第二十条 弁論未タ終ラスト雖トモ、議長ニ於テ論旨既ニ尽タリト認ル時ハ、可否ノ決ヲ取ル事ヲ得、

第二十一条 可否ノ数ハ、書記之ヲ検査シ、其決定ハ議長之ヲ陳告ス、

第六章 小會議

第廿二条 小會議ハ議案ノ細目、若クハ報告書ニ就キ、質問ヲ要スル時之ヲ開ク、

第廿三条 小會議ハ傍聴ヲ許サス、

第七章 委員

第廿四条 議員三名以上ノ請求ニ因リ、委員ヲ撰ミ、議案若クハ修正案ヲ査理セシメントスル時ハ、會議ノ決ヲ取ルヘシ、

第廿五条 委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命シ、又ハ議員ヲシテ之ヲ撰挙セシムヘシ、但奇数ヲ以テ之ヲ定ム、

第廿六条 委員ハ其付托セラレタル全案ヲ取捨シ、或ハ之ヲ改正スル事ヲ得、其意見ハ最多数ニ依テ之ヲ決シ、其理由ヲ録シテ、議長ニ報告スヘシ、但第十条第六項ノ場合ニ於テハ、条節ヲ転置シ、字句ヲ修飾シ、欠条補足スル事ヲ得ルト雖トモ、其議決セル条節ノ意義ヲ変更スル事ヲ得ス、

第廿七条 修正説ヲ提出シタル者、及原案者ハ、委員会ニ列シ、修正又ハ議案主旨ヲ弁明スル事ヲ得、但可否ノ数ニ入ル事ヲ得ズ、

第八章 議場取締

第廿八条 議事中ハ、議員相私語シ、或ハ吸咽、若クハ雑沓スルヲ許サス、

第廿九条 議事中ハ、議員漫ニ議席ヲ退ク事ヲ許サス、

第三十条 議事中ハ、議長ノ許可ヲ得サル者、議席ニ着ク事ヲ許サス、

附則

第卅一条 議長ノ意見ヲ以テ、議員ヲ数組ニ分チ、毎組幹事一名ヲ撰定セシメ、組中諸伝達等ノ事ヲ掌ラシム、

第卅二条 議員欠席スル時ハ、其事由ヲ議長二届出ヘシ、

5〔初市開設ノ勧誘〕

来ル三月十七日乃旧二月一日ヨリ興業館門前ニ於テ、従前ノ通、初市開設ノ儀、御允可ノ上、開市ノ筈ニ付、左ノ商業者へ出店候様、御勧誘被成下度、就テハ場所区域有之狹隘ニ付、出店致度者ハ、至急当会議所へ通告候様、御達被下度、尤由込ノ順序ヲ以テ、配地可致ニ付、遅延相成、場所相満候節ハ、出店難相整候間、右希望ノ者ハ、至急申込候様致度ニ付、可然御取計被下度、此段及御依頼候也、但呉服古物ノ両商ハ、已ニ出店ノ賦ニ付、為御心得申添候也、

明治十八年二月廿四日

鹿兒島商法会議所

会頭 山田海三郎

新町外十四ヶ町

戸長役場御中

一 呉服店

一 古道具店

一 古手店

一 陶器店

町会記録

手遊道具店

下駄店

西洋小間物店

金物店

書籍店

辻店

陶器店

金物店

下駄店

手遊道具店

書類店

菩薩堂通

石燈籠通

菩薩堂通

石燈籠通

中町通

久留市左衛門

今村武兵衛門

大迫新左衛門

林 森之助

吉田幸兵衛

右人員出頭為致、先刻御依頼ニ基キ、同業中至急協議ヲ遂ケ、開市場所申出候様、懇々致説諭置候間、猶於貴所御懇諭相成候様致度、此段及御回答候也、

明治十八年二月二十四日

新町外十四町

戸長 丹下伊左衛門

商法会議所会頭

山田海三郎

6〔新旧戸長引継明細仕訳書〕

一 戸数七百八拾三戸 呉服町外三ヶ町賦課額壹戸二付拾式錢五厘

此税金九拾七円八拾七錢五厘

内一金八拾三円八拾七錢五厘 郡役所へ上納済

一 全八円五拾錢 赤貧無財産及無届転簿等郡役所へ

進達済

一 全五円五拾錢 役場現在金

一 營業稅賦課額

金貳百六拾六円七拾三錢六厘

内金百五拾七円七拾七錢八厘 役場へ收入額

全百八円九拾五錢八厘 未納額

一 雜種稅賦課額

金四拾壹円五拾六錢

内金六円九拾七錢五厘 役場現在高

全拾八円四拾五錢 郡役所へ上納済

全拾六円拾三錢八厘 未納

一 雜種月稅ノ部

人力車式人乗 貳拾七輛

金拾壹円六拾貳錢五厘

自七月 至九月 三ヶ月分

内金四円七拾五錢 郡役所へ上納済

全六円八拾七錢五厘 未納

前書之通、相違無之候也、

明治十七年十月

鹿兒島郡呉服町外三ヶ町

旧戸長 石塚真次郎 印

新任戸長 丹下伊左衛門殿

7〔小学校授業料ニ関スル伺書〕

小学校授業料之義ニ付伺

尋常松林小学校

全 名山小学校

生徒授業料壹人ニ付壹箇月金拾錢

右ハ、客年十二月県令第四十三号小学校授業料規程第一条

ニ依リ、前記之通相定メ、徴収致度候条、御認可相成度、

此段相伺候也、

明治二十年一月廿七日

鹿兒島県新町外十四町

戸長 丹下伊佐衛門

鹿兒島郡知事 渡辺千秋殿

8 (小学校廢合及松林尋常小学校資産等処分方法ニ関スル
伺書)

客年県令策廿五号ヲ以テ、当第三学区内ニハ松林名山ノ兩尋常小学校御指定相成、夫々教育致来候処、爾来就学兒童ノ教モ増加シ、校舍狹隘ノ不便ヲ感シ候折柄、幸ヒニ先般女子小学校建築用トシテ、御払下相成候旧鹿兒島中学敷地跡、及名山小学校敷地内、右兩小学校ヲ移転合併シ、更ニ建築スルニ於テハ、別ニ女子小学校建築ノ手数ヲモ省キ、将来教育ノ隆盛便益ヲ計画致度候条、茲ニ臨時聯合町会之評決ヲ經テ、松林尋常小学校資産方法等ヲ具シ、此段相伺候也、

明治二十年十一月五日

鹿兒島県新町外十四町

戸長 丹下伊左衛門 團

鹿兒島県知事 渡辺千秋殿

9 (松林尋常小学校ヲ廢止名山小学校へ合併ノ事)

一 合併目的

現今ノ名山松林兩校ノ校舍ハ、狹隘ニシテ、当区内学齡兒童就学志願者ノ入学ヲ許スニ充タズ、殊松林尋常小学校々舎大破ニ及ヒ、既ニ修繕之秋到レリ、且将来

維持經濟ノ便利勿論、經費減額スルニ由ル、
位置

薩摩国鹿兒島郡易居町旧中学校敷地跡及名山校敷地、

名称

名山尋常小学校、

一 学課学期課程

本年二月一県令第六号ノ学期ニ由ル、

一 試験法

本年本県御達ニ由ル、

一 教科用書及器械

本年二月県令第十号第二項ニ依リ、従前ノ教科用書ヲ

適宜採用シ、器械ハ従前ノ品類、

一 入学退学及休日

生徒罰則

生徒心得

一 參觀人心得

本県御達ニ由ル、

一 授業料

金拾弍錢宛 老戸二名以上出校スルモノハ、老名ノ外、其半額ヲ徴収ス、

一 生徒ノ員数

第五部 近代關係史料

千六百名 内 男生徒 千五百名
女生徒 五百名

教員職務心得

本県御達ニ由ル、

教員々数及俸給

内訓導八名

月俸八円宛、

授業生廿名

全五円ヨリ弍円五拾錢迄
平均四円

敷地建物

一 旧中学校跡敷地千弍百六拾六坪四合、

建物総二階上下七百拾壹坪、

一名山小学校敷地五百拾三坪弍合五勺、

建物二階上下共弍百三拾三坪半、

右別紙略図ノ通、

經費收入及支出

一 内収入

金千六百廿円

授業料

全七百五拾六円

補助費

計弍千三百七拾六円

支出

金百四拾四円

校長俸給

全七百六拾八円

訓導俸給

全九百六拾円

授業生俸給

全百四拾四円

小使給

全四拾円

小使給

全弍百円

書籍備附品及修繕費

全百弍拾円

消耗費

計弍千三百七拾六円

一 金四千五百円

内金九拾円四拾壹錢壹厘

旧中学校跡地所ノ内七百六拾六坪四合、

払下代金及地券証下渡手数料等迄

全弍千八百九円五拾八錢九厘

諸 材木及石垣等費用

全千六百元 大工其他諸職工賃

10 (松林尋常小学校廢止ニ付処分方法)

一 松林尋常小学校廢止、名山尋常小学校へ合併スルニ付

松林小学校ノ資産ニ属スル左記ノモノハ、總テ名山小学

校へ合併セルモノトス、

一 学校敷地 五百廿坪壹合

一 建家 弍棟

一器具 悉皆
一書籍 悉皆

学第六二六号

書面伺之跡ハ、県令第百六拾三号之通、可相心得候事、

明治二十年十二月二十日

鹿児島県知事 渡辺千秋 閣

11〔道路敷地学校地ニ払下願〕

薩摩国鹿児島郡新町外

十四町第三学区惣代

林 尚五郎

外十四名

易居町地所登記第拾五号㊦

薩摩国鹿児島郡易居町字名山小学校前通

一 道路敷地百拾五坪五合

此払下代価金拾三円六拾四錢三厘、

但百坪ニ付金拾壹円八拾壹円貳厘、

右道路ノ儀、元来旧宮繕方一廓ノ地所内ニ有之シヲ丁丑以

降、県立中学校及町立名山小学校ノ敷地ト相成、然ルニ、

町会記録

管轄ナルニ依リ、両校便利ノ為メ、特ニ中央ニ道路設置セラレタルモノナリ、然ル処、今般当区内尋常小学校ヲ廢シ、尋常名山小学校ヘ合併ノ儀、曩キニ出願セシニ、御允可相成、目下校舍新築中ニ有之候処、余地狭隘ニシテ、遊歩場無之為メニ、苦慮罷在候処、既ニ右旧中学校地所モ、名山小学校敷地ト相成候ニ付テハ、一校地所内ニ道路有之姿ニシテ、甚ダ管理上不便ヲ生ジ候ニ付、旧来ノ通、一廓ノ地所ト相成候得バ、該校管理上便利上便利ナルハ勿論、生徒ノ遊歩場モ充分ニ相成、且ツ該道路全廢候共、實際通行人ノ不便ヲ来ス様ノ儀無之候間、何卒右道路名山校敷地ニ御払下被成下度、別紙絵図面相添、此段奉願候也、但御許可ノ上ハ、速ニ代価上納可仕候、

明治廿年十二月廿一日

右 林 尚五郎 ㊦

井ノ口卯兵衛 ㊦

池田 政徳 ㊦

岩元 源次郎 ㊦

本田 省三 ㊦

堀ノ内 常助 ㊦

山下惣左エ門 ㊦

六三五

安田助之丞 ①

松元 直助 ①

藤崎専左エ門 ①

田中平次郎 ①

福永喜兵エ ①

藤安仲之助 ①

太原常次郎 ①

竹崎仲之丞 ①

前書願之趣調査候処、代価相当ニシテ御許可相成候テモ、

何等故障ノ廉無之候也、

明治二十年十二月廿一日

鹿兒島郡新町外十四町

戸長 丹下伊左衛門 ①

鹿兒島県知事 渡辺千秋殿

農第六六号

書面願之通、地坪百拾五坪五合払下候条、代金拾三円六拾

四銭三厘納額告知書ニ依リ、上納可致事、

明治二十一年一月廿五日

鹿兒島県知事 渡辺千秋 ①

12 (地所登記済証下附願)

薩摩国鹿兒島郡易居町

式番口号

一宅地百拾五坪五合

此払下代価金拾三円六拾四銭三厘

右ノ地所、今般鹿兒島郡第三学区名山小学校敷地トシテ払

下ヲ得候ニ付、地券下附願出度候間、登記済ノ証御下附被

成下度、此段奉願候也、

明治二十一年二月八日

鹿兒島郡新町外十四町

戸長 丹下伊左衛門代理

中尾直右衛門 ①

鹿兒島登記所御中

登記所 (朱書)

鹿兒島 登記所

明治廿一年二月八日

13 (名山校舍建築費仕訳書)

一金四千八拾壹円八拾九銭七厘

内訳

金九百三拾三円貳拾三錢貳厘

是ハ大工賃從廿年十月廿七日至廿一年二月廿七日分

全六拾六円六拾錢貳厘

是ハ木挽賃ニシテ日數前ニ全シ

全五百九拾貳円三拾五錢貳厘

是ハ日雇人夫賃ニシテ日數前ニ全シ

全貳拾貳円八錢九厘

是ハ家根葺賃五百五拾四坪七合三勺ニ係ル分

全千九百五拾壹円五拾五錢七厘

是ハ木材類買入三月二日限仕払ノ分

全貳百七拾四円八拾三錢

是ハ石塀及石土基廻リニ対スル入具込

全百三円六拾壹錢四厘

是ハ諸色買入代 諸色代ト称スル木材類及石工用入具ヲ除キ其他棟上費小間々々成ル云フ

全百三円九拾九錢四厘

是ハ地所払下代佃式ケ所分

全三拾壹円六拾四錢七厘

是ハ諸品ヲ運搬シタル牛馬賃錢其他雜費

右者、廿年十月廿七日ヨリ廿一年三月二日迄ノ仕様ニ係ル建築費ニ候間、各員參考ノ為メ、概略仕訳致置候也、

14 (高等尋常小学校併置御願)

聞説ク、教育ノ方便ハ、其土地ノ適宜ニ随ヒ、其利害ヲ察シ、是ヲ施クノ宜キニ如カサルナリト、夫レ、当学区内ノ儀、人民夙ニ就学ノ急務ナルヲ悟リ、其入学ヲ志願スル者、陸續増殖シ、在来ノ校舍ニテハ狹隘ニシテ、志望者ノ意ヲ滿タス能ハサルニヨリ、従前ノ松林名山ノ両校ヲ合併シ、一ノ完全ナル校舍ヲ新築セント出願ニ及ヒ候処、御認許相成リタルヲ以テ、客年十月下旬工ヲ起シ、今ヤ將ニ其竣功ヲ告ントスルニ至レリ、寔ニ文運開進ノ今日ニ方リ、教育上ニ於テハ、無上ノ好結果ト謂ハサルヲ得ス、然レトモ、亦願ミテ經濟上ヨリ觀察スレハ、平素些少ナル學資ノ外、準備金モナキ当学区ニシテ、一時ニ七千円内外ノ新築費ヲ要セシヲ以テ、各自奮発義捐、以テ之カ支弁ニ充テタレトモ、如何セン、只其幾分ヲ補フニ足リシノミ、於是、遂ニ公借ヲ起スノ不得止境遇ニ陥リタリ、夫レ如斯、我区内一学校ノ新築費ニ於テモ、区内民力ノ能ク一時ニ其負担ニ堪ヘ能ハスシテ、巨額ノ公借ヲ起スノ始末ニ立到レリ、

然ル処、曩ニ我鹿兒島県五学区聯合ニテ、一ノ高等小学校ヲ設置ノ儀、御指定相成リタル事ナレバ、早晚御建設有之ハ勿論ノ事ナリ、就テハ、我第三学区ニ於テモ、其新築費及年々ノ經費等ヲ分担セサルヘカラサルハ、亦至当ノ事ニ存知罷在候得共、抑モ我学区内ハ、他ノ四学区ト異ナリ、全区概ネ皆商売ニシテ、營業者ノミ有之、因テハ高等小學校費ヲ議スルニ方リ、目下ノ情勢ヲ以テ想像スルニ、地租ニ賦課セン歟、或ハ戸別ニ課セン歟、地租ニハ制限アリテ已ニ極度ニ至レリ、將タ、戸別ハ貧富混同ノモノナレハ、到底多額ニ課スルヲ得ス惟リ營業税ニ至リテハ、制限モナク、又其上リ金高モ巨萬ニ登リ、賦課ニ最モ便利ナルヲ以テ、年々区内ニ於テハ、単ニ教育費ノミナラス、町費モ亦々、之レニ賦課スルコト多額ナリ、如斯多額ニ係ル營業割ヲ以テ、支弁スルヨリ外ニ道ナシ、加之ス、地方營業税ハ年々逐フテ、益々増加ヲ加ヘントスル傾向アリ、殊ニ一般商業不振ノ今日ニ到リ、尚又高等小学ノ經費分担ニ係ル課出モ有之テハ、人民其負担ニ苦ミ、非常ノ困難ヲ來タシ、生計上大ナル差支ヲ生スル者、多々有之ナラント思フテ、是ニ至レハ、實ニ寢食モ安ンセス、憂慮罷在候、將又方今ノ世運時勢ヲ觀察スルニ、百事拡張ヲ計ルヘキ時ナル

カ、將タ縮狭ヲ望ムヘキ時ニアラス、元ヨリ教育ノ如キハ一村ヨリ一郷、一郷ヨリ一郡、一郡ヨリ一國ト、其区域ヲ広クスル程、其内ニ秀才俊士モアリテ、互ニ善良ナル競争心ヲ開發シ、各々知識ヲ交換シ、他日大成ノ階梯トナランコト承知罷在候得共、何分現今当地ノ狀況ニテハ、未タ其理実相伴ハサル実績アリ、最モ其負担ノ重キ、到底支フル能ハサルノ大患アリ、旁以テ、我学区丈ハ、右五学区聯合ヲ以テ組織セス、單ニ十五ヶ町ヲ以テ、高等併置ノ小学校ヲ置キ、他町村ト分離致度儀、学区内人民ノ一致熱心希望スル処ニ有之、勿論右ニモ陳述セシ如ク、別ニ設立セラルル処ノ高等小学ニ加盟スヘキハ、道理上甚タ可然事ト存候ニ付、屢協議ニ及ヒ、区内人民ノ意見ヲモ詳察セシカ、何分ニモ人民一致ノ力ハ、断乎トシテ動カスヘカラス、仮令ヒ、理ヲ尽シ、弁ヲ費スモ、殆ト隻年江河ノ決スルヲ支フルト、一般毫モ其効力ナキコトヲ確認仕候、事情已ニ斯ノ如クナル上ハ、最早分離スルノ他、良策アルヘカラス、然リ而シテ、其高等生ヲ教養スルニ不都合ヲ感スルコトアラシ歟、將タ維持立サラン歟、此三者ニ於テ、毫モ不都合之廉無之ナリ、又初メ、五学区聯合ニテ負担ナリシヲ我学区分離スレハ、他ノ四学区ノ負担ヲ重クスルノ道理ナレトモ

是則チ、實際上他ノ学区ト利害ヲ異ニスル所ヨリ生スル
 得止事實ニシテ、若シ他学区ノ負担ヲ輕カラシメントセハ
 我区内ノ負担ノ重キヲ来シシテ不問ニ附シ去ルノ不幸ニ臨
 ル事、必然ト憂苦罷在候、又乍恐文部省ノ御趣旨モ、甚維
 持ニ不足ヲ感セス、其校舍ニ不適合ヲ告ケサル以上ハ、適
 宜ニ御認許相成ルヘキハ勿論ニシテ、人民ノ衆望モ不顧、
 幾学区幾町村ニテ聯合シ、以テ設置セラルルノ趣旨ニハ、
 万々有ラサルヘシト存候故ニ、他府県下ニ於テモ、高等尋
 常併置ノ学校許多アルハ、一ニ是ニ職由スルモノナラン、
 現ニ我鹿兒島県下ニテモ、最初簡易科ト御指定ノモノ、尋
 常科トナリ、尋常ト御指定ノモノ、高等併置ト御認許相成
 タルモノ、其数指ヲ屈スルニ違アラス、之ヲ要スルニ、維
 持方ヤ校舍及地位等ニ欠乏ノ点ナリ、不都合ヲ訴ヘサル以
 上ハ、焉リ惟フ、我学区ノミ御認許不相成ノ理由アランヤ
 ト信認仕候、事情概ネ前陳ノ次第ニテ、万止ント欲シテ止
 ム能ハサルノ場合ニ立到リ候ニ付、何卒特別ノ御詮議ヲ以
 テ、此際高等科併置ノ儀、御認許被成下度、此段奉願候
 也、

明治廿一年五月十日

鹿兒島郡第三学区内

人物惣代

| | |
|-----|--------|
| 易居町 | 本田 省三 |
| 生産町 | 池田 政徳 |
| 中町 | 藤安仲之助 |
| | 村木寛兵衛 |
| 金生町 | 飛岡如右衛門 |
| | 西元 周蔵 |
| | 太原常次郎 |
| 六日町 | 安田助之丞 |
| | 吉田新左衛門 |
| 築町 | 林 尚五郎 |
| | 慶田政太郎 |
| 呉服町 | 酒匂善次郎 |
| | 井口卯兵衛 |
| | 田中平次郎 |
| | 慶田 茂平 |
| 汐見町 | 福永喜兵衛 |
| 泉町 | 岩元源次郎 |
| 堀江町 | 藤崎専左衛門 |
| | 川添新四郎 |

住吉町

汾陽理左衛門 印

松元 直助 印

新町

堀之内常助 印

津田十左衛門 印

船津町

山下惣左衛門 印

青木喜之助 印

松原通町

竹崎仲之丞 印

平田宗右衛門 印

前書之通願出候二付奥印候也、

明治廿一年五月十八日

戸長

丹下伊左衛門 印

鹿兒島県知事 渡邊千秋殿

学第二四九号

書面願之趣、難及詮議候事、

明治廿一年九月六日

鹿兒島県知事 渡邊千秋 印

15〔鹿兒島郡新町外十四町聯合兵事会規約ノ儀二付伺〕

客年十二月廿二日本県達第式百式号町村兵事会準則ニ基キ

当鹿兒島郡新町外十四町聯合兵事会、別紙之通、規約相定
施行致度候間、御認可被成下度、此段奉伺候也、

明治廿一年一月十一日

鹿兒島郡新町 堀之内常助 印

全郡 船津町 山下惣左衛門 印

全郡 松原通町 竹崎仲之丞 印

全郡 堀江町 松元 猶助 印

全郡 住吉町 藤崎専左衛門 印

全郡 呉服町 井ノ口卯兵衛 印

全郡 大黒町 田中平次郎 印

全郡 中町 藤安仲之助 印

全郡 築町 林 尚五郎 印

全郡 生産町 池田 政徳 印

全郡 泉町 岩元源次郎 印

全郡 易居町 本田 省三 印

全郡 汐見町 福永喜兵衛 印

全郡 金生町 飛岡卯右衛門 印

全郡 六日町 吉田新左衛門 印

前書之通伺出候二付、奥印候也、

明治廿一年一月十二日

戸長 丹下伊左衛門
鹿児島郡長 末弘直方殿

兵第壹号

書面伺之趣、認可候事、

明治廿一年一月十二日

鹿児島郡長 末弘 直方 印

兵事会規約

第一章 総則

第一条 兵事会ハ、兵役服事ヲ奨励シ、陸海軍人ヲ優待スルヲ目的トス、

第二条 本会ハ鹿児島郡新町外十四町聯合兵事会ト称スルコト、

第三条 本会ニ会長一名ヲ置く、戸長ヲ以テ之ニ充テ、一町毎ニ会員ノ公撰ヲ以テ、二名以上五名以下ノ委員ヲ置く、但郡長ノ指定ヲ以テ、戸長ニ非サル者ヲ會長トナスコトアルヘシ、

第四条 本会ニ於テ規約スヘキ概目、左ノ如シ、

一 陸海軍現役志願ヲ奨励スルコト、

町会記録

一 徴兵現役者ニ慰勞トシテ、若干円ヲ贈与スルコト、
一 現役又ハ召集中公務ノ為メ、負傷シ若シクハ疾病ニ罹リ、免役セラレタル者ニ、手當トシテ若干円ヲ給与スルコト、

一 現役亦ハ召集中、死没シタル者アルトキハ、祭祀料若干円ヲ贈与スヘキコト、

一 点呼召集ニ応スル者ニ、弁当料ヲ給与スルコト、

一 現役入営者ノ父兄重病、亦ハ非常ノ災害ニ罹ルモノアル時ハ、其輕重ニ依リ、金円ヲ補助スヘキコト、

一 陸海軍行軍航海等ノ節、其行路及海岸ノ町ニ於テハ便宜飲料水ヲ供シ、軍人ニ対シ、敬礼ヲ表スル等、其他物品ノ需用アルトキハ、勉テ速ニ所用ヲ弁スルコト

第五条 左ノ各項ニ当ル者ハ、兵事会員トナルコトヲ得ス、
一 重罪 ノ刑ニ処セラレタル者、

一 窃盜及詐偽取財ノ罪ヲ犯セシ者、

一 公權停止中ノ者、

一 会員ニ於テ無資力者ト認ムル者、

第二章 會議

第六条 會議ハ、徴兵抽籤后、亦ハ臨時、戸長ニ於テ時日ヲ定メ、委員ヲ召集シ、開会スルモノトス、

第七條 第四條各項ニ該当スル金錢ノ徵収、并支出方法、

及本会ニ要スル費用ハ、委員会ノ決議ニ依ル、

第八條 委員会ニ於テ議決シタル金錢ハ、戸長ニ於テ、会

員ニ割賦徵収シ、慰勞手当金等下付スル、其他、會議ニ

関スル費用ハ、総テ戸長ニ於テ支払、其決算ハ、次会ニ

於テ、会員ニ報告スルモノトス、

第九條 會議ハ、委員過半出席スルニ非レハ、之ヲ開クコ

トヲ得ス、

第十條 會議ニ闕席スル委員ハ、議決ノ条件ニ対シ、異議

ヲ唱フルコトヲ得ス、

第十一條 此規約ハ、郡長ノ認可ヲ得テ履行スルモノトナ

レハ、改正増補スルトキハ、亦全様ノ手續ヲ為スヘキモ

ノトス、

16〔鹿児島市長候補者推薦具状〕

鹿児島県鹿児島市大字西千石馬場

式百五拾貳番戸士族

上村 行徴

文政十年正月十七日生

全県全市大字長田百四番戸士族

全県全市大字長田百卅貳番戸士族

樺山 資美

嘉永五年三月四日生

右市制第五十條ニ依リ、本会ニ於テ、市長候補者推薦致候

条、此旨具状ス、

明治廿二年五月十日

鹿児島市會議長 本田 省三

内務大臣伯爵 松方 正義殿

17〔市會議長当撰報告書〕

鹿児島市大字易居老番戸士族

議 長 本田 省三

全市山下四百六拾壹番戸士族

議長代理者 山田 海三

右ノ通、本月九日当市会ニ於テ、当撰相成候条、此段及報

告候也、

明治廿二年五月十三日

鹿児島市会

市町村制実施調査委員御中

18〔市長候補者投票ノ件〕

当市長候補者三名ニ係ル各投票数承知致度、折返御答相成度候也、

明治二十二年五月廿日

鹿児島県

市町村制実地調査委員團

市会議長 本田省三殿

追テ投票ハ、一回二三名ヲ執行セシヤ、又ハ三回ニ執行セシヤ、是又、本文ト同時ニ、御回答ヲ煩シ度候也、

当市長候補者当薦投票数之儀ニ付、御照会之趣領承、右ハ当市会ニ於テハ、法律ノ規定ニ基キ、三回即チ一人毎ニ投票執行致候、然ルニ、第一次当撰者輒チ上村行徴ハ投票一回ニシテ過半数、即チ十八点ヲ得タリ、第二次ニハ右松祐永・樺山資美・島津又七ノ三名何レモ過半数ニ至ラス、依テ本制ノ規定ニ拠リテ、多数ノ得点者右松・樺山ノ二人ヲ挙ケテ、更ニ投票ヲ為セシニ、右松祐永二十点ノ過半数ヲ得テ、当撰、第三次ニハ樺山・島津及本田省三ノ三名何レ

モ過半数ニ至ラサルヲ以テ、再ヒ前記ノ手續ヲ為シ、樺山資美二十ノ高点ヲ得テ当撰致候、此段顛末及御回答候也、

明治廿二年五月廿一日

鹿児島市会議長 本田省三

市町村制実施調査委員御中

19〔市長給料額ノ件〕

進達願

一 市長給料額ノ件具状書

右、御進達相成度候也、

明治廿二年五月廿五日

鹿児島市会議長 本田省三〔本省〕

鹿児島県知事 渡辺千秋殿

市長給料額ノ件具状

本市会ニ於テ、市制第七十六条ニ依リ、市長給料額年俸七百円ニ議決候ニ付、許可ヲ請フ、

明治廿二年五月廿五日

鹿児島市会議長 本田省三〔本省〕

内務大臣伯爵 松方正義殿

20 (助役給料額ノ件)

助役給料額ノ件具狀

本市会ニ於テ、市制第七十六條ニ依リ、助役給料額年俸四

百円ニ議決ニ付、許可ヲ請フ、

明治廿二年五月廿九日

鹿兒島市會議長 本田省三本省

鹿兒島縣知事 渡辺千秋殿

鹿兒島市會議長 本田省三殿

上村行徵

伝達候儀有之候條、即刻出頭可有之候也、

明治廿二年六月六日

鹿兒島縣庁

市會議長 本田省三殿

21 (市長就任ノ件)

正六位 上村行徵

右、鹿兒島縣鹿兒島市長就任之儀、本日裁可ヲ經タリ、

明治廿二年五月卅一日

内務大臣 伯爵 松方正義印

正六位 上村行徵

右、鹿兒島縣鹿兒島市長就任之儀、本日裁可ヲ經タリ、

明治廿二年五月卅一日

内務大臣伯爵 松方正義

右、承諾就任候也、

明治廿二年六月七日

22 (助役認可ノ件)

鹿兒島市助役認可之件具狀

鹿兒島縣鹿兒島市大字易居老番戶

本日県庁ヨリ伝達之儀有之候ニ付、出頭候様申來候、依テ即刻及出頭候処、別紙写之通、裁可書伝達相成候ニ付、此段及御通知候也、

但明日、市長就任之報道、并ニ助役及参事會員撰挙之為メ、市会開設致候ニ付、御参考之為、此段申副候也、

明治廿二年六月六日

鹿兒島市會議長 本田省三

上村行徵殿

本田 省三

天保八年十一月生

可ヲ請フ、

明治廿二年六月十三日

鹿兒島市會議長

山田

海三郎

右、本月七日当市会ニ於テ、制第五拾壹条ニ依リ、助役選舉会開設候処、投票過半数ニテ、当撰相成候二付、認可ヲ請フ、

明治廿二年六月十日

鹿兒島市會議長 本田省三本省

調第一四一号

書面之趣、認可候事、

明治廿二年六月十五日

鹿兒島県知事 渡辺千秋郎

鹿兒島県知事 渡辺千秋殿

調第一三三号

書面之趣、認可候事、

明治廿二年六月十日

鹿兒島県知事 渡辺千秋郎

24〔町費、教育費等報告書借用願〕

市会第壹号

当鹿兒島市々条例及市歳出入予算調整ニ付、参照ヲ要シ候間、乍御手数、当鹿兒島市ニ属スル新町外四役場分、明治廿年度町費及教育費支収精算報告書、五日間御貸与相成度此段及御依頼候也、

明治廿二年五月十三日

鹿兒島市会

23〔収入役認可ノ件〕

鹿兒島市収入役撰任具状

鹿兒島市大字金生百拾三番戸平民

丹下伊左衛門

天保八年七月生

右、市制第五十八条ニ依リ、当市会ニ於テ撰任致候条、許

鹿兒島郡長 柴岡 晋殿

25 (家屋借用願)

鹿児島市大字山下

一 興業館 老棟

但二階ヲ除ク、

一 右構内二階作建家 式棟

一 全事務所跡 老棟

右、今般鹿児島仮市役所設置之為メ、来ル六月ヨリ向三ヶ月間借用致度、御許可ノ上ハ、損所修繕之費用ハ、惣テ当市ニ於テ之ヲ負担シ、且ツ返還之際ハ、裝飾元形之通調整候様可致候、依テ御許可相成度候也、

明治廿二年五月廿五日

鹿児島市会議長 本田省三 本省

鹿児島県知事 渡邊千秋殿

農第二九七号

書面願之趣、聞届候事、

但受渡シ儀ハ、第一部農商務課ニ申出ヘシ、

明治廿二年五月廿八日

鹿児島県知事 渡邊千秋 同

26 (市制町村制ニ関スル事項)

県甲第三〇号

市制町村制ニ関スル事項ニ付、左之通相成候間、為御心得及御通牒候也、

明治廿一年八月八日

内務書記官

鹿児島県知事 渡邊千秋殿

内務省令第四号

第一条 市制及町村制実施ニ際シ、新任市町村長ニ事務引

継結了ノ日ニ至ル迄ハ、区長・戸長・区書記・役場筆生

等ニ於テ、従前ノ通、事務取扱ヲ為ス可シ、

第二条 前条事務取扱中、地方税支弁ニ係ル吏員ノ給料・

旅費、並ニ区役所・戸長役場ノ経費ハ、総テ該年度ノ予算

算ニ抛リ、地方税又ハ町村費ヲ以テ之ヲ支弁スベシ、

第三条 市制及町村制施行ノ期日ヲ定メタルトキ、前条ノ

地方税又ハ町村費ニ関シ、未タ該年度ノ予算ヲ議定セス

又ハ議定シタル予算ノ不足アルニ於テハ、従前ノ通、府

県知事・区長・戸長ニ於テ、府県会・区町村会ノ議決ヲ

取り、前条費目必要ノ予算ヲ定ムヘシ、

第四条 市制及町村制施行ノ日ヨリ市町村税徴収ニ至ルマ

テ、市町村必要ノ費用ハ、第二条ノ費用ヲ除ク外、区长

・戸長ニ於テ、其予算ヲ設ケ、区町村会ノ議決ヲ經テ、

仮徴収ヲナスヘシ、但新市町村ト旧区町村会区域ト符合

セサル場合ニ於テハ、各区町村会ニ於テ、区々ノ予算ヲ

設ケサル為メ、府県知事ニ於テ、其標準ヲ示スコトヲ得

前項費用ハ、区町村会ノ議決ニ依リ、現在セル区町村費

又ハ共有金ヲ一時使用シ、又ハ一時ノ借入金ヲ以テ、其

費用ニ充ツル事ヲ得、

第五条 区长・戸長ニ於テ取扱タル一切ノ金穀並会計帳簿

ハ、其金穀ノ種類及ヒ所属年度ヲ區別シタル明細書ヲ製

シ、之ヲ市町村長ニ引継ク可シ、但一ノ区町村ニシテ、

二箇以上ノ市町村ニ分属シタルトキハ寸第四条ノ金穀ハ

事務引継前ニ支払タルモノヲ除ク外、人口・段別ヲ標

準トシテ、適宜各部分ニ配付シ、其他ハ人口・段別ノ最

多キ部分ノ分属シタル市町村長ヲ以テ主担トシ、其市町

村長ニ引継キ、主担市町村長ハ第七条但書精算ヲ了シタ

ル上、其所属外ノ部分ノ分属シタル各市町村ニ属スベキ

モノハ、更ニ之ヲ其市町村長ニ引継クベシ、

前項但書ノ場合ニ於テ、帳簿ノ類ニシテ分割スヘカラサ

ルモノアルトキハ、更ニ引継ク事ヲ要セス、但閲覧ノ便
ヲ妨グ可カラス、

第六条 第四条第一項ニ依リ仮徴収ヲナシタルモノハ、追

テ市町村会ニ於テ、該年度ノ収支予算ヲ議決シタル上、

市町村税各納人ニ対シ、差引徴収ヲ為スコシ、

同条第二項ニ依リタルトキハ、新ニ徴収シタル市町村税

ヲ以テ、返償ヲ為スヘシ、但一ノ区町村ニシテ二箇以上

ノ市町村ニ分属シタルトキハ、最初配付ヲ受ケタル割合

ニ応シ、各市町村長ニ於テ之ヲ徴収シ、主担市町村長ニ

於テ全額ヲ取纏メテ、其返償処分ヲ為スコシ、

第七条 区长・戸長ニ於テ未タ精算ヲ了セサル区町村費ハ

其引継ヲ受ケタル市町村長ニ於テ、之カ精算ヲ作り、市

町村会ニ報告ス可シ、但一ノ区町村ニシテ二箇以上ノ市

町村ニ分属シタル時ハ、主担市町村長ニ於テ精算ヲ作り

主担市町村長ハ其市町村会ニ報告シ、其所属外ノ部分ノ

分属シタル市町村ニ於テハ、主担市町村長ヨリ之ヲ其各

市町村長ニ送付シテ、其市町村会ニ報告セシム可シ、

第八条 前条精算ノ場合ニ於テ、残余金アルトキハ、市町

村長ニ於テ、旧区町村ニ割戻ヲナス可シ、但一ノ区町村

ニシテ二箇以上ノ市町村ニ分属シタルトキハ、該年度区

町村費実収入ノ割合ニ依リ、主担市町村長ニ於テ割戻ノ高ヲ定メ、其所属外ノ部分ノ分属シタル市町村ノ分ハ、其市町村長ニ配付シ、各其割戻ヲナス可シ、

第九条 第七条精算ノ場合ニ於テ、不足金ヲ生シタルトキハ、市町村会ノ決議ヲ経テ、旧区町村ヨリ追徴補充ス可シ、但一ノ区町村ニシテ二箇以上ノ市町村ニ分属シタルトキハ、主担市町村長ニ於テ、該年度区町村費実収入ノ割合ニ依リ、其補充予算ヲ作り、其所属外ノ部分ノ分属シタル市町村ノ分ハ、其市町村長ニ送付シ、各市町村会ノ決議ヲ経テ、其旧区町村ノ部分ヨリ追徴補充ス可シ、

第十条 不納ニ属シタル区町村費ニシテ、精算報告後ニ於テ追徴シタルモノハ、各市町村ノ臨時収入トナス可シ、

第十一条 従前郡部ト經濟ヲ異ニセサル区、若クハ郡部内ノ市街地ニ市制ヲ施行スルトキハ、該市ハ地方税費目中郡区庁舎建築修繕費、並郡吏員給料旅費及庁中諸費ノ負担ニ任ス可カラサルヲ以テ、該費ハ市制施行ノ後ハ、市ニ賦課セサルモノトス、但第二条ノ諸費ニ係ルモンハ此ノ限ニアラズ、

明治廿一年八月十八日

内務大臣伯爵 山縣有朋

27 (市長村制ニ関スル指令)

県甲第二一号

市制町村制ニ関スル事項ニ付、左之通、指令並訓令相成候間、為御心得、及御通牒候也、

内務書記官

鹿児島県知事 渡邊千秋殿

鹿児島県伺 明治廿二年
一月十五日

本県鹿児島市街ノ儀ハ、従来区制ヲ施カスシテ、一般ノ郡制施行ニ候処、曩ニ上申候如ク、今後ハ之ニ市制ヲ施行候筈、仍テ他日弥法律実施ノ場合ニ臨テハ、去ル明治十九年七月廿日付大臣訓令第五一〇号第八項ニ掲タル郡区长ニ於テ、便宜施行シ得ルノ事件及県知事ヨリ特ニ分任処行セシメタル事件ノ類ハ、将来ニ於テモ市長ヲ便宜施行セシメサルヲ得サル可シ、而シテ右ハ総テ国府県ノ行政ニシテ、市ニ属スル事務ナルヲ以テ、市制第三章第二款第七十四条市長ハ法律命令ニ従ヒ云々ノ明文ニ拠ルヘキハ勿論ノ儀ニ可有之トハ思考候得共、此命令ヲ發スルノ順序ハ、仮令曩キハ大臣ノ訓令シタル事務ニ属スルモノト雖モ、法律実施ノ後ハ、県知事ニ於テ便宜斟酌シ、分任事件ト共ニ命令シテ

処行セシメ妨ケナキ儀ニ候哉、將タ市長ニ於テ管理スヘキ
国府県ノ行政ニ属スル事務（県知事ヨリ特ニ分任スル事件ハ別段ノ事トス）ハ、別
ニ御省ヨリ規定發布セラセ候儀ニ候哉、法律実施ニ際シ、
郡町村事務引継ノ順序ヲ規定スルニ臨ミ、少シク疑義ヲ生
シ候ニ付、仰御指揮候也、

指令 明治廿二年
二月一日

市長管掌事務ノ儀ハ、従来郡区長管掌ニシテ市ニ属ス
ルモノハ、更ニ命令ヲ要セス、渾テ市長ニ引継ク儀ト
心得ヘシ、

28 〔市制施行地指定ノ件〕

内務省告示第一号

明治二十一年法律第一号市制第二百六条ニ拠リ、市制施
行地左之通指定ス、

明治二十二年二月二日

内務大臣伯爵 松方正義

市制施行地

東京府管下 東京
京都府管下 京都
大坂府管下 大坂・堺

町会記録

| | |
|--------|-------|
| 神奈川県管下 | 横浜 |
| 兵庫県管下 | 神戸・姫路 |
| 長崎県管下 | 長崎 |
| 新潟県管下 | 新潟 |
| 茨城県管下 | 水戸 |
| 三重県管下 | 津 |
| 愛知県管下 | 名古屋 |
| 静岡県管下 | 静岡 |
| 宮城県管下 | 仙台 |
| 巖手県管下 | 盛岡 |
| 青森県管下 | 弘前 |
| 山形県管下 | 山形・米沢 |
| 秋田県管下 | 秋田 |
| 福井県管下 | 福井 |
| 石川県管下 | 金沢 |
| 富山県管下 | 富山・高岡 |
| 島根県管下 | 松江 |
| 岡山県管下 | 岡山 |
| 広島県管下 | 広島 |
| 山口県管下 | 赤間関 |

和歌山県管下 和歌山

徳島県管下 徳島

香川県管下 高松

愛媛県管下 松山

高知県管下 高知

福岡県管下 福岡・久留米

熊本県管下 熊本

鹿児島県管下 鹿児島

29 〔市長退職ニ関スル通牒〕

鹿発第三四三号

市長退職ノ節、辞表呈出方之件ニ付、別紙之通、内務書記官ヨリ通牒有之候条、為御心得、写及御回付候也、

明治二十三年三月三日

鹿児島県第一部長

書記官 吉田 醇一

鹿児島市長 上村行徴殿

県乙第三〇号

市長退職ノ節、辞表呈出方並ニ候補者推薦之儀ニ関シ、左

ノ通、省議決定相成候ニ付、為御心得、比段及通牒候也、

明治二十三年二月二十日

内務書記官

鹿児島県知事 渡辺千秋殿

一 市長ノ辞表ハ、市会ニ呈出ス可シ、

一 市長ヨリ辞表ヲ呈出セル時ハ、市会ハ府県知事ヲ經テ

其旨内務大臣ニ具申シ、大臣ノ命令ヲ待テ、候補者三名ヲ推薦ス可キモノトス、

30 〔市町村吏員退隠料ニ関スル通牒〕

鹿発第一二一七号

市町村吏員退隠料条例之儀ニ付、別紙之通、内務省総務局長ヨリ通牒有之候条、写及御回付候也、

明治廿三年十月二日

鹿児島県第一部長

書記官 吉田 醇一

鹿児島市長上村行徴殿

県甲第五四号

是迄市町村ニ於テ、吏員ノ退隠料ヲ定ムル条例中、退隠

明治廿八年四月廿九日

内務部長

書記官 脇坂兵太郎

鹿児島市長 上村慶吉殿

追テ精算残余金ハ、市ニ在テハ翌年度ニ繰越スヘキ儀ト御承知相成度、為念申添候也、

一時限、別ニ給与金ノ例ヲ設ケントスルハ、別段ノ儀ニ有之候条、為御心得、及通牒候也、

明治廿三年九月四日

内務省総務局長 白根專一

鹿児島県知事 渡辺千秋殿

追テ是迄許可相成居候年限、若クハ一時限給与金ノ類ニシテ、退隠料ノ名義アル分ハ、直ニ改正スルニ及ハント雖モ、折ヲ以テ修正セシメラレ度候也、

31〔実業教育費国库補助金取扱ニ関スル通牒〕

第三五八九号

別紙ノ通り、実業教育費国库補助金取扱方ニ関シ、文部次官ヨリ通牒相成候条、御部内鹿児島簡易商業学校経費ハ、右ニ基キ整理相成ルべく、依命此段及御通牒候也、

第四百七十七国立銀行

第四百七十七国立銀行開業祝辞

合資協力ハ、業務持久ノ実ニシテ、運用流通ハ、理財伸暢ノ機ナリ、故ニ二者各其度ニ適シテ、而後経済ノ要旨ヲ得ルト謂フベシ、回顧スレハ、本県ノ如キ、丁丑之乱弥久シ、金融途塞リ、商估便ヲ失フ、此ノ秋ニ際シ、諸員等率先倡導、銀行条例ノ懿制ヲ奉シ、鹿児島第四百七十七国立銀行ヲ設立シ、本日ヲトシ、開業ノ式ヲ行フ、憶フニ、今日ノ後、業務ノ実固ク、理財ノ機転シ、曩キニ塞ルモノ重テ開キ、失フモノ再ヒ得、之ヲ大ニシテハ、興産ノ歩趨ヲ進メ、小ニシテハ、營生ノ方途ヲ導キ、終ニ全然経済ノ要旨ヲ得ルニ至ルハ、疑ヲ容レサル所ナリ、然リト雖、盛利ノ弊害ト並ヒ、得策ノ失敗ト対スルハ、理ノ当ニ然ル所ナレハ、必ヤ盛ニ居テ弊ヲ思ヒ、得ニ向テ失ヲ考ヘ、大利公益ヲ開成シ、以テ国家ニ報セン事ヲ是レ勉メヨ、今此ノ盛式ニ臨ミ、聊カ思想ノ所在ヲ陳ヘテ、以テ此ノ祝辞トナス

明治十二年十二月一日

鹿児島県大書記官 渡辺千秋

夫貨幣ノ世ニ流通シ、人民ノ得テ幸福ヲ待ヤ、猶草木ノ雨露ヲ得テ、生育スルカ如シ、故ニ貨幣ノ流通スルハ、之カ根柢ヲ固シ、随テ此カ増殖ヲ謀リ、以テ人民ノ幸福ヲ得セシメル所以ナリ、嗚呼、今日本行建築切已ニ竣リ、善美共ニ尽シ、爰ニ開業ノ典ヲ挙ク、予亦此ニ臨席シ、聊カ祝詞ヲ草シ、以テ永久ノ旺盛ヲ究メ、人民ノ幸福ヲ得ル、猶雨露ノ草木ヲ生育スルカ如クナラシ事ヲ希望ス、

明治十二年十二月一日

鹿児島郡々長 有馬純行

答 辞

我第四百七十七国立銀行、建築茲ニ功ヲ竣ルヲ告ク、依テ本日ヲトシ、開業ノ典ヲ行フ、幸ヒニ県官其他連席諸公ノ来臨ヲ辱フシ、一層ノ光榮ヲ我レニ加フルヲ得タルハ、生等カ深ク感謝スル所ロナリ焉、顧フニ、我第四百七十七国立銀行ノ今日ノ榮アルヤ、主トシテ忒百有余ノ株主アリ、内ニシテハ一家經濟之道ヲ理メ、外ニシテハ国家農工商ノ及サル所ヲ裨補セント欲セシニ因ルト雖トモ、抑亦一方ニ於テハ、当路諸公ノ誘掖能ク其方ヲ得、保庇能ク其度ニ適シ、他方ニ於テハ、發起諸君ノ忍耐能ク其敗ヲ保チ、嘗酸能其

志ヲ固フセシアルニ非スンハ、焉ソ其レ、能如斯ナルヲ得
ンヤ、故ニ生等ハ将来我國理財ノ機運ニ至テハ、如何ナル
變動ヲ発スルヤ、貿易市場如何ナル盈虚ヲ生スルヤ、之ヲ
今日ニ予知シ難ト雖トモ、既ニ往日ノ忍耐嘗酸ハ、化シテ
今日ノ榮トナリシヲ知ルヲ以テ、今日ノ謹勉磨励ハ、必ス
来日ノ美菓ヲ結フヲ信シ、唯小心翼翼、県官ノ所謂ル盛ニ
於テ弊ヲ思ヒ、得ニ向テ失ヲ考フルノ箴言ヲ忘レス、誓テ
合資協力ノ実效ヲ奏シ、盈ニ取り、虚ニ呈シ、廢ヲ存シ、
不及ヲ助ケ、進ンテハ益国家ノ三業ヲ裨補シ、退ヒテハ愈
營生ノ道ヲ講シ、聊カ人事ヲ尽シテ、以テ邦家ニ報スル所
アラントス、県官其他臨席諸公、幸ヒニ慮ヲ勞スル勿レ、
実ニ所志ヲ陳シテ、以テ答詞ニ代ユ、固トヨリ当路諸公ノ
須ムル所ヲ補フニ足ラサルヲ識ルナリ、

明治十二年十二月一日

第四百四十七国立銀行頭取

福山 健偉

紙幣ヲ發行シ、之ヲ通用シ、之ヲ引換フル儀ニ付、明治九
年八月一日大日本政府ニ於テ、制定シタル国立銀行条例ヲ
遵奉、当銀行ヲ創立スル為メ、其株主等協議之上、決定ス
ル所ノ条々左ノ如シ、

銀行名号之事

第一条 当銀行ノ名号ハ第四百四十七国立銀行ト称スムシ
本支店設置之事

第二条 当銀行之本店ハ、鹿児島県下鹿児島郡築町十九

番地ニ於テ設置シ、支店ハ大坂府下西区西長堀北通り
三丁目六番地ニ設置スヘシ、

資本金之事

第三条 当銀行ノ資本金ハ、四拾萬円ニシテ、五拾円ヲ
以テ壹株トナシ、總計八千株ト定ムヘシ、

但シ、国立銀行条例ノ規定ニ從ヒ、株主等ハ、其所
持株数ノ割合ニ準シテ、此資本金ヲ増減スルヲ得ヘ
シ、尤増加ノ節ハ、時宜ニヨリ、新ニ株主ヲ募ル事
アルヘシ、

第四条 何人タリトモ（外国人ヲ除クノ外）、苟モ当銀
行ノ規則ヲ奉シテ、其株式ヲ引受ケタルモノハ、都テ
当銀行ノ株主タルヘシ、

印紙
印

第四百四十七国立銀行定款

大日本政府ヨリ發行スル所ノ公債証書ヲ抵当トシテ、銀行

第四百四十七国立銀行

ハ、決シテ之ヲ引出ス事ヲ得サルヘシ、

第八条 取締役後ノ衆議ヲ以テ、其中ヨリ耆人ヲ撰ミ、之ヲ頭取トナスヘシ、此頭取及ヒ取締役ノ在職年限ハ、尠ケ年ヲ以テ限リトスヘシ、尤頭取取締役タル者、其任ニ堪ヘサルカ、或ハ取締役等ノ三分ノ二以上ノ協議ヲ以テ退任セシムルハ、此例ニアラズ、

第九条 頭取取締役等ハ、銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人並書記方・出納方・計算方・簿記方等ノ諸役員ヲ撰任シ、又右ノ諸役員等ノ給料ヲ取定メ、銀行ノ得失ヲ考ヘ、同僚ノ衆議ヲ経テ、諸役員等ヲ進退黜陟スルノ權アルヘシ、

但シ頭取取締役等ハ、又銀行ノ支配人以下諸役員等ノ職掌ヲ分課シ、其身元ノ引受人ヲ約シ、過怠金ヲ予定スルノ權アルヘシ、

第十条 頭取取締役等ハ、又向後ノ取締役撰挙ノ法ヲ定メ、此撰挙ノ衆議ニ異論起ル時ハ、之ヲ裁決スヘキ裁決役ヲ取定ムルノ權アルヘシ、

第十一条 頭取取締役等ハ、都テ銀行条例成規ノ旨趣ヲ遵奉シ、適任ノ職務ヲ執行スルノ權アルヘシ、尤条例成規ノ要旨ヲ遵奉シテ、厚ク當銀行ノ便益ヲ謀リ、万

般ノ事務ヲ注意処分スヘシ、

但シ頭取取締役等ノ失職ハ、国立銀行条例中ノ罰令ニ從テ、各自責ニ任スヘシ、

第十二条 頭取取締役等ハ、當銀行ノ処務ニ緊要ナル由合規則ヲ議定スルノ權アルヘシ、

總會之事

第十三条 當銀行ノ總會ハ、毎年第一月第七月中ニ於テ頭取取締役取極ムル所ノ場所ニ於テ之ヲ執行フヘシ、但シ取締役ノ撰挙ハ、毎年第一月ノ總會ニ於テ、之ヲ決定施行スヘシ、且第一次ノ總會ハ、開業免狀ヲ受ケシ日ヨリ三ヶ月内ニ執行ヘシ、

第十四条 頭取取締役ハ、何時ニテモ適當ナリト思考スルニ於テハ、臨時總會ヲ招集スル事ヲ得ヘシ、又人員拾名ニ下ラス其所持ノ株數當銀行總株ノ五分一二下ラサル株主等ヨリ書面ヲ以テ臨時總會ノ請求アルニ於テハ、何時ニテモ之ヲ招集セサル事ヲ得サルヘシ、

但シ右請求書ニハ、此總會ヲ要スル事件目的ヲ記載シ、之ヲ本店ヘ差出スヘシ、

第十五条 取締役ハ右請求書ヲ受取レハ、直チニ此總會ノ招集ニ取掛ルヘシ、

但シ取締役右請求ヲ受取リシ日ヨリ七日以内ニ總會
招集ノ手續ニ取掛ラサル時ハ、其請求人等自身ニ之
ヲ招集スルカ、又ハ他ノ株主等ト相謀テ、之ヲ招集
スル事ヲ得ヘシ、

第十六条 凡ソ總會ニ於テ、其事務ヲ評議処分スルニ当
テハ、必ス株主ノ総員（本人又ハ代人共）十分ノ五以
上之レニ出席スルニ非レハ（利益金分配ノ報告一件ヲ
除クノ外）、何事ヲモ着手スヘカラス、

第十七条 若シ總會ノ刻限ヨリ一時間ヲ過キテ、其定式
ノ人員臨席セサリシ時ハ、之ヲ此会日ヨリ七日目ニ延
會シ、此会ト同一ナル場所制限ニ於テ、之ヲ執行フヘ
シ、

第十八条 定式臨時ノ別ナク、總會ノ議長ハ、頭取（又
ハ副頭取）之ニ任スヘシ、

第十九条 若シ右ノ議長タルモノ、總會ノ刻限ヨリ十五
分時間ヲ過キ、猶ホ臨席セサリシ時ハ、出席ノ株主中
ヨリ名ヲ撰挙シテ、之ヲ議長ト為スヘシ、

第二十条 凡ソ總會ニ於テ事ヲ決定スルニハ、可否又ハ
同意不同意ナル發言投票之數多キモノヲ以テスヘシ、
而シテ決議済ノ次第ヲ銀行ノ簿冊ニ登録シ、議長之ニ

記名調印シ、以テ後日ノ參觀証拠ニ備ヘ置クヘシ、

第二十一条 凡ソ總會ニ當リ、發言投票ノ數相半スル時
ハ、議長ノ助說決票ヲ以テ、之ヲ裁決スヘシ、

第二十二条 凡ソ株主ノ總會又ハ取締役ノ衆議ニ於テ、
決議ノ件々ハ、後日彼是ト之ヲ誹議セサルハ勿論、其
決議ヲ以テ己レノ説ト心得信切ニ之ヲ処置スヘシ、

株主發言投票之事

第二十三条 各株主ハ其所持ノ株數拾箇迄ハ、一株毎ニ
一箇宛ノ發言投票ヲナスヘシ、又拾一株以上百株迄、
五株毎ニ一箇宛ヲ増加シ、百一株以上ハ拾株毎ニ一箇
宛ヲ増加スヘシ、

第二十四条 發言投票ハ、本人又ハ（本人幼弱又ハ狂癲
其他ノ事故アレハ）代人ニテモ苦シカラス、尤代人ハ
左ノ委任状ヲ以テ其代人タラシムヘシ、

委任状之事

明治 年 月 日 第四百四十七国立銀行之定式（又
ハ臨時）總會ニ於テ、何某ヲ拙者ノ代人トシテ發言投票為
致候、仍テ委任状如件、

明治 年 月 日 第四百四十七国立銀行株主

姓名印

第四百四十七国立銀行御中

第二十五条 当銀行ノ役員タル者ハ、他人ノ代人トナリ

テ、發言投票スルノ權利ヲ有スル事ヲ得ス、又株式券
狀ヲ当銀行ヘ借財ノ為メ質入レシタル株主ハ、自身又
ハ他人ノ代人ニテモ一切發言投票ノ權利勿カルヘシ、

第二十六条 第二十四条ノ如キ事故アツテ、代人ヲ出ス

時ハ、其代人ハ必ズ当銀行株主中ノモノヲ差出スヘシ
若シ其代人ヲ差出サスシテ、決議ノ後如何ナル異論ア
ルトモ、一切之ヲ申立ル事ヲ得サルヘシ、

諸役員之事

第二十七条 当銀行ノ役人ト称スルモノハ、左ノ如シ、

取締役 五人

内 明治十五年一月十五日株主
一同ノ集会ニ於テ、当銀行

頭取 一人

ノ事務漸次繁劇、頗ル多端
ナルヲ以テ、更ニ頭取一

支配人 一人

名ヲ置キ、其事務ヲ補佐セ
シメン事ヲ議決シ、副頭取

副支配人 一人

書記方 三人

出納方 四人

計算方 四人

簿記方 三人

但シ事務之繁簡ニ応シ、便宜之ヲ増減スヘシ、

第二十八条 頭取取締役タル者ハ、当銀行營業之全体ニ

注意シ、一切ノ事務ヲ処分シ總テ其責ニ任スヘシ、

第二十九条 取締役ハ每一週ニ其集会ヲ為シ、銀行營業

ノ要件ヲ裁定シ、之ヲ簿冊ニ登録シ、各自証印ヲ徴シ
テ後証ニ供スヘシ、

第三十条 支配人ハ頭取取締役ノ差図ヲ受ケ、各掛リノ

事務ヲ引受ケ、其担当ノ制限ニ依テ、頭取取締役ニ対
シテ、之ヲ調理スルノ責ニ任スヘシ、

營業一般事務之事

第三十一条 当銀行營業取扱時間ハ、本店及ヒ支店共、

定式（又ハ臨時）休暇日ヲ除クノ外、毎日午前第九時

ヨリ午後第三時迄タルヘシ、

但シ事務之都合ニヨリテハ、大藏省ノ承認ヲ乞フテ

之ヲ伸縮スル事アルヘシ、

第三十二条 休業ハ例月日曜日及定式ノ祝日祭日ニ限ル

ヘシ、

第三十三条 頭取取締役ノ衆議ヲ以テ決定シ、当銀行ニ

於テ用フル所ノ本店並ニ支店之印章ハ、左ノ如シ、



利益金分配之事

第三十四条 当銀行ノ総勘定ハ、毎年両度^{六月}其正算

ヲ為シ、総益金ヨリ一切ノ諸経費ヲ引去リ、利益金高
ヨリ尚又地所家作料及ヒ臨時賞与金等ヲ引去リテ、純
益金ヲ現ハシ、其純益金ノ内ヨリ別殺積金ヲ取除ケ残
リ金高ヲ以テ、総株主ヘ割賦シ付、一錢未滿ノ端数ハ
之ヲ除去シテ、後半季ノ繰込金トス、尤其精算ハ一月
七月ノ總會ニ於テ明瞭ニ之ヲ報告スヘシ、其方法則チ
左ノ如シ、総益金ノ内ヨリ一切ノ諸経費ニ引去リタル
差引残益金高百分ノ十以下、
是ハ利益金賞与配当定則ニ從テ、之ヲ配当スヘシト雖
モ、此利益金漸次増加スル節ハ、協議之上、此金額ヲ
増加スヘシ、

但シ株主ノ割賦金年一割一步以上ニ至ラサレハ、役
員賞与ノ配当ニ及ハサルヘシ、

純益金高十分ノ一以上、是ハ株高ノ二割ニ抵ル迄ヲ目
的トシテ、積立ヲ為スヘシ、尤其定限ニ滿シハ、更ニ
象議ノ上、増額積立ノ事ヲ決スヘシ、

差引残高総株高ヘ配当右計算ハ、一株ニ対シ、一ケ年
何割何分何厘ト定ムヘシ、

第三十五条 非常ノ変災等ニテ臨時ノ費用アレハ、別段
積立金ノ内ヲ以テ、之ニ充ル事アルヘシト雖トモ、通
常家屋ノ營繕又ハ一切器具ノ買入費ハ、都テ銀行年々
ノ諸経費トシテ之ヲ仕払ヒ、此積立金ヲ費消スヘカラ
ス、

第三十六条 役員賞与配当ハ、頭取取締役ノ考案ヲ以テ
其配当ヲ行フヘキモノナレトモ、予メ基準則ヲ左ニ設
ケ置クヘシ、
賞与配当金総額ノ十分ノ二

慰勞臨時賞与金手当トシテ、頭取取締役ノ間ニ預リ
置クヘシ、

差引残高ノ十分ノ三

頭取支配人及支店主任ノ者ヘ臨時交際入用トシテ附

与スヘシ、

又差引、残総額

頭取以下諸役員ノ月給高ニ割合相当ニ之ヲ支給スヘシ、

第三十七条 頭取以下諸役員配当ハ、月給高ニ応スト雖

トモ、其勤仕ノ日数ト担当勉強ノ模様トニ差等ナキヲ得サルハ、頭取取締役ハ此配当ニ於テ便宜ニ之ヲ増減スルヲ得ヘシ、

諸計算之事

第三十八条 当銀行之計算簿記方法ハ、都テ大蔵省ニ於テ制定セラレタル書式ニ従テ、詳細確實ニ之ヲ取扱フヘシ、

第三十九条 計算上毛位以下ノ小数寄零ハ、四捨五入ノ法ヲ以テ位ニ止ムヘシ、

株主ヘ報告之事

第四十条 定式総会臨時總會ヲ各株主ヘノ報告ハ、郵便到達日数ヲ除キ、少ナクトモ、其会日七日前郵便其他ノ方法ヲ以テ通達スヘシ、然レトモ他府県等遠国□住居スル者ハ、予テ本店所在ノ地ニ於テ代理人ヲ定メ、銀行ヘ届ケ□ヘシ、

第四百十七国立銀行

第四十一条 明治□年六月十五日及十二月十一日大蔵省

ヨリ下達セラレタル銀行報告差出方規則、並ニ同附録ニ照準シ、諸報告表並考課狀ヲ詳記シ、定規ニ従ヒ之ヲ大蔵省ニ上呈シ、而メ右考課狀及ヒ諸報告表ハ、毎年一月七月兩度ニ於テ、之ヲ上木シ、便宜ノ方法ヲ以テ各株主ヘ送附スヘシ、

平穩鎮店之事

第四十二条 当銀行三分二以上株主等ノ協議ヲ経テ、大蔵省ノ承認ヲ得ルニ於テハ、平穩ニ鎮店スル事ヲ得ヘシ、尤其鎮店ノ手續ハ、總テ国立銀行条例ヲ遵奉シテ、之ヲ施行スヘシ、

銀行定款更正之事

第四十三条 此定款ノ箇条ハ、当銀行株主等ノ格段決議ヲ経テ、大蔵省ノ承諾ヲ得ルニ於テ、何時ニテモ之ヲ更正加除スルヲ得ヘシ、

右之条々、株主等ノ衆議ヲ以テ相定メ、其証拠トシテ私共一同姓名ヲ記シ調印致シ候也、

明治十二年七月廿四日

島津忠欽

諏訪甚六

印

六五九

緒方壯吉 印
 川上助八郎 印
 山城新 印
 山田海三 印
 喜入久博 印
 田尻逆 印
 福寝潔 印
 永山盛繁 印
 福山健偉 印
 平田正則 印
 山田直左衛門 印
 竹内実行 印
 代印
 蘭牟田珍熊 印
 実照
 隈元彦五郎 印
 八代彦太郎 印
 伊佐岡伊右衛門 印
 久保喜右衛門 印
 曾木尚介 印
 折田長兵衛 印
 野元助八 印

曾木隆吉 印
 星野賀七郎 印
 彌寝寛造 印
 貴島四郎左衛門 印
 上床藤八 印
 海老原弥次郎 印
 柏テイ 印
 田中太郎兵衛 印
 井尻フチ 印
 溝口庄二 印
 田辺市助 印
 永吉徳二 印
 代印
 田畑田尻保 印
 逆
 中摩寒雪 印
 久保三萬騎 印
 竹内実照 印
 永岩半助 印
 河野通英 印
 林明次郎 印
 四本助七 印

池田 小次 印

市来 小吉 印

井手籠 十兵衛 印

向井 友貴 印

大脇 四郎次 印

迫田 仲之進 印

右ハ第四百十七国立銀行定款ノ正写ニシテ、其本紙ハ規則之通り、之ヲ大蔵省へ差上候、伽テ其証拠トシテ、私共自ラ姓名ヲ記シ調印致シ候也、

明治十二年七月廿四日

第四百十七国立銀行頭取

福山 健偉 印

支配人

山田 海三 印

右第四百十七国立銀行創立証書ハ其口主等書面ノ通り記載約定シタル趣ヲ正実ニ保証スルニ付、其証拠トシテ、余ハ茲ニ記名調印シ、併テ当庁ノ官印ヲ鈐シ候也、

明治十二年七月廿五日

鹿児島県令 岩村通俊 印

第四百十七国立銀行

鹿 児
島 県

右ハ第四百十七国立銀行創立証書ノ正写ニシテ、其本紙ハ正ニ之ヲ当省ニ受取り、其事ヲ承認シタル証拠トシテ余ハ茲ニ記名調印シ、併テ当省ノ印章ヲ鈐シ、以テ其銀行へ下口スルモノ也、

明治十二年八月三十日

大蔵卿 大隈重信 印

大 蔵
省 印

和田正苗辞令

鹿児島県土族屯田兵中佐和田正苗

常盤町、千葉トヨ（和田正苗の孫）所蔵。和田正苗の略歴については第七師団史（陸上自衛隊第二師団所蔵）によれば、次のとおりである。

明治十七年五月 根室外九郡長 和田正苗（鹿児島県土族）屯田兵少佐に任ず

明治十八年六月 根室県庁内に屯田兵仮事務所設置

明治十八年十月 根室国花咲郡（根室郡の誤り？）に屯

田兵屋二二〇戸建築、註・工事監督本田親美（初代旭

川戸長・町長）

明治十九年一月 兵屋建設地を和田村と称呼

明治十九年五月 二二〇戸入地、屯田兵第二大隊本部根

室郡和田村に設置

明治十九年七月 屯田兵少佐和田正苗屯田兵第二大隊長

就任

明治二十一年五月 一二〇戸入地（和田村）

明治二十二年七月 一〇〇戸入地（和田村）

明治二十二年八月 第二大隊を第四大隊と改め、和田正苗
第四大隊長に任ず

明治二十三年二月 和田正苗屯田兵少佐、参謀副官

明治二十三年十二月 和田正苗屯田兵中佐に任ず

明治二十四年六月 上川郡永山村に屯田兵四〇〇戸入地

（第三大隊）和田正苗屯田兵中佐第三大隊長に任ず（第
四大隊長は小泉屯田兵少佐）

明治二十五年八月 旭川村ウシシユペツ（現旭川市東旭川
町）に屯田兵三九六戸入地

明治二十六年五月 永山村字トウマ（現上川郡当麻町）に

屯田兵四〇〇戸入地

明治二十七年五月 屯田兵中佐和田正苗屯田兵第三大隊長

離任

陸軍大尉 和田正苗

鹿児島逆徒征討之際尽力不少候ニ付勲五等ニ叙シ年金百円
下賜候事

明治十一年六月廿二日

太政大臣 三條實美

准陸軍大尉正七位勲五等

兼根室根室花咲野付標津
目梨国後得撫新知占守郡長

和田正苗

月俸金七拾円給与候事

明治十五年三月二日

准陸軍大尉正七位勲五等 和田 正苗

根室 県

兼任根室 県 根室花咲野付標津目梨郡長
国後色丹得撫新知占守 郡長

太政大臣従一位大勲位公爵三條實美宣

根室 県 根室花咲野付標津
目梨国後得撫新知占守

郡長 和田 正苗

内閣大書記官従五位勲五等金井之恭奉

御用有之札幌出張申付候事

明治十七年九月十日

明治十八年一月廿六日

根室 県

根室 県 根室花咲野付標津目梨郡長 和田 正苗
国後色丹得撫新知占守

月俸八拾円下賜候事

明治十八年一月廿六日

准陸軍大尉正七位勲五等 和田 正苗

根室 県 下根室花咲小学校罹災ノ節校舎建築費トシテ金百円

寄附候段奇特ニ付為其賞木杯尅組下賜候事

明治十七年十二月五日

太政官

陸軍屯田兵少佐 和田 正苗

賞勲局総裁従三位勲二等伯爵 柳原前光 ㊦

元老院議官兼賞勲局副総裁従四位勲二等子爵

大給恒 ㊦

明治十九年七月廿三日

屯田兵本部

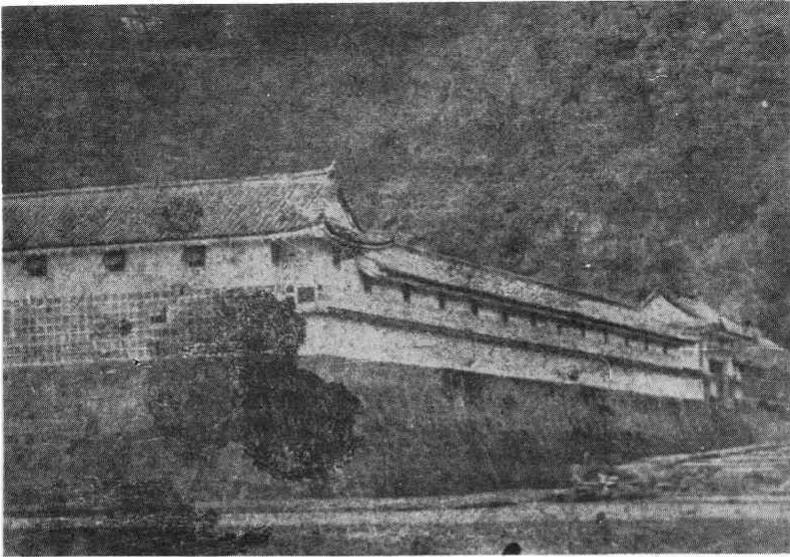
農商務省御用掛 和田 正苗

兼務御用格別勉勵候ニ付報酬トシテ金六拾円贈賂候事

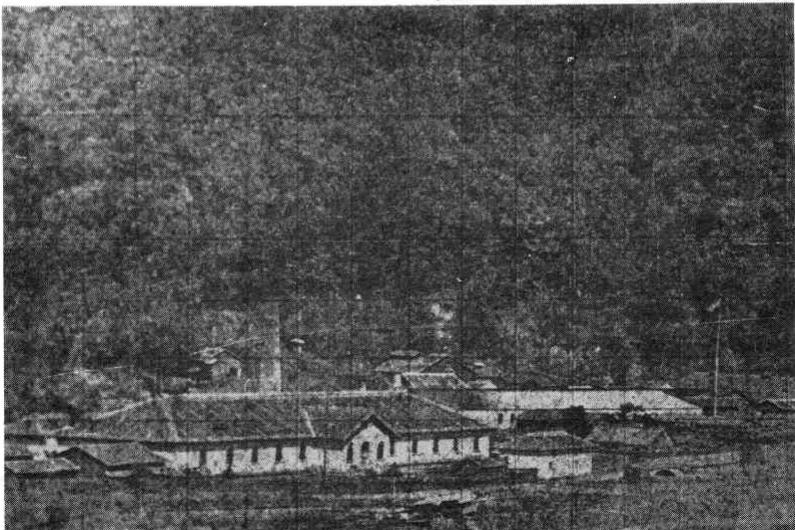
明治十七年十二月廿五日

農商務省

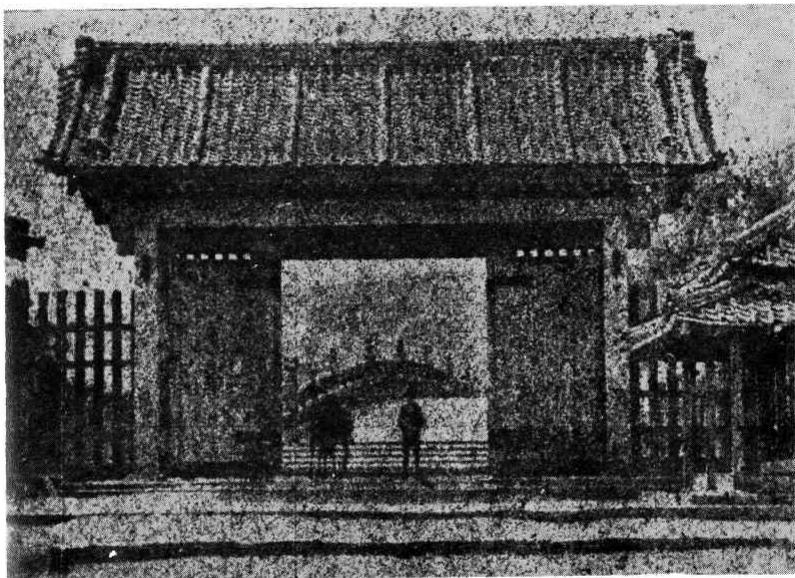
和田正苗辞令



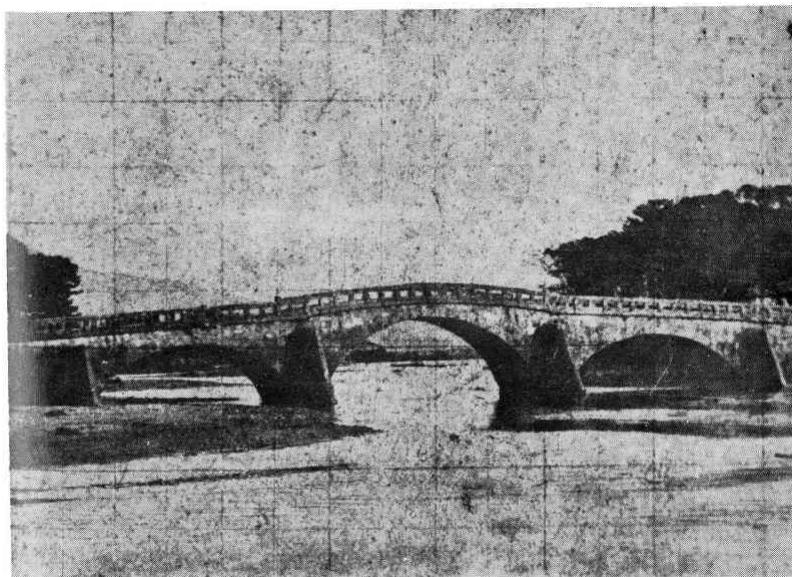
明治初期の鶴丸城（角櫓）
（東京大学史料編纂所々蔵）



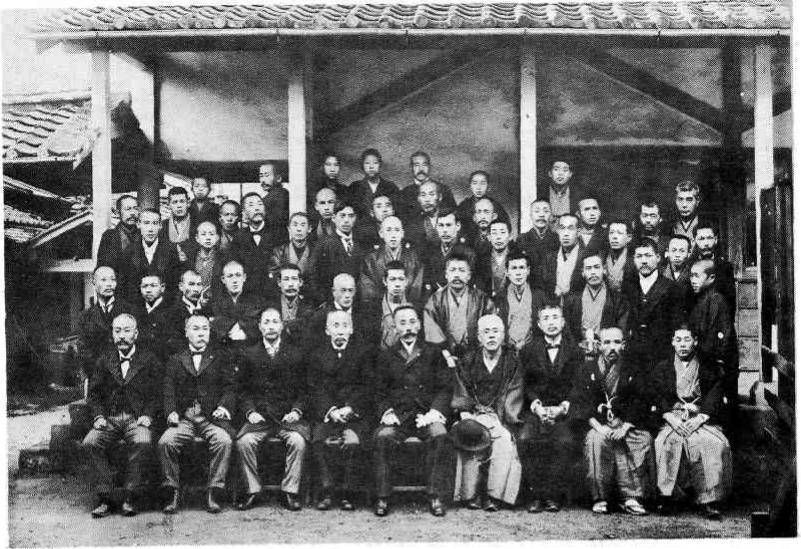
明治初期の集成館
（東京大学史料編纂所々蔵）



明治初期の西田橋門
(東京大学史料編纂所々蔵)



明治初期の武之橋
(東京大学史料編纂所々蔵)



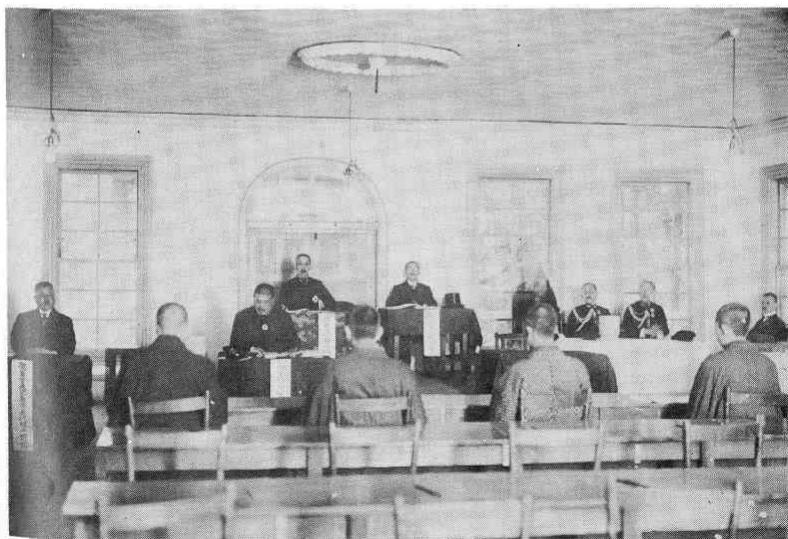
鹿児島市職員記念写真 (明治39年1月1日)
前列右から4人目第2代上村慶吉市長 (鹿児島市役所々蔵)



第11回各市長連合会出席者記念写真
(明治44年10月・於磯島津別邸) (鹿児島市役所々蔵)



鉄道開通式（肥薩線—旧鹿児島本線）前日の停車場光景
（明治42年11月19日・鹿児島駅） （鹿児島市役所々蔵）



佐世保鎮守府司令長官海軍大将 伏見宮博恭王殿下海軍徴募検査御視察
左から1人目徴募官鹿児島市長代理上野篤4人目伏見宮博恭王殿下
6人目鹿児島県知事（大正14年2月16日・於市役所）（鹿児島市役所々蔵）